資 料 編

１　防災組織に関する資料

１－１　防災関係機関一覧表

１　町

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
宝達志水町役場	宝達志水町子浦そ18番地1	29-3111	29-4623

２　消　防

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	羽咋市中央町ア185番地	22-0089	22-5319
羽咋郡市広域圏事務組合宝達志水消防署	宝達志水町敷浪1区52番地	29-3707	29-4774

３　県

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
石川県庁			
危機管理監室危機対策課防災グループ	金沢市鞍月１丁目1番地	076-225-1482	076-225-1484
土木部河川課	金沢市鞍月１丁目1番地	076-225-1736	076-225-1740
土木部道路整備課	金沢市鞍月１丁目1番地	076-225-1726	076-225-1728
石川県教育委員会	金沢市鞍月１丁目1番地	076-225-1811	076-225-1814
石川県警察本部	金沢市鞍月１丁目1番地	076-225-0110	076-225-0233
羽咋警察署	羽咋市旭町ユ20番地	0767-22-0110	0767-22-1078
羽咋警察署志雄駐在所	宝達志水町子浦ヨ72番地1	0767-29-2047	
敷浪駐在所	宝達志水町敷浪ハ170番地1	0767-29-2158	
今浜駐在所	宝達志水町麦生整3番地1	0767-28-2034	
河原駐在所	宝達志水町河原キ16番地1	0767-28-2231	
北川尻駐在所	宝達志水町免田ホ50番地8	0767-28-2237	
石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所	羽咋市石野町へ31番地	0767-22-1225	0767-22-1228

４　指定地方行政機関及びその出先機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸農政局生産部	金沢市広坂２丁目2番60号	076-263-2161	076-232-5824
近畿中国森林管理局石川森林管理署	金沢市朝霧台２丁目21番地	050-3160-6100	076-222-6215
東京管区気象台金沢地方気象台	金沢市西念３丁目4番地1	076-260-1462	076-260-1466
第九管区海上保安本部金沢海上保安部	金沢市湊４丁目13番地	076-266-6115	076-268-0356
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	金沢市西念４丁目23番地5	076-264-8800	076-233-9632

５　自衛隊

機　　関　　名	連　絡　先	所　　在　　地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊	第３科	金沢市野田町1番8号	076-241-2171
自衛隊石川地方協力本部	総務課	金沢市新神田４丁目3番地10	076-291-6250
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第３幕僚室	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第６航空団	防衛部防衛班	小松市向本折町戊267	0761-22-2101

６　指定公共機関及びその出先機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
日本郵便(株)羽咋郵便局	羽咋市川原町メ136-4	0767-22-0100	0767-22-5834
日本郵便(株)押水郵便局	宝達志水町今浜ト141番2	0767-28-2980	0767-28-2798
日本郵便(株)志雄郵便局	宝達志水町子浦甲48番地	0767-29-2000	0767-29-4753
日本郵便(株)宝達郵便局	宝達志水町上田カ206	0767-28-2981	0767-28-4526
西日本旅客鉄道(株)金沢支社広報部	金沢市広岡3-3-77	076-254-3068	076-254-3012
西日本電信電話(株)金沢支店	金沢市出羽町4-1	076-220-4151	076-223-8674
日本赤十字社石川県支部	金沢市鞍月2-48	076-239-3880	076-239-3881
日本放送協会金沢放送局報道部	金沢市大手町14-1	076-264-7033	076-224-2889
北陸電力(株)七尾支社	七尾市三島町61-7	0767-53-0203	0767-53-0541

７　指定地方公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸放送(株)報道部	金沢市本多町３丁目2-1	076-262-8111	076-232-0043
石川テレビ放送(株)報道部	金沢市観音堂町チ18	076-267-2141	076-268-2228
(株)テレビ金沢報道制作局	金沢市古府２丁目136	076-240-3344	076-240-9096
北陸朝日放送(株)総務局	金沢市松島１丁目32-2	076-269-8800	076-269-8811
(株)エフエム石川	金沢市彦三町２丁目1-45	076-262-8050	076-263-7913

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
宝達志水町土地改良区	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-2455	0767-29-2458
邑知潟土地改良区	羽咋市石野町へ27-2	0767-22-2020	0767-22-9040
はくい農業協同組合	羽咋市大田町と105	0767-26-3333	0767-26-3334
宝達志水町商工会	宝達志水町河原ト120	0767-28-2301	0767-28-8080
石川県漁業協同組合押水支所	宝達志水町今浜ソ38-1	0767-28-3503	0767-28-3503

１－２　宝達志水町防災会議条例　（平成17年３月１日 条例第12号）

改正　平成18年９月29日条例第25号　　平成25年３月15日条例第12号
平成30年３月16日条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、宝達志水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　宝達志水町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2)　石川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3)　石川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　羽咋郡市広域圏事務組合宝達志水消防署長

(7)　消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員から町長が任命する者

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項各号に掲げる委員の定数は、25人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第３条第７項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則（平成18年９月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月15日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月16日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－３　宝達志水町災害対策本部条例　（平成17年３月１日 条例第13号）

改正　平成25年３月15日条例第13号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、宝達志水町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年３月１日から施行する。

附　則（平成25年３月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　応援等に関する資料

２－１　消防相互応援協定書（羽咋市・宝達志水町・氷見市・羽咋郡市広域圏事務組合）

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

（協定の適用範囲）

第２条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　火災防ぎょのための消防隊の派遣

(2)　大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣

(3)　その他の災害に際し、防ぎょに必要な人員及び資器材の援助

（応援要請）

第４条　応援を受けようとする消防長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の消防長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

(1)　災害の種別

(2)　災害の状況

(3)　応援隊の種別、隊数及び人員

(4)　防ぎょに必要な資器材の種別及び数量

(5)　応援の場所並びに誘導員の配置場所

(6)　その他必要事項

２　応援要請者は、事後すみやかに前各号について、文書をもって応援者に提出しなければならない。

（応援の方法）

第５条　応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

２　応援は、原則として要請によるものとする。

　ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合は、この限りでない。

３　火災以外の災害に対する応援は、前２項に準ずる。

（応援の種別）

第６条　応援の種別は、次の各号によるものとする。

(1)　第１応援

別表に定める地域における火災等の災害を覚知した場合は、応援要請の有無にかかわらず、別表の応援隊を直ちに出場するもの。

(2)　第２応援

応援要請を受けた場合に、必要な応援隊を派遣するもの。

（応援出動の通報）

第７条　応援者は、要請に基づき応援出動をする場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

(1)　応援隊の種別、隊数及び人員

(2)　応援隊の長の職、氏名

(3)　資器材の種別及び数量

(4)　出動時刻

(5)　その他必要事項

２　前項の規定は、第５条第２項ただし書の場合に準用する。

（応援隊の誘導）

第８条　応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行なわなければならない。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、消防組織法第24条の６の規定に基づくほか次による。

(1)　指揮者は、応援要請市町の消防長又は消防団長とする。

(2)　指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

２　応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

（情報の収集、通報）

第10条　協定者は、情報の収集につとめ、相互に連絡しなければならない。

（応援経費）

第11条　応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

(1)　応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

(2)　応援者が災害地において調達したものの経費は、応援要請者の負担とする。

２　応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規定に基づき、処理するものとする。

３　消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき、応援要請者において行うものとする。

４　賞じゅつ金の支給については、応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。

５　現場において、応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

（協定の改正）

第12条　協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めたときは、協議するものとする。

（協定の証）

第13条　この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、各々記名押印のうえ、各１通所持するものとする。

附　則

１　この協定は、平成17年12月１日から効力を発する。

２　この協定の発効に伴い昭和55年６月27日付け羽咋市、志雄町、氷見市、羽咋郡市広域圏事務組合理事会との消防相互応援協定は廃止する。

平成17年12月１日

羽咋市長　橋中義憲　㊞

宝達志水町長　中野茂一　㊞

氷見市長　堂故　茂　㊞

羽咋郡市広域圏事務組合
組合長　橋中義憲　㊞

別　表

第１応援

応援地域			応援隊
氷見市のうち	１区	熊無・論田	羽咋市消防団 第２分団
	２区	三尾・床鍋	宝達志水町消防団 第４分団
	３区	老谷・岩ガ瀬 一ノ島	宝達志水町消防団 第４分団
羽咋郡市のうち	１区	羽咋市 菅池・神子原	氷見市消防団 熊無分団
	２区	宝達志水町 清水原・走入 見砂	氷見市消防団 速川分団
	３区	宝達志水町 所司原	氷見市消防団 久目分団

２－２　消防相互応援協定書（高岡市・宝達志水町・羽咋郡市広域圏事務組合）

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

（協定の適用範囲）

第２条　この協定は、火災等の災害発生と救急事故発生の事態に適用する。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　火災防ぎょのための消防隊の派遣

(2)　救急事故のための救急隊の派遣

(3)　その他の災害に際し、防ぎょに必要な人員及び資器材の援助

（応援要請）

第４条　応援を受けようとする消防長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の消防長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

(1)　災害の種別

(2)　災害の状況

(3)　応援隊の種別、隊数及び人員

(4)　応援活動に必要な資器材の種別及び数量

(5)　応援の場所並びに誘導員の配置場所

(6)　その他必要事項

２　応援要請者は、事後すみやかに前各号について、文書をもって応援者に提出しなければならない。

（応援の方法）

第５条　応援要請を受けた場合は、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

２　応援は、原則として要請によるものとする。ただし、別表に定める地域に発生した火災等の災害及び救急事故について、応援者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（応援出動の通報）

第６条　応援者は、要請に基づき応援出動をする場合には、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

(1)　応援隊の種別、隊数及び人員

(2)　応援隊の長の職、氏名

(3)　資器材の種別及び数量

(4)　応援の場所並びに誘導員の配置場所その他必要事項

(5)　その他必要事項

２　前項の規定は、第５条第２項ただし書の場合に準用する。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊の指揮は、消防組織法第24条の４の規定に基づくほか次による。

(1)　指揮者は、応援要請側の消防長とする。

(2)　指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

２　応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

（情報の収集、通報）

第８条　協定者は、情報の収集につとめ、相互に連絡をしなければならない。

（応援経費）

第９条　応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特定のものについては、関係当事者の協議により決定する。

(1)　応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

(2)　応援者が災害地において調達したものの経費は、応援要請者の負担とする。

２　応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規定に基づき処理するものとする。

３　応援隊の要請により消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき応援要請者が応援者と協議して行うものとする。

４　賞じゅつ金の支給については、応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。

５　現場において、応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は応援要請者において行うものとする。

（疑義）

第10条　この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項について、協定市町及び組合で、協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第11条　この協定に規定するもののほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市町及び組合の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定の有効期間は、平成17年11月21日から平成18年11月20日までとする。

２　有効期間満了の１箇月前までに、協定市町及び組合のいずれからもこの協定の改廃の意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

３　この協定の有効期間中であっても、協定市町及び組合が協議のうえ、これを改廃することができる。

４　この協定の発効に伴い平成11年10月１日付け福岡町、押水町及び羽咋郡市広域圏事務組合理事会との消防相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、各々記名押印のうえ各自１通を保管する。

平成17年11月21日

高 岡 市 長　　橋　　慶一郎　印

宝達志水町長　　中　野　茂　一　印

羽咋郡市広域圏事務組合
組　合　長　　橋　中　義　憲　印

別　表

応　援　地　域		応　援　隊
高岡市のうち	沢川	宝達志水消防署 宝達志水町消防団第１分団
宝達志水町のうち	沢川	福岡消防署 高岡市消防団五位山分団

２－３　かほく市・宝達志水町消防相互応援協定書

消防組織法第21条の規定に基づき、かほく市（以下甲という。）と宝達志水町（以下乙という。）との消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

第１条　甲市は乙町の区域内、乙町は甲市の区域内に発生した火災防ぎょのため、被災地側から応援の要請があった場合においては、相互に消防団を派遣するものとする。

(1)　甲市又は乙町の消防機関が次の区域内に火災の発生を覚知したときは、前項の応援要請があったものとみなし直ちに消防団を派遣することができる。

甲市が派遣する区域　　乙町全域

乙町が派遣する区域　　甲市全域

(2)　火災以外の災害であっても、被災地において人命救助又は災害防ぎょのため必要があると認めるときは応援を要請することができる。この場合において、応援の要請を受けた甲市又は乙町の市町（消防）長は、できる限りその要請に応ずるものとする。

第２条　この協定に基づき、応援のため出動した消防隊は、被災地側の市町（消防）長又は消防団長の指揮下による行動をするものとする。

第３条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1)　消防機械器具の故障の修理、燃料及び消防団員の手当て等の通常経費は応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給及び化学消火剤、給食等については、被応援側の負担とする。

(2)　消防機械器具の重大な破損の修理並びに建物若しくは、一般人等の損害に対する賠償又は消防隊員の公務災害補償その他の諸経費の負担については、そのつど両者が協議して定めるものとする。

第４条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は両者が協議のうえ決定するものとする。

第５条　この協定の改廃は、両者協議のうえ行うものとする。

附　則

１　この協定は平成17年８月１日から効力を生ずる。

２　この協定の締結に伴い、昭和59年４月１日高松町と押水町において締結した消防相互応援協定は効力を失う。

３　この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し双方記名押印のうえ各１通を保有する。

甲　石川県かほく市長　　油　野　和一郎　㊞

乙　石川県羽咋郡宝達志水町長　　中　野　茂　一　㊞

２－４　石川県消防防災ヘリコプター支援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第２項の規定に基づき、石川県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において「災害」とは、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（支援要請）

第４条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターによる活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（支援要請の方法）

第５条　支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法

(5)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　支援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

（支援要請方法の特例）

第６条　知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で

発災市町等と前条に定める通常の手続が取れない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

（航空隊の派遣）

第７条　知事は、第４条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、第４条の規定による支援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

３　前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

（航空隊の隊員の活動）

第８条　前条第１項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第９条　石川県は、第４条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（経費負担）

第10条　この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

（その他）

第11条　この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条　この協定は、平成26年４月１日から適用する。

平成９年４月１日付けで締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成26年３月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

２－５　災害派遣要請書様式

第　　号

年　　月　　日

石川県知事　　殿

○○市（町村）長　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1　災害の種類	
2　災害の状況及び派遣を要請する事由	
3　派遣を希望する期間	
4　派遣を希望する区域及び活動内容	
5　派遣先の責任者、連絡先	
6　派遣先への最適経路	
7　参考となるべき事項	

２－６　災害派遣部隊撤収要請書様式

第　　号
年　　月　　日

石川県知事　　殿

○○市（町村）長　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり　　部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請理由

２　撤　収　期　日　　年　　月　　日　　時　　分

３　その他必要事項

２－７　宝達志水町・氷見市災害時相互応援協定書

宝達志水町と氷見市とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、両市町の行政区域において、災害が発生した場合には相互に支援することにより、災害応急対策及び災害復旧等を円滑に行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　市町域内において災害が発生した場合は、次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは、調達して応援するものとする。

(1)　救助活動

(2)　救急活動

(3)　給水活動

(4)　被災者の受入れ業務

(5)　公共施設の復旧活動

(6)　救援物資の調達、輸送及び配給業務

(7)　被災者の介護及び医療業務並びにボランティアの斡旋

(8)　清掃活動

(9)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援要請を行う市町は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況及び応援を要請する事由

(2)　応援の種類並びに応援職員及び機器物資数

(3)　活動内容及び集結場所

(4)　応援の期間

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動）

第４条　応援要請を受けた市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。また、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な応援を実施できるものとする。

２　応援要請を受けた市町は、第２条各号に掲げる活動及び業務のうち、都合により応援できない活動及び業務がある場合は、当該要請をした市町にその旨を速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第５条　応援活動に従事する市町の応援職員は、被災市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援活動に対する便宜供与）

第６条　応援活動を受け入れる市町にあっては、応援活動に従事する市町の応援職員が行う応援活動に対して、できる限り便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

(1)　応援のために要した経費については、原則として応援を受けた市町の負担とする。

(2)　応援活動に必要な燃料及び機器資材の補給、又は応援職員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた市町が現物、又はその費用を負担する。

(3)　応援活動に従事した応援職員が受けた死傷事項等に伴う治療、補償等に要する経費については、両市町が協議して定めるものとする。

(4)　応援活動に従事した応援職員が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市町がその損害を賠償する。ただし、応援する市町から被災市町への出動途中及び被災市町からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った市町がその損害を賠償する。

(5)　その他前各号により難い費用については、両市町が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第８条　第３条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)　宝達志水町環境安全課長

(2)　氷見市総務部総務課長

（情報の交換）

第９条　両市町は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換するものとする。

（その他）

第10条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成20年８月１日

石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　中　野　茂　一　　㊞

富山県氷見市丸の内１番１号
氷　見　市　長　　堂　故　　茂　　㊞

２－８　災害時相互応援協定書

下呂市と宝達志水町とは、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害市町では十分な応急措置が実施できないときに、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第１条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車輌等の提供

(4)　消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第２条　応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、直ちに電話又はファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害及び被害が予想される状況（被害の種類、発生日時及び場所等）

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

(4)　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5)　応援の期間及び必要とされる装備品

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の派遣）

第３条　応援を要請された市町は、それぞれの管轄区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

２　応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を、また、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく相手方に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第５条　応援隊の長は現場到着、引き上げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)　職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町が負担するものとする。

(2)　前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

(3)　その他経費については、それぞれ市町間で協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第７条　第２条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置く。連絡責任者は、下呂市においては総務部総務課長、宝達志水町においては環境安全課長とする。

（体制の整備）

第８条　市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

（適用日）

第10条　この協定は、平成20年10月５日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者署名のうえ、各１通を保有するものとする。

平成20年10月５日

岐阜県下呂市森960番地
下 呂 市 長　　野　村　　誠　　㊞

石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　中　野　茂　一　　㊞

２－９　災害時の医療救護に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と社団法人羽咋郡市医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、宝達志水町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害時については、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第２条　甲は、宝達志水町地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。また、災害の規模により、他の郡市医師会への応援要請ができるものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができる。

４　乙は前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第４条　医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動はこの限りでない。

第５条　乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者に対する応急措置及び医療

(2)　傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　被災者の死亡の確認

(4)　避難場所への巡回診療

（救護班の輸送）

第６条　甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医療品等の供給）

第７条　乙が派遣する救護班が使用する医療品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供

給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第８条　乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

２　第５条第２項第２号で転送した者の収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第11条　甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

(1)　救護班の編成及び派遣に要する費用

(2)　乙が要請した、他の郡市医師会の救護に要する経費

(3)　救護班が携行した医療品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費

(4)　救護班員（乙が要請した場合の他の医師会を含む）が、医療救護において負傷（災害現場までの交通事故による負傷等を含む）し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(5)　救護所における医療器具等の損傷に係る経費

(6)　前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

２　前項に定める費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第12条　甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

（医療紛争の処理）

第13条　救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した収容施設と患者との間に医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上、誠意をもって解決のための適切な処置をとるものとする。

（細目）

第14条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定し、文書で確認するものとする。

（有効期限）

第16条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の協定期間の満了する１ケ月前までに、甲乙は乙から何らかの申し出がない場合は、期

日満了の日の翌日から更に１年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成20年７月３日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　中　野　　茂　一　㊞

乙　石川県羽咋市中央町キ６番地４
社団法人　羽咋郡市医師会
会　　長　　松　沼　　恭　一　㊞

２－10　災害時における応急対策活動に関する協力協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が宝達志水町内において発生し、甲が応援を必要とする場合において、乙が応急対策活動を行うための必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し業務内容、日時、場所等を記載した要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急対策業務）

第３条　この協定に基づく活動は、次に掲げるとおりとする。

(1)　甲が指定する施設の電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査

(2)　その他甲が要請する電気設備に関する緊急応急作業

（活動の実施）

第４条　乙は、甲から第２条の規定による要請があったときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

（業務報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務内容等を記載した報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話で報告し、その後、速やかに甲に対し文書を提出するものとする。

（経費負担）

第６条　応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(1)　応援に要した経常的経費は、乙の負担とする。

(2)　乙が災害地において、甲の要請による活動のために使用した資材等の経費は甲の負担とする。

（災害補償）

第７条　この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものと

する。

（連絡責任者）

第８条　この協定に定める事項の実施の確実を期すため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

２　連絡責任者は、甲においては環境安全課長、乙においては石川支部津幡事務所長をもって充てる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年７月28日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成20年７月29日

甲　　宝達志水町長　　中　野　茂　一　㊞

乙　　財団法人　北陸電気保安協会
理事長　　長　田　武　嗣　㊞

様式第１号

宝環第　　号
平成　　年　　月　　日

財団法人　北陸電気保安協会
理事長　　様

宝達志水町長

災害時の応急対策業務要請について

このことについて、次のとおり要請します。

１　災害の種類及び状況	
２　希望する業務内容	
３　応援を希望する日時	
４　応援を希望する場所	
５　応援を希望する期間	
６　応援先の責任者、連絡先	
７　その他必要な事項	

連絡担当課
連絡者氏名
電話番号　○○－○○○○

様式第２号

平成　　年　　月　　日

宝達志水町長　　様

財団法人　北陸電気保安協会
理事長

災害時の応急対策業務実施報告について

このことについて、次のとおり報告します。

1　業務に従事した日時	
2　業務に従事した期間	
3　実施業務内容	
4　業務に従事した人員数	
5　業務時に使用した資機材等の種類及び数量	
6　現場責任者氏名	
7　その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号　○○－○○○○

２－11　災害時における応急対策活動に関する協力協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が宝達志水町内において発生し、甲が応援を必要とする場合において、乙が応急対策活動を行うための必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し業務内容、日時、場所等を記載した要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から応援対策活動の実施について協力要請があったときは、組合員を派遣し、建設資機材及び労力の提供その他可能な限り協力を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　乙は、甲から第２条の規定による要請があったときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

（業務報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務内容等を記載した報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭または電話で報告し、その後、速やかに甲に対し文書を提出するものとする。

（経費負担）

第６条　乙が応急対策活動に要した費用の負担は、甲の負担とする。

２　甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第７条　この協定に基づいて活動に従事した者が、本活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に定める事項の実施の確実を期すため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

２　連絡責任者は、甲においては環境安全課長、乙においては石川県電気工事工業組合能登本部

長をもって充てる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の１ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成20年10月29日

甲　　宝達志水町長　　中　野　茂　一　㊞

乙　　石川県電気工事工業組合
　　理　事　長　　米　澤　　寛　㊞

様式第１号

宝環第　　号
平成　　年　　月　　日

石川県電気工事工業組合
理事長　　様

宝達志水町長

災害時の応急対策業務要請について

このことについて、次のとおり要請します。

１　災害の種類及び状況	
２　希望する業務内容	
３　応援を希望する日時	
４　応援を希望する場所	
５　応援を希望する期間	
６　応援先の責任者、連絡先	
７　その他必要な事項	

連絡担当課
連絡者氏名
電話番号　○○－○○○○

様式第２号

平成　　年　　月　　日

宝達志水町長　　様

石川県電気工事工業組合
理事長

災害時の応急対策業務実施報告について

このことについて、次のとおり報告します。

１　業務に従事した日時	
２　業務に従事した期間	
３　実施業務内容	
４　業務に従事した人員数	
５　業務時に使用した資機材等の種類及び数量	
６　現場責任者氏名	
７　その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号　○○－○○○○

２－12　災害時における応急対策業務に関する協定書

宝達志水町長（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会長（以下「乙」という。）とは、甲の管理する下水道管路施設が、風水害、地震その他の自然現象等により被災した場合（以下「被害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、施設の早期機能回復など応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第２条　この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対して、協力要請書（様式第１号）により協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

３　乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第４条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討のうえ協力業者の中から業務担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第２号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

２　前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

３　担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

４　担当業者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

５　担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第20号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行わなければならない。

６　担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判断できる写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第５条　甲は、前条第６項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

（協力の効力）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から平成22年３月31日までとする。ただし、この期間

終了の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑惑の解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑惑を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成21年６月１日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　津　田　　達　㊞

乙　石川県金沢市神田１丁目13番地１号
社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　長　谷　邦　明　㊞

様式第１号（第３条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

協　力　要　請　書

社団法人　日本下水道管路管理業協会
　中部支部　　石川県部会長　　様

宝達志水町長　　印

宝達志水町長と社団法人 日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会長とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第３条第１項に基づき、協力要請をする。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
施　設　名	
場　　所	
被害調査の状況 及び 応急措置の内容	（別添見取図等参照）
担　当　者	宝達志水町　　課 氏名 電話

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

出　動　応　諾　書

宝達志水町長　　様

社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で協力要請のあったことについて、宝達志水町長と社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部 石川県部会長とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第４条第１項に基づき、出動を応諾する。

応諾年月日	年　　月　　日
業務担当業者	住　　所 会 社 名 代表者名
業務責任者	氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２－13　メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用及び災害時における協力により、町民への情報提供及び災害時の飲料の供給を図り、もって、町民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（販売機の設置等）

第１条　乙は、甲が管理する施設内に販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。

２　乙は、販売機設置後はその維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

第２条　甲は販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」という。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」という。）を、甲の判断により適宜表示できるものとする。

２　甲がボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを、表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

（災害時における販売機を活用した協力）

第３条　甲の区域内において震度５弱以上の地震または同等以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲は災害対策本部を設置し、災害対策本部を通じ乙に対し販売機内の飲料の提供について要請を行うものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただし、販売機のフリーベンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。

３　甲は、第１項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（販売機操作のための機材）

第４条　乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーベンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（災害時におけるその他の協力）

第５条　乙は第３条第１項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

２　前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。

３　甲は、第１項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第２号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、

後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限りこの協定を１年間継続するものとし、以後毎年この例による。

２　前項の解消の申し出は、３ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成23年４月18日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町
宝達志水町長　津　田　　達　㊞

乙　富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　稲　垣　晴　彦　㊞

２－14　災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は宝達志水町内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の使用を必要とする場合において、ＬＰガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害時において避難所等へのＬＰガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別紙様式１により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　必要とするＬＰガス等の内容及び数量

(2)　ＬＰガス等を必要とする場所

(3)　ＬＰガス等の使用目的及び使用期間

(4)　その他参考となる事項

（応援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、ＬＰガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対し、文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　供給したＬＰガス等の容器別の数量

(2)　その他必要な事項

（連絡責任者）

第５条　第２条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては宝達志水町環境安全課長を、乙においては社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

２　乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（ＬＰガス等の撤去）

第６条　ＬＰガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

２　乙は、甲から前項の連絡があった場合はＬＰガス等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第７条　第３条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

（経費の支払い）

第８条　前項の規定による経費は、第３条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

（有効期限）

第９条　本協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年３月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の１か月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して、定めるものとする。

平成23年10月13日

甲　宝達志水町長　津　田　　達　㊞

乙　社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部
支　部　長　山　寺　鐘一郎　㊞

（別紙様式１）

第　　号
年　　月　　日

社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部長　様

宝達志水町環境安全課長

災害時緊急用燃料の供給要請書

災害時緊急用燃料として、下記のとおり供給を要請します。

記

１　必要とするＬＰガス等の内容及び数量
(1)　ＬＰガス　　キロボンベ　　本
(2)　調整器　　組
(3)　その他

２　ＬＰガス等を必要とする場所
宝達志水町　（施設名等）

３　ＬＰガス等の使用目的及び使用期間
(1)　使用目的
(2)　使用期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　その他参考事項

２－15　災害時における支援協力に関する協定

宝達志水町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、水害、その他災害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による町民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

２　甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

３　甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第５条　生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（物資等の価格）

第７条　生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第８条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を

事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努める。

（情報の提供）

第９条　甲は、災害時において、町民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

２　甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

３　乙は、町民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成25年３月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年２月27日

（甲）石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　㊞

（乙）石川県白山市行町西１番地
生活協同組合コープいしかわ
理　事　長　㊞

２－16　災害時における避難所開設支援協力の協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と宝達志水町商工会（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、水害、その他災害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う避難所開設支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、避難所開設を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター（以下「ネクサス」という。）を避難所開設と決定した時は、乙に対して協力要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

２　乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、ネクサスを避難所開設する時は、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書（様式第１号）を提出するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（活動報告）

第５条　乙が、避難所開設業務に従事した時は、次に掲げる事項を記載した報告書により甲に報告するものとする。

(1)　協力に要した機材、資材、消耗品等の数量及び従事者名簿

(2)　使用した施設の場所及び使用日数

(3)　その他、甲の要請により乙が提供または従事した業務に係る事項

（費用の負担）

第６条　乙が協力に要した資機材等の経費については、甲が負担するものとする。

２　前項における費用は、甲乙協議により決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、30日以内に支払うものとする。

（情報の提供）

第８条　甲は、災害時において、町民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

２　甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況並びに避難所の運営状況等について、情報交換に努める。

３　乙は、町民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては環境安全課長、乙においては事務局長とする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成26年３月31日までとする。なお、この有効期間の満了日１ケ月前までに甲乙いずれからも内容変更の意思表示がない場合、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年３月26日

甲　羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　津　田　　達　㊞

乙　羽咋郡宝達志水町河原ト120番地
宝達志水町商工会
会　　長　　坂　室　正　昭　㊞

様式第１号

平成　　年　　月　　日

宝達志水町商工会長　様

宝達志水町長　津　田　　達

避難所開設要請書

「災害時における避難所開設に関する協力協定書」に基づき、避難所の開設について、下記のとおり要請します。

日　時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
場　所	宝達志水町農村環境改善センター・産業センター（ネクサス）
内　容	避難所の開設
その他	

（要請担当者）宝達志水町災害対策本部
総務部　環境安全課長
℡２９－８１４０

２－17　災害時における隊友会の協力に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会石川県隊友会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宝達志水町において自然災害や大規模事故等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に対して要請する協力内容は、次のとおりとする。

(1)　災害関連情報の収集及び伝達

地域住民の被害状況、家屋・道路等の被害状況ほか

(2)　自主防災活動への参加、協力

住民避難支援、特に要配慮者の避難支援ほか

(3)　その他、甲が必要と求める応急対策業務

（協力要請）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができる。

２　協力要請は、文書によるものとする。ただし、災害の状況が緊迫して、文書によることが困難な場合は口頭によることができる。この場合、時後速やかに文書を送付するものとする。

３　甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

４　乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第４条　本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第５条　乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第６条　協力を行う際、乙は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

２　乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えた時は、その賠償の責めを負うものとする。

（協力のための準備）

第８条　乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

２　乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

３　乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるとともに、緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成27年３月17日

甲　宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　㊞

乙　金沢市岩出町ニ66番地
公益社団法人隊友会石川県隊友会
会　　長　㊞

２－18　災害時における物資供給に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、原則として甲が災害救助物資供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書をもって要請する時間がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙の前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担

するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成29年５月22日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　寳　達　典　久　㊞

乙　新潟県新潟市南区清水4501番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理　事　長　　捧　雄　一　郎　㊞

別　表

◆災害時における緊急対応可能な物資◆

大分類	主　な　品　種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、鎌、ホースリール、布テープ リヤカー、ハンドマイク
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、生理用品、ゴミ袋 衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

様式第１号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

災害救助物資供給要請書

NPO法人　コメリ災害対策センター理事長　様

宝達志水町長

宝達志水町とNPO法人コメリ災害対策センターが締結する「災害時における物資供給に関する協定書」第３条から第７条の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	平成　　年　　月　　日
要請の原因	
救助物資の種類及び数量	
引渡場所等	宝達志水町 平成　年　月　日（　）　午前・午後　　時　分
担　当　者	宝達志水町　　課 氏　名 電　話

２－19　災害時における支援協力に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における機材の支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宝達志水町において、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき、乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙に機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

(1)　重機類

(2)　発電機

(3)　その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　第３条の要請は、甲が支援協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（機材の引渡し等）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認したうえで、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送できない場合は、甲が定める手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により機材を搬送する場合において、その搬送車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項の費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（機材の価格）

第９条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（連絡窓口）

第10条　甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とするものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。なお、有効期間の満了日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成29年５月26日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　寳　達　典　久　㊞

乙　石川県金沢市北安江町３丁目１番33号
株式会社ヨシカワ
代表取締役　　吉　川　義　一　㊞

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

支援協力要請書

株式会社ヨシカワ代表取締役　様

宝達志水町長

宝達志水町と株式会社ヨシカワとが締結する「災害時における支援協力に関する協定書」第２条、第３条及び第６条の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
要請機材の種類及び数量	
引渡場所等	宝達志水町 年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
担　当　者	宝達志水町　　課 氏　名 電　話

２－20　災害物資の供給に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）とアルビス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、宝達志水町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができるものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとし、甲は災害物資供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により、甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他、甲が指定する物資

（物資の運搬及び引渡し）

第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者が運搬を行うことができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、指定地に職員を派遣し、物資を検収した上で引渡しを受けるものとする。

（車両優先通行の確保）

第５条　甲は、災害時において乙が物資を運搬及び供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第６条　第４条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準として、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとす

るとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成29年７月20日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　寳　達　典　久　㊞

乙　富山県射水市流通センター水戸田３－４
アルビス株式会社
代表取締役社長　　大　森　　実　㊞

別　表

主な物資の一覧

大　分　類	物　　資
食料品	水（ミネラルウォーター）、飲料（ジュース等）、米、パン、味噌、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、ベビーフード、インスタント食品、レトルト食品（主食）、お菓子、ゼリー、缶詰（イージーオープン）、野菜、果物、ふりかけ、漬物、梅干、調味料など
日用品等	洗剤、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ティッシュ、濡れティッシュ、生理用品、ラップ、ゴミ袋、マスク、ガムテープ、シャンプーなど
食器等	食器、箸、紙コップ、紙皿など
冷暖房機器等	使い捨てカイロなど

様式第１号（第１条関係）

平成　　年　　月　　日

災害物資供給要請書

アルビス株式会社　代表取締役社長　様

宝達志水町長

宝達志水町とアルビス株式会社とが締結する「災害物資の供給に関する協定書」第１条から第４条の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	平成　　年　　月　　日
要請の原因	
救助物資の種類及び数量	
引渡場所等	宝達志水町 平成　年　月　日（　）　午前・午後　　時　　分
担　当　者	宝達志水町　　課 氏　名 電　話

２－21　災害時における支援協力に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と武部機械リース株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における機材の支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宝達志水町において、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき、乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙に機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

(1)　別表に掲げる機材

(2)　その他、乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　第３条の要請は、甲が支援協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（機材の引渡し等）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認したうえで、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送できない場合は、甲が定める手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により機材を搬送する場合において、その搬送車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項の費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとす

る。

（機材の価格）

第９条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（連絡窓口）

第10条　甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とするものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。なお、有効期間の満了日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年３月26日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　寳　達　典　久

乙　石川県羽咋郡宝達志水町北川尻６－136
武部機械リース株式会社
代表取締役　武　部　秀　康

（別表）

災害時に必要な機器

１　下水道関係

(1)　発電機	３相 200Ｖ	150 kVA	１台
	３相 200Ｖ	25 kVA	５台
(2)　水中ポンプ	出力7.5kw、吐出量0.8㎥/min、全揚程30ｍ、４インチ（型式　KTZ47.5）		２台
(3)　導線	発電機と操作盤を接続する導線（20ｍ程度）（3.5スケア、15Ａ）		７本
(4)　ダンプトラック	２ｔ		３台
(5)　ユニック	４ｔ級、2.9ｔ吊		１台
(6)　サニーホース	20ｍ程度、４インチ		２本

２　上水道関係

(1)　発電機	３相 200Ｖ	60 kVA	２台
〃	３相 200Ｖ	25 kVA	２台

３　その他

燃料、燃料携行缶	必要量

様式第１号（第６条関係）

支援協力要請書

武部機械リース株式会社　　様

宝達志水町長

宝達志水町と武部機械リース株式会社とが締結する「災害時における支援協力に関する協定書」第２条、第３条及び第６条の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
要請機材の 種類及び数量	
引渡場所等	宝達志水町 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
担　当　者	宝達志水町 ＿＿＿＿＿＿＿＿課 氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２－22　災害に係る情報発信等に関する協定

宝達志水町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、宝達志水町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、宝達志水町が宝達志水町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ宝達志水町の行政機能の低下を軽減させるため、宝達志水町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、宝達志水町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　ヤフーが、宝達志水町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、宝達志水町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　宝達志水町が、宝達志水町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　宝達志水町が、宝達志水町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　宝達志水町が、災害発生時の宝達志水町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　宝達志水町が、宝達志水町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6)　宝達志水町が、宝達志水町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　宝達志水町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、宝達志水町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく宝達志水町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、宝達志水町から提供を受ける情報について、宝達志水町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、宝達志水町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、宝達志水町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、宝達志水町とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和２年６月８日

宝達志水町：石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町
宝達志水町長　寳　達　典　久

ヤ　フ　ー：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役社長　川　邊　健　太　郎

２－23　災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、宝達志水町に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、宝達志水町民の生命、財産を守り、町民生活の安定を図るため、相互に協力して廃棄物処理活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、宝達志水町地域防災計画等に基づき、甲が実施する活動について、乙が協力することに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は乙に対して、廃棄物の量及び内容等に関する初動調査（以下「初動調査」という。）並びに主として建物等の解体に伴う木くず、コンクリート塊、金属類及び被災した建物から排出される畳、大型家具等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理等について協力を要請することができるものとする。

（活動等の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、乙は甲の要請を待たずに活動の準備を行うものとする。

２　甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

３　乙は、第１項本文の規定により、甲から活動の要請を受けた場合は、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、当該指定活動場所に甲の職員等が派遣されていないときは、要請内容を踏まえ自らの判断により活動を行うものとする。

（処理方法）

第４条　乙は、前条第１項の規定による活動を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

(1)　周囲の生活環境に配慮すること。

(2)　甲が指示する応急対策としての応急分別方法により収集を行うこと。

(3)　前号に定めるほか、可能な限り災害廃棄物の再使用、再生利用を図ること。

（報告の手続）

第５条　乙は、第３条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　費用の負担は次のとおりとする。

(1)　初動調査に要した費用は、原則として乙が負担する。

(2)　初動調査以外の活動に要した費用は、活動内容、期間等を勘案し、甲乙協議してそれぞれの負担額を決定するものとする。

（費用の支払）

第７条　乙が甲に費用を請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（災害の補償）

第９条　乙の活動従事者が、この協定に基づく活動の実施により、死亡し、負傷し又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による。

（損害の賠償）

第10条　乙の活動従事者が、活動に際し第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が賠償するものとする。

（損害の負担）

第11条　第３条第１項の規定による活動で生じた損害は乙が負担するものとする。

（収集、受入れ態勢の整備）

第12条　甲は、必要により災害廃棄物の仮置場を設置し、その情報を速やかに乙に通知するものとする。

（協力体制の構築）

第13条　甲及び乙は、平時から相互の連絡体制を確認し、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則としてＥメール等災害時に有効な手段により行うものとする。

（防災意識の向上）

第14条　乙は、協会員に対して、協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、宝達志水町及び地域の防災活動への参加、協力を促すものとする。

（協　議）

第15条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（適　用）

第16条　本協定は、令和２年７月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年７月１日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　寳達　典久

乙　石川県金沢市尾山町９番13号
一般社団法人石川県産業資源循環協会
会長　毎田　正男

２－24　災害時における下水道施設の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と河北郡衛生株式会社（以下「乙」という。）は、地震及び水害による下水道災害（以下「災害」という。）の発生時における宝達志水町が保有する下水道施設（以下「下水道施設」という。）の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等（以下「清掃等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生時において下水道施設の流下機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が協力する下水道施設の清掃等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において清掃等を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対し協力要請書（様式第１号）により協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

３　乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（協力の実施と報告）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、協力の内容を検討し、出動応諾書（様式第２号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

２　前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

３　乙は甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

４　乙は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

５　乙は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第20号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行わなければならない。

６　乙は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整理するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第４条　甲は、前条第６項の資料をもとに、乙と速やかに請負契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第５条　この協定の期間は協定締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年12月14日

甲　羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　寳　達　典　久

乙　かほく市高松丁90番地１
河北郡衛生株式会社
代表取締役社長　蔵　岡　　修

様式第１号（第２条関係）

宝　第　　号
令和　　年　　月　　日

協　力　要　請　書

河北郡衛生株式会社
　代表取締役　蔵　岡　　修　　様

宝達志水町長　　印

「災害時における下水道施設の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等に関する協定書」第２条第１項の規定に基づき、協力を要請をする。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
施　設　名	
場　　所	
被害調査の状況 及び 応急措置の内容	（別添見取図等参照）
担　当　者	宝達志水町＿＿＿＿＿＿課　電話＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

出　動　応　諾　書

宝達志水町長　　様

河北郡衛生株式会社
代表取締役　蔵　岡　　修

令和　　年　　月　　日付け　　宝　第　　号で協力要請があったことについて、「災害時における下水道施設の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、出動を応諾する。

応諾年月日	年　　月　　日
業務責任者	氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２－25　宝達志水町と北國新聞販売所との連携に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と北國新聞押水南部販売所、北國新聞押水販売所、北國新聞押水西部販売所、北國新聞販売株式会社志雄営業所（以下４カ所をまとめて「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、宝達志水町の向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1)　安心・安全な暮らしの実現に関すること。

(2)　災害発生等に備えた取り組みに関すること。

(3)　その他、地域の安全に関すること。

２　甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第４条　乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第２条第２項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲乙それぞれ署名、押印の上、各自その１通

を保有するものとする。

令和３年９月２８日

甲

宝達志水町長　　寳　達　典　久

乙

北國新聞押水南部販売所長　　井　上　和　良

北國新聞押水販売所長　　邊　井　節　子

北國新聞押水西部販売所長　　松　井　菊　一

北國新聞販売株式会社志雄営業所長　　岡　部　和　也

２－26　宝達志水町と同町に係る郵便局の協力に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と同町に係る郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について次のとおり協定を締結する。

第１章（総則）

（締結する協定）

第１条

(1)　地域における協力協定（第２章）

(2)　災害発生時における協力協定（第３章）

（協　議）

第２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から2018年３月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

第２章（地域における協力協定）

（目　的）

第４条　この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第５条　乙は、宝達志水町内における業務中、次に掲げる場合においては、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1)　高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2)　道路の異常を発見した場合

(3)　不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

２　前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免　責）

第６条　乙は、前条第１項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第３章（災害発生時における協力協定）

（定　義）

第７条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１

号に定める被害をいう。

（協力要請）

第８条　甲及び乙は、宝達志水町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2)　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3)　郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4)　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5)　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6)　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項

(7)　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8)　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項（避難者情報確認シート、避難先届又は転居届の配布・回収を含む。）

（協力の実施）

第９条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第10条　第８条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第11条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第12条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第13条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　宝達志水町総務課長

乙　日本郵便株式会社　羽咋郵便局長又は押水郵便局長

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

2017年５月25日

（甲）　宝達志水町長

寳　達　典　久

（乙）　日本郵便株式会社　羽咋郵便局長

野　村　　昇

日本郵便株式会社　押水郵便局長

近　岡　宏　介

日本郵便株式会社　志雄郵便局長

森　　正　志

日本郵便株式会社　宝達郵便局長

赤　池　大　輔

２－27　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）とはくい農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害」という。）において、宝達志水町地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、町民の生命と財産を守り、町民生活の安定を図るため、相互に協力して応援対策活動（以下「活動」という。）を実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し、次の各号について活動を要請することができることとする。

(1)　甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

(2)　甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先給油

(3)　乙が取り扱う物資（第１号及び第２号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

(4)　乙の給油所における観光客（外国人を含む。）等の帰宅困難者及び被災者（以下「帰宅困難者等」という。）に対する水道水及びトイレの提供

(5)　乙の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報や通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報の提供

（活動等の実施）

第３条　乙は、前条第１項第１号から第３号までの規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りの活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、甲の要請を待たずに活動の準備を実施するものとする。

２　甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

（報告の手続き）

第４条　乙は、前条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　第２条第１項第１号から第３号までの規定により、乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとする。

（費用の支払）

第６条　供給先は、乙から請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（取引価格）

第７条　石油類燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、供給先と乙が協

議したうえ決定するものとする。

（事故等）

第８条　乙は、活動に際し、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　第３条第１項の規定による活動で生じた損害は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（協力体制の構築）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則として電子メールなど災害時に有効な手段により行うものとする。

２　甲と乙は、活動を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

（防災意識の向上）

第11条　乙は、当該組合員に対して協議の定義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、町及び地域の防災活動に参加、協力を促すものとする。

（町民への周知）

第12条　甲及び乙は、協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について町民へ周知するものとする。

（協議）

第13条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第14条　この協定は、締結日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年２月４日

（甲）石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長
寶　達　典　久

（乙）石川県羽咋市太田町と105番地
はくい農業協同組合
代表理事組合長　　山　本　好　和

２－28　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と石川県石油販売協同組合羽咋支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害」という。）において、宝達志水町地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、町民の生命と財産を守り、町民生活の安定を図るため、相互に協力して応援対策活動（以下「活動」という。）を実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し、次の各号について活動を要請することができることとする。

(1)　甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

(2)　甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先給油

(3)　乙が取り扱う物資（第１号及び第２号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

(4)　乙の給油所における観光客（外国人を含む。）等の帰宅困難者及び被災者（以下「帰宅困難者等」という。）に対する水道水及びトイレの提供

(5)　乙の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報や通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報の提供

（活動等の実施）

第３条　乙は、前条第１項第１号から第３号までの規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りの活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、甲の要請を待たずに活動の準備を実施するものとする。

２　甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

（報告の手続き）

第４条　乙は、前条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　第２条第１項第１号から第３号までの規定により、乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとする。

（費用の支払）

第６条　供給先は、乙から請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（取引価格）

第７条　石油類燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、供給先と乙が協

議したうえ決定するものとする。

（事故等）

第８条　乙は、活動に際し、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　第３条第１項の規定による活動で生じた損害は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（協力体制の構築）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則として電子メールなど災害時に有効な手段により行うものとする。

２　甲と乙は、活動を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

（防災意識の向上）

第11条　乙は、当該組合員に対して協議の定義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、町及び地域の防災活動に参加、協力を促すものとする。

（町民への周知）

第12条　甲及び乙は、協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について町民へ周知するものとする。

（協議）

第13条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第14条　この協定は、締結日から適用する。

２　この協定は、甲及び乙に加盟している宝達志水町内に事務所または事業所を有する者に対して適用するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年２月４日

（甲）石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長
寳　達　典　久

（乙）石川県羽咋郡志賀町富来地頭町７の90番地
石川県石油販売協同組合羽咋支部
支部長　　山　寺　鐘　一　郎

２－29　災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

宝達志水町（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、宝達志水町域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)　「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

(2)　「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

(3)　「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

(4)　「避難所等」とは、支援物資の配達先となる宝達志水町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

(5)　「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、宝達志水町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(1)　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

(2)　配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3)　甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4)　荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条　本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第11条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するもの

とする。

（協議）

第13条　本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第14条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名の上、それぞれ１通を保有する。

令和４年５月30日

甲　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地１
宝達志水町長　　寳　達　典　久

乙　石川県金沢市木越町ト80番地
佐川急便株式会社　北陸支店
支店長　　荻　野　　崇

３　情報・通信に関する資料

３－１　速報及び被害状況等の報告様式

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	被害の種　類	負傷の程　度	被　害　者					備　考（処置）
						住所	氏名	性別	年令	職業	

イ　住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種　類	対策又は状況	世　帯　主				世帯人員	被害額（千円）	備考
							住所	氏名	年令	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程　度	対策又は状況	被害額（千円）	備　考

エ　田（水稲）・畑

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	種別	流　失（ha）	埋　没（ha）	冠　水（ha）	浸　水（ha）	倒　伏（ha）	その他	作　物被害額（千円）	備　考

オ　文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程　度	対策又は状況	被害額（千円）	公立私立別	備　　考

カ　道路・橋りょう

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内　容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川・海岸・港湾・砂防

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備　　考

ク　水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧計画	備考
				戸数（戸）	人口（人）	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				

ケ　下水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	下水道事業名（公共、特環、流域）	被災位置	種　別（管渠、処理場等）	被害の内　容	下水処理不能戸数、人口	被害額	応急対策	復旧見込時期	備考

コ　がけ崩れ・地すべり・土石流

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	規　模	被害の内容	対　策	種　類	被害額（千円）	備　　考

サ　鉄道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	路線名	区　間	場　所	被害状況	規制等	復旧見込	備　　考

シ　船舶

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所有者		被害の程度	被害額（千円）	備　　考
				住所	氏名			

ス　電話

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原　因	被害状況	不　通回線路	復旧見込	備　　考

セ　電気・ガス

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備　　考

ソ　ブロック塀等

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被害額（千円）	備　考

タ　火災

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は管理者名	種別	火災の状況	被害額（千円）	備　考

チ　避難勧告・指示

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備　考
		住所	場所名・施設名	住所	氏名	年令	職業			

ツ　その他（農林水産業施設等）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	農地		○	○	○	○	備　考
		面積	被害額（千円）	面積又は箇所	被害額（千円）			

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

		報告日時		平成　年　月　日 午前・午後　時　分
報告事項		報告者	所　属	
			職・氏名	
			ＴＥＬ	
発生日時	平成　年　月　日（　）　午前・午後　時　分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
		受信者		消防防災課：

報告先：消防防災課

ＴＥＬ．076-225-1482

ＦＡＸ．076-225-1484

災害中間・確定報告

市町村		区分	被害
報告番号	第　　号 （　月　日　時現在）		
報告者名			

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊（全焼）	棟	
		世帯	
		人	
	半壊（半焼）	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	海岸		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	下水道		箇所	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td></td><td>被　　害</td><td rowspan="10">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">市町村</td><td colspan="2" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

３－２　ＭＣＡ移動系機器配付先等一覧

個別番号	局名称	配付先	主な用途	機種	グループ（G）			複信契約
					消防G	役場G	移動一斉	
					200	300	800	
801	電話８０１	－	内線電話(1199)	－	○	○	○	○
802	電話８０２	－	内線電話(1198)	－	○	○	○	○
888	本部８８８	役場庁舎	指令局	指令ターミナル	○	○	○	
887	本部８８７	町民センター	指令補助局	指令ターミナル	○	○	○	
201	消防１	消防団第１分団	消防車	車載型	○		○	
202	消防２	消防団第２分団	消防車	車載型	○		○	
203	消防３	－	－	車載型	○		○	
204	消防４	－	－	車載型	○		○	
205	消防５	消防団第３分団	消防車	車載型	○		○	
206	消防６	消防団第４分団	消防車	車載型	○		○	
207	消防７	消防団第４分団	消防作業車	車載型	○		○	
208	消防携帯１	宝達志水消防署	消防団指令用	携帯型	○		○	○
301	役場１	総務課	町長車	携帯型		○	○	○
302	役場２	総務課	総務事務	携帯型		○	○	○
303	役場３	危機管理室	消防・防災事務	携帯型	○	○	○	○
304	役場４	危機管理室	消防・防災事務	携帯型	○	○	○	○
305	役場５	危機管理室	宿直室	携帯型	○	○	○	○
306	役場６	企画情報課	取材事務	携帯型		○	○	○
307	役場７	財政課	財政事務	携帯型		○	○	○
308	役場８	住民課	環境事務	携帯型		○	○	○
309	役場９	税務課	税務事務	携帯型		○	○	○
310	役場10	健康福祉課	福祉事務	携帯型		○	○	○
311	役場11	健康福祉課	福祉事務	携帯型		○	○	○
312	役場12	会計課	会計事務	携帯型		○	○	○
313	役場13	農林水産課	農林事務	携帯型		○	○	○
314	役場14	農林水産課	農林事務	携帯型		○	○	○
315	役場15	商工観光課	商工観光事務	携帯型		○	○	○
316	役場16	地域整備課	上下水道事務	携帯型		○	○	○
317	役場17	地域整備課	建設事務	携帯型		○	○	○
318	役場18	地域整備課	建設事務	携帯型		○	○	○
319	役場19	学校教育課	学校事務	携帯型		○	○	○
320	役場20	生涯学習課	生涯学習事務	携帯型		○	○	○
321	役場21	議会事務局	議会事務	携帯型		○	○	○
322	役場22	宝達志水病院事務局	病院事務	携帯型		○	○	○
400	役場30	危機管理室	消防・防災事務	携帯型		○	○	
401	東間	東間区	東間区	携帯型		○	○	

402	東野	東野区	東野区	携帯型		○	○	
403	宝達	宝達区	宝達区	携帯型		○	○	
404	山崎	山崎区	山崎区	携帯型		○	○	

３－３　災害時優先電話設置施設一覧表

設　置　施　設　名	所　在　地	電話番号
宝達志水町役場（代表）	子浦そ18番地１	0767-29-3111
町立宝達志水病院	子浦ロ11番地１	0767-29-3123
宝達志水町立中央保育所	子浦ツ57番地	0767-29-3205
宝達志水町立南部保育所	荻島に11番地１	0767-29-2022
宝達志水町立北大海第一保育所	北川尻７部の１番地	0767-28-2079
宝達志水町立相見保育所	今浜えびすが丘31番地	0767-28-2067
宝達志水町立樋川小学校	荻島に30番地	0767-29-2044
宝達志水町立志雄小学校	子浦ツ18番地	0767-29-2052
宝達志水町立押水第一小学校	冬野ヲ２番地	0767-28-2129
宝達志水町立宝達小学校	上田キ50番地	0767-28-2101
宝達志水町立相見小学校	麦生ト133番地	0767-28-2017
宝達志水町立宝達中学校	小川カ150番地	0767-28-3121
宝達志水町民センター（アステラス）	門前サ11番地	0767-28-8101
宝達志水町老人福祉センター宝寿荘	今浜チ50番地	0767-28-4506
宝達志水総合体育館	今浜イ４番地１	0767-28-4749

◆災害時優先電話とは

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を制限する場合がある。

あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われる。

３－４　土砂災害警戒情報における避難情報発令地区一覧

土砂災害に関する緊急速報メールに記載された地区に該当する字は下記のとおり。

地区名	字				
北大海	東間	東野	紺屋町	正友	坪山
	冬野	森本	免田	北川尻	
宝　達	御舘	中野	三日町	上田出	上田
	門前	沢川	宝達	山崎	河原
相　見	小川	米出	麦生	今浜	南吉田
	竹生野	宿			
樋　川	敷浪	敷波	出浜	柳瀬	荻島
	荻谷				
志　雄	荻市	子浦	吉野屋		
南志雄	聖川	散田	下石	新宮	当ノ熊
	原	針山	海老坂		
北志雄	石坂	向瀬	走入	清水原	見砂
	所司原				
南邑知	菅原	二口	杉野屋		
宝達山	宝達山				

◆緊急速報メールとは

生命に係わる緊急性の高い情報を、特定のエリアの対応端末に配信するもの

４　防災施設、資機材等に関する資料

４－１　消防力の現況

令和３年１月１日現在
羽咋郡市広域圏事務組合宝達志水消防署

(1)　消防職員の構成及び人員

階　級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
人　員	1	3	3	3	3	6	19

(2)　消防団の組織及び定員　（令和３年１月１日現在）

組　織		定　員							
		団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
団本部	団　本　部	1	2						3
	女 性 団 員							10	10
	機能別団員					2		13	15
分団	第 1 分 団			1	1	2	4	26	34
	第 2 分 団			1	1	2	3	20	27
	第 3 分 団			1	1	2	4	22	30
	第 4 分 団			1	1	2	4	22	30
計		1	2	4	4	10	15	113	149

(3)　消防団等保有の消防力　（令和３年１月１日現在）

名　　称		普通Ａ２級消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載（Ｂ３級）	小型	軽可搬	その他
宝達志水町消防団	団 本 部		1			
	第１分団	1				
	第２分団	1				
	第３分団	1				
	第４分団	1				
自衛消防隊等				14		
計		4	1	14		

(4)　消防署保有の消防力　（令和３年１月１日現在）

名　称	消防ポンプ自動車					救　急 自動車	指揮車	小型動力 ポ ン プ	その他
	普通	水槽付	梯子付	化学	その他				
車両数	1			1		1	1		

(5)　消防署保有の特殊器具　（令和３年１月１日現在）

種別	資　　機　　材　　名	数　量
放水器具	小型動力ポンプ　　Ｃ－１級	2
	ホースカー　　手引き	1
	フォグガン	2
	プロジェットガン	
	無反動ノズル	5
	放水銃	1
	放水砲	1
	発泡ノズル　　高発泡	1
	低発泡	1
	ウォーターチャージャー	1
	背負式ポンプ	10
	簡易水槽	1
救助器具	はしご　　かぎ付アルミ合金製	
	かぎ付チタン製	1
	二連アルミ合金製（ステンレス）	1
	三連アルミ合金製	
	三連鋼鉄製	1
	空気式救助マット	
	マット型空気ジャッキ	
	救命索発射銃　　火薬式	
	可搬式ウインチ	1
	発動発電機　　300W可搬式	
	500W可搬式	1

種別	資　機　材　名	数　量
救助器具	800W可搬式	3
	１kW可搬式	
	バスケットストレッチャー	1
	救命胴衣	6
	水中投光器	
破壊器具	油圧式救助器具　コンビツール（スプレッダー・切断機兼用機）	1
	切断機	
	ジャッキ	1
	空気式救助器具　エアーカッター	
	エアーソー	
	エンジンカッター	2
	チェーンソー	2
	削岩機	
	鉄線鋏	
	酸素溶断機	
	ガス溶断機	
	万能斧	3
	携帯用コンクリート破砕機	
保護器具	防護服　耐熱防護服	2
	放射線防護服	1
	耐電用防護服	
	化学防護服	2
	耐電用手袋	3
	空気呼吸器	10
	携帯警報機	4
	送排風機	
	オイルフェンス（20m）	
	防塵メガネ	3

種別	資　機　材　名		数　量
通信	携帯無線機　　150MHz用		6
	携帯電話		3
測定器具	可燃性・有毒性ガス測定器		2
	有毒性ガス測定器		
	放射線測定器（ＧＭ）		
	放射線測定器（電離箱）		
	放射線測定器（シンチレーション）		
	ポケット型線量計	中性子	4
		半導体	2
	酸素濃度測定器		
救急器具	気道確保用資機材一式		1
	自動体外式除細動器		2
	輸液用資機材一式		1
	血中酸素飽和度測定器		2
	心電計		1
	患者監視装置		1
	オゾン脱臭除菌装置		1
	高圧蒸気滅菌器		1
	バックボード		2
	自動心臓マッサージ器		1
	人工呼吸器		1

(6)　消防署保有の原子力防災資機材　　（令和３年１月１日現在）

品　名	数　量
広報車両	
被ばく患者・避難者搬送車	
空気呼吸器	3
空気ボンベ	5

品　　名	数　量
発電機・投光器・三脚・コードリール	1
無線機　　10W車載型	2
５W携帯型	3
ハンドマイク	1
非常通報装置	
パーソナルコンピューター	
放射線読取装置（パンコン含む）	
放射線汚染防護服（重松）	1
放射線汚染防護服（ドレーゲル）	2
ＥＶＡ製防護服	
タイベック製防護服	
呼吸器用保護全面マスク	
ＧＭサーベイメータ	
電離箱サーベイメータ	
β線用ラギッドシンチレーションサーベイメータ	1
中性子線用ポケット線量計	4
ポケット線量計設定機	
ゴム手袋	
オーバーシューズ	
作業帽	
綿製手袋	
防護服等保管箱	
オートドライデシケータ	
保管棚	
テレビデオ	

(7)　消防水利の状況　　（平成30年11月９日現在）

区　　分	消　火　栓	防　　火　　水　　槽			その他プール等
		40m³以上	20m³以上40m³未満	20m³未満	
第１分団地区	190	12	24	2	2
第２分団地区	176	32	22	3	2
第３分団地区	149	24	3	2	1
第４分団地区	119	17	1		1
計	634	85	50	7	6

※注

第１分団　東間（あずま）、東野（ひがしの）、紺屋町（こんやまち）、正友（まさとも）、
坪山（つぼやま）、冬野（ふゆの）、森本（もりもと）、免田（めんでん）、
北川尻（きたかわしり）
御舘（おたち）、中野（なかの）、三日町（みっかまち）、上田出（うわだで）、
上田（うわだ）、門前（もんぜん）、沢川（そうごう）、宝達（ほうだつ）、
山崎（やまざき）、河原（かわら）

第２分団　小川（おがわ）、米出（こめだし）、麦生（むぎう）、今浜（いまはま）、
今浜新（いまはましん）、南吉田（みなみよした）、竹生野（たこの）、
宿（しゅく）

第３分団　敷浪（しきなみ）、敷波（しきなみ）、出浜（ではま）、柳瀬（やなぜ）、
荻島（おぎのしま）、荻谷（おぎのやち）荻市（おぎち）、海老坂（えびさか）、
針山（はりやま）、聖川（ひじりかわ）、原（はら）、当ノ熊（とうのくま）、
新宮（しんぐう）、散田（さんでん）、下石（さがりし）

第４分団　子浦（しお）、吉野屋（よしのや）、所司原（しょしはら）、石坂（いしさか）、
向瀬（むこせ）、走入（はしり）、見砂（みさご）、清水原（しみずばら）、
菅原（すがはら）、二口（ふたくち）、杉野屋（すぎのや）

４－２　建設機械の所有状況

①応急対策

H30．４．１現在

事業所名	所在地	電話番号	建設機械・車両の種別				
			タイヤショベル	バックホウ	ダンプトラック	ユニック	その他
勝二建設㈱	宝達志水町小川1部284番地1	0767-28-3118	2.0m³級　１台	0.7m³級　１台 0.45m³級　１台 0.25m³級　１台	10ｔ級　１台 ２ｔ級　１台	１台	トレーラー　１台 コンプレッサー　１台 工事用水中ポンプ　３台 発電機　１台
免田産業㈱	宝達志水町免田ソ2番地	0767-28-3335		0.11m³級　２台	２ｔ級　２台	１台	
林谷産業㈱	宝達志水町上田フ15番地1	0767-28-5630	1.2m³級　１台 1.9m³級　１台	0.4m³級　１台 0.25m³級　１台 0.11m³級　１台	３ｔ級　１台	１台	工事用水中ポンプ　２台
守田工業㈱	宝達志水町小川弐の108	0767-28-3248	1.3m³級　１台	0.7m³級　５台 0.45m³級　２台 0.25m³級　１台 0.1m³級　２台 0.06m³級　１台 0.04m³級　１台	10ｔ級　２台 ４ｔ級　４台 ２ｔ級　６台	１台	コンプレッサー　２台
木戸建設㈱	宝達志水町子浦そ1-12	0767-29-3283	１台	0.45m³級　１台 0.25m³級　１台	４ｔ級　１台	１台	工事用水中ポンプ　４台
中建設㈱	宝達志水町子浦ツ54-3	0767-29-4543	1.2m³級　２台 0.4m³級　１台	0.45m³級　２台 0.1m³級　１台	10ｔ級　１台 ２ｔ級　１台		セルフローダー８ｔ級　１台

②除雪（準警戒態勢機械含む）　　H30.12.1現在

事業所名	所在地	電話番号	建設機械・車両の種別					
			ブルドーザー	タイヤショベル	グレーダー	バックホウ	ダンプトラック	その他
㈲アスナロ建設	金沢市無量寺町ホ104	076-266-4311		1.3m³級　1台				ロータリー　1台
甘池建材	宝達志水町小川ハ241	0767-28-8896		1.2m³級　1台			10ｔ級　4台	
石川県漁業協同組合押水支所	宝達志水町今浜ソ38番地1	0767-28-3503		0.6m³級　2台				
石川防災㈱	宝達志水町子浦ぬ3-3	0767-29-4647		0.6m³級　1台				
岡部企画㈱	宝達志水町三日町イ19-1	0767-28-3636		0.8m³級　1台				
加州建設㈱	宝達志水町小川カ176	0767-28-3166			3.1m³級　1台	0.1m³級　1台	4ｔ級　1台	
鎌口自動車	宝達志水町河原ハ202	0767-28-5030		0.8m³級　1台				
北川尻工建	宝達志水町北川尻メ2	0767-28-2342		1.2m³級　1台			4ｔ級　1台 2ｔ級　1台	
北川ヒューテック㈱	羽咋市釜屋町イ151	0767-22-0435			3.1m³級　1台			
㈲北本工業	宝達志水町北川尻ム26	0767-28-2115		1.4m³級　2台		0.15m³級　1台	4ｔ級　3台 2ｔ級　1台	
木戸建設㈱	宝達志水町子浦そ1-12	0767-29-3283	11ｔ級　1台			0.28m³級　1台	4ｔ級　1台	
㈱ＫｉＳＴＥＣ	宝達志水町今浜タ208	0767-28-3129		0.6m³級　1台				
坂井興業㈱	宝達志水町子浦ラ27	0767-29-2280	湿地4ｔ級　1台	2.5m³級　1台 3.0m³級　1台 0.5m³級　1台		0.8m³級　1台 0.45m³級　1台 0.25m³級　1台	10ｔ級　6台 2ｔ級　1台	
㈲サクラコーポレーション	宝達志水町中野ハ142-7	0767-28-8267		0.6m³級　1台				
㈲沢田土木	宝達志水町散田72	0767-29-2460		1.2m³級　1台				

事業所名	所在地	電話番号	建設機械・車両の種別					
			ブルドーザー	タイヤショベル	グレーダー	バックホウ	ダンプトラック	その他
㈲志雄鈑金	宝達志水町子浦ぬ6	0767-29-3636		1.6m³級　１台				
勝二建設㈱	宝達志水町小川1部284番地	0767-28-3118		1.2m³級　１台			10ｔ級　１台	
盛進工業㈱	羽咋市次場町タ34-1	0767-22-6080		2.1m³級　１台	3.1m³級　２台			
中建設㈱	宝達志水町子浦ツ54-3	0767-29-4543		1.3m³級　１台 1.2m³級　２台 0.9m³級　１台 0.3m³級　１台		0.3m³級　１台 0.5m³級　１台	10ｔ級　１台 ４ｔ級　１台 ２ｔ級　１台	
㈱ナカヤマエッグ	宝達志水町麦生ナ70	0767-28-2223		1.6m³級　１台				
西工業所㈱	宝達志水町免田ム73	0767-28-2119		1.2m³級　１台				
日本海クリーンサービス	宝達志水町北川尻ヨ139-2	0767-28-4711		1.2m³級　１台 0.3m³級　１台			４ｔ級　１台	
羽咋生コンクリート工業㈱	羽咋市柳橋町五石高70-1	0767-22-0631		3.0m³級　１台				
㈲ハマタニ産業	宝達志水町今浜ム213-1	0767-28-2574				0.11m³級　１台 0.28m³級　１台	２ｔ級　１台	小型除雪機　１台
林谷産業㈱	宝達志水町上田フ15番地1	0767-28-5630	湿地４ｔ級　１台	1.2m³級　１台				軽四トラック　１台
平建工業	宝達志水町河原ヌ208	0767-28-2299		0.6m³級　１台				
㈲前園工業	宝達志水町北川尻ナ17-3	0767-28-4299		0.5m³級　１台		0.1m³級　１台	４ｔ級　１台 ３ｔ級　１台 ２ｔ級　１台	
丸建道路㈱	羽咋市柳田町56-7	0767-22-5621		1.3m³級　１台 0.8m³級　１台	3.1m³級　１台			
守田工業㈱	宝達志水町小川弐の108	0767-28-3248		1.3m³級　１台		0.1m³級　１台 0.04m³級　１台	10ｔ級　１台 ４ｔ級　３台 ２ｔ級　２台	
吉田道路㈱	七尾市佐味町ハ部40番地1	0767-52-4329		0.8m³級　１台				

５　水防に関する資料

５－１　宝達志水町水防計画

第１　目　的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第４条の規定に基づき、石川県知事指定の指定水防管理団体たる宝達志水町が水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき宝達志水町の地域にかかる河川、池沼又は海岸等に対する水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第２　水防事務の処理

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防活動の必要があると認めたときから、洪水、津波又は高潮による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第３　水防本部の設置及び水防組織と機構

１　水防本部

(1)　水防管理者は洪水、津波又は高潮等についての、水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、町に水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。

また、水防活動に伴う災害対策本部が設置された場合は、宝達志水町災害対策本部に統合され、水防計画に基づき、水防活動にあたる。

(2)　水防団は、宝達志水町消防団をもってこれに充て、かつ、組織機構をそのまま水防団の組織機構として活用するものとする。

(3)　水防本部の事務局は宝達志水町地域整備課に置き、水防本部の組織は、次のとおりとする。

２　本部組織

(1)　組織表

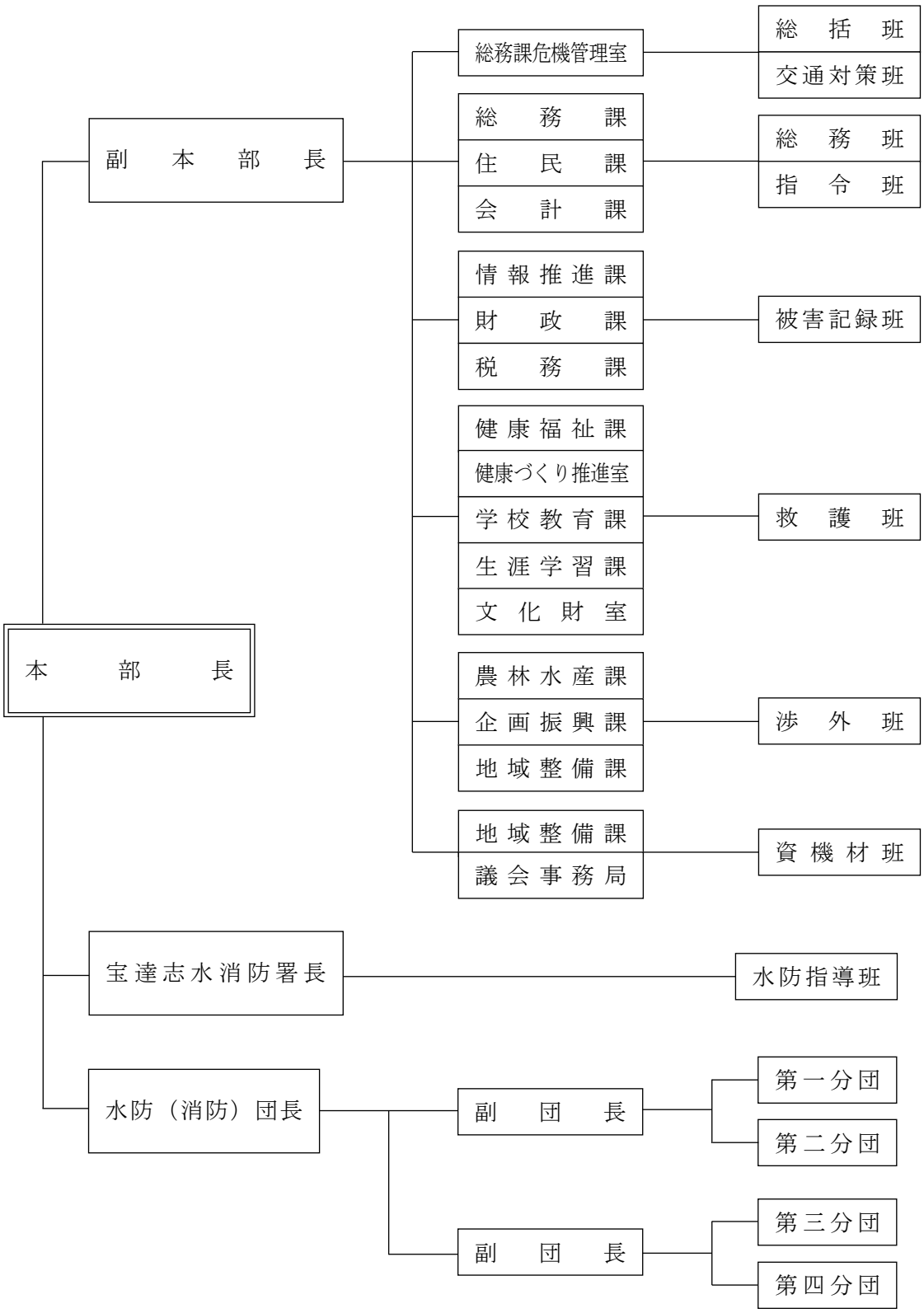
本部長
副本部長
総務課危機管理室
総括班
交通対策班
総務課
住民課
会計課
総務班
指令班
情報推進課
財政課
税務課
被害記録班
健康福祉課
健康づくり推進室
学校教育課
生涯学習課
文化財室
救護班
農林水産課
企画振興課
地域整備課
渉外班
地域整備課
議会事務局
資機材班
宝達志水消防署長
水防指導班
水防（消防）団長
副団長
第一分団
第二分団
副団長
第三分団
第四分団

(2)　水防本部連絡表（略）

３　水防事務分担

(1)　本部の事務分担は次のとおりである。

（総括班）

水防対策本部の庶務及び各班の指揮等

（交通対策班）

水防時における道路交通の情報及び収集並びに交通不通箇所の対策等

（総務班）

本部長、副本部長の秘書及び水防本部要員の招集、生活必需物資、自動車の配備及び水防事務の取りまとめ、立案報告等

（指令班）

（イ）　状況の把握及び判断並びに水防警報の発令・立退き指示の立案及び発信、その他水防本部長が特に認める事項の伝達

（ロ）　洪水予報等、気象情報の受信記録及びテレビ、ラジオの情報記録、雨量、水位、その他報告事項等の記録取りまとめ及び報告等

（ハ）　水防時における防災無線、関係車輌の整備及び保守に関すること。

（被害記録班）

水防時における河川、道路等の被害の収集取りまとめ、広報、対外的報道等関係諸機関への報告等

（救護班）

水防時における負傷者等の介護

（渉外班）

公用負担の指導、現地連絡、水防対策についての事務

（資機材班）

水防資機材の整備、調整、搬出、受払及び関係水防管理団体より資材要請事務等

（水防指導班）

水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地指導

第４　水防本部係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第５　水防巡視等

１　水防巡視

水防本部長は水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団長（消防団長）及び各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対しその情報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が次表の水防団待機水

位又ははん濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに水防団長（消防団長）及び関係水防分団長（消防分団長）に通知するとともに、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部宝達志水消防署に通知し、次に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

水位観測場所

河川名	所　在　地	観測者通報先	観測方法	測器種類	付近の堤防高（m）	水位の状況（m）			電話番号
						平均水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	
子浦川	宝達志水町子浦	羽咋土木事務所	常時	テレメーター	5.30	1.10	1.90	2.60	0767-22-1225
宝達川	〃　小川	〃	〃	〃	3.20	0.90	1.70	2.60	〃
相見川	〃　麦生	〃	〃	〃	3.85	0.70	1.25	2.20	〃
前田川	〃　免田	〃	〃	〃	4.40	2.10	2.70	3.20	〃

雨量観測所

河川名	観　測　場　所	所　在　地	観測人氏名	通　報　先	電話番号
子浦川	所　司　原	宝達志水町所司原	羽咋土木事務所	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
子浦川	宝達志水町・役場庁舎	宝達志水町子浦	宝達志水町	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
前田川	東野（農業短大跡地）	宝達志水町東野	羽咋土木事務所	羽咋土木事務所	0767-22-1225
相見川 宝達川 前田川 大海川	宝　達　山	宝達志水町紺屋町	羽咋土木事務所	羽咋土木事務所	0767-22-1225

２　水防信号

石川県水防規則（昭和24年石川県規則第74号）による。

第１信号　　はん濫注意水位に達したことを知らせるもの

第２信号　　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動することを知らせるもの

第３信号　　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動することを知らせるもの

第４信号　　必要と認める区域内の居住者に避難するため立ち退くべきことを知らせるもの

水防信号は、次表の区分及び方法にしたがって発する。

方法区分	サ　イ　レ　ン　信　号	警鐘又は太鼓信号（停電時）
第１信号	約５秒　約15秒 ○　－　休止　　○　－　休止	○休止　　○休止　　○休止
第２信号	約５秒　約６秒 ○　－　休止　　○　－　休止	○○○　○○○　○○○

第３信号	約10秒　約５秒 ○ － 休止　　○ － 休止	○○○○　　○○○○
第４信号	約１分　約５秒　　約１分 ○ － 休止　　○ － 休止	乱　　打

（備　考）

１　信号は、適当の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号の併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとすること。

４　地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の発生のおそれのある場合は、前記に準じて水防信号を発する。

第６　水防資材

１　水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時次のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫並びに備蓄資材一覧

押水水防倉庫	宝達志水町小川レ16
志雄水防倉庫	宝達志水町子浦そ36-1
資材器具	ナイロン土のう、大型土のう、鉄線、蛇籠、玉縄、鉄杭、ノコギリ、スコップ、木杭（末口６㎝、長さ1.8m）、その他

第７　水防活動等

１　水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防活動の必要があると認めたときから、洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

団長は必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。

２　水防団（消防団）等への通報（連絡先等は略）

３　河川、堤防の巡視等

(1)　各分団長は、洪水予報の通知及び巡視要請を受けたときは随時河川を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。なお、水位がはん濫注意水位に達したときは、石川県水防規則第１号により地域住民に周知するものとする。

(2)　各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位に達したときは常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに第２信号を吹鳴し、団員を招集し水防作業に努め、その旨を水防団長を通じて水防管理者に報告するものとする。

(3)　各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第３信号を吹鳴し、その旨を水防団長を通じて水防管理者に報告するものとする。

(4)　各分団長は、洪水等の危険が切迫し直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第４信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防団長を通じて水防管理者に報告するものとする。

(5)　各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて対応するものとする。

４　水防工法

水防工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、法面護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工するものとする。

主な水防工法

現象	工　法	工　法　の　概　略
越流	積土のう工	堤防天端に土のうを何段かに積み重ねる。
	蛇籠積工	堤防天端に土のうの代わりに蛇籠を置く。
漏水	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。
	月の輪工	裏小段、裏法先にかかるように半円形に積み土俵する。
決壊	木流し工	樹木に重り土俵をつけて流し被覆する。
	すて石工	大きな石又は石俵等を投入する。

第８　避難場所の指定

住民立退きの万全を図るため、被害発生あるいは被害発生が予想される現地の状況に応じ適切な避難場所を選定し、広報車、水防車等により住民に周知させるものとする。

避難場所は次表を原則とする。

避　難　場　所
志雄小学校　体育館
樋川小学校　体育館
南部保育所　遊戯室
白虎山公園軽スポーツセンター
宝達中学校　体育館
押水第一小学校　体育館
宝達志水広域勤労青少年ホーム
相見保育所　プレールーム
宝達高等学校（第１体育館、第２体育館）

第９　他機関との協力応援

１　地元民の応援

水防本部長は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

２　警察の応援

水防本部長は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

警察署・駐在所	住　　所	電話番号
羽咋警察署	羽咋市旭町ユ20	0767-22-0110
志雄駐在所	宝達志水町子浦ヨ72-1	0767-29-2047
敷浪駐在所	宝達志水町敷浪ハ170-1	0767-29-2158
今浜駐在所	宝達志水町麦生整3-1	0767-28-2034
河原駐在所	宝達志水町河原キ16-1	0767-28-2231
北川尻駐在所	宝達志水町免田ホ50-8	0767-28-2237

３　隣接水防管理団体の応援

水防本部長は、水防法により緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者、市町水防（消防）団長に対して応援を求めることができる。

４　自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、県水防本部を通じ自衛隊の派遣を要請するものとする。

資　料　編

１　水防注意箇所一覧

河川名	注意を要する地域				水防工法	重要度
	地　名	岸	延長(m)	種　別		
長者川	宝達志水町柳瀬	左	140	堤防高	積土のう工	B
〃	〃	右	250	〃	〃	〃
〃	宝達志水町敷波	〃	400	〃	〃	〃
樋の川	宝達志水町荻島	左右	200	〃		〃
〃	宝達志水町荻谷	〃	100	〃		〃
前田川	宝達志水町北川尻	右	10	水衝・洗掘	捨て土のう工	〃
合　計	８箇所		1,400			
A	－		－			
B	８箇所		1,400			

２　水防資機材数量表

備蓄材料＼水防倉庫		押水水防倉庫（小川レ34）	志雄水防倉庫（子浦そ36-1）	計
鉄線蛇籠	本	11	0	11
鉄線	kg	30	5	35
麻袋	枚	200	50	250
ナイロン土のう	枚	2,000	3,600	5,600
大型土のう	枚	60	50	110
二子縄	玉	4	3	7
杭	本	160	50	210
ロープ	丸	2	4	6
シート	枚	8	15	23
鉄杭	本	60	50	110
カケヤ	丁	2	3	5
ハンマー	丁	1	1	2
スコップ	丁	6	3	9
ツルハシ	丁	1	1	2
一輪車	車	1	1	2
ノコギリ	丁	2	2	4
オノ	丁	1	1	2
ナタ	丁	2	1	3
カマ	丁	20	0	20

水防活動体系表

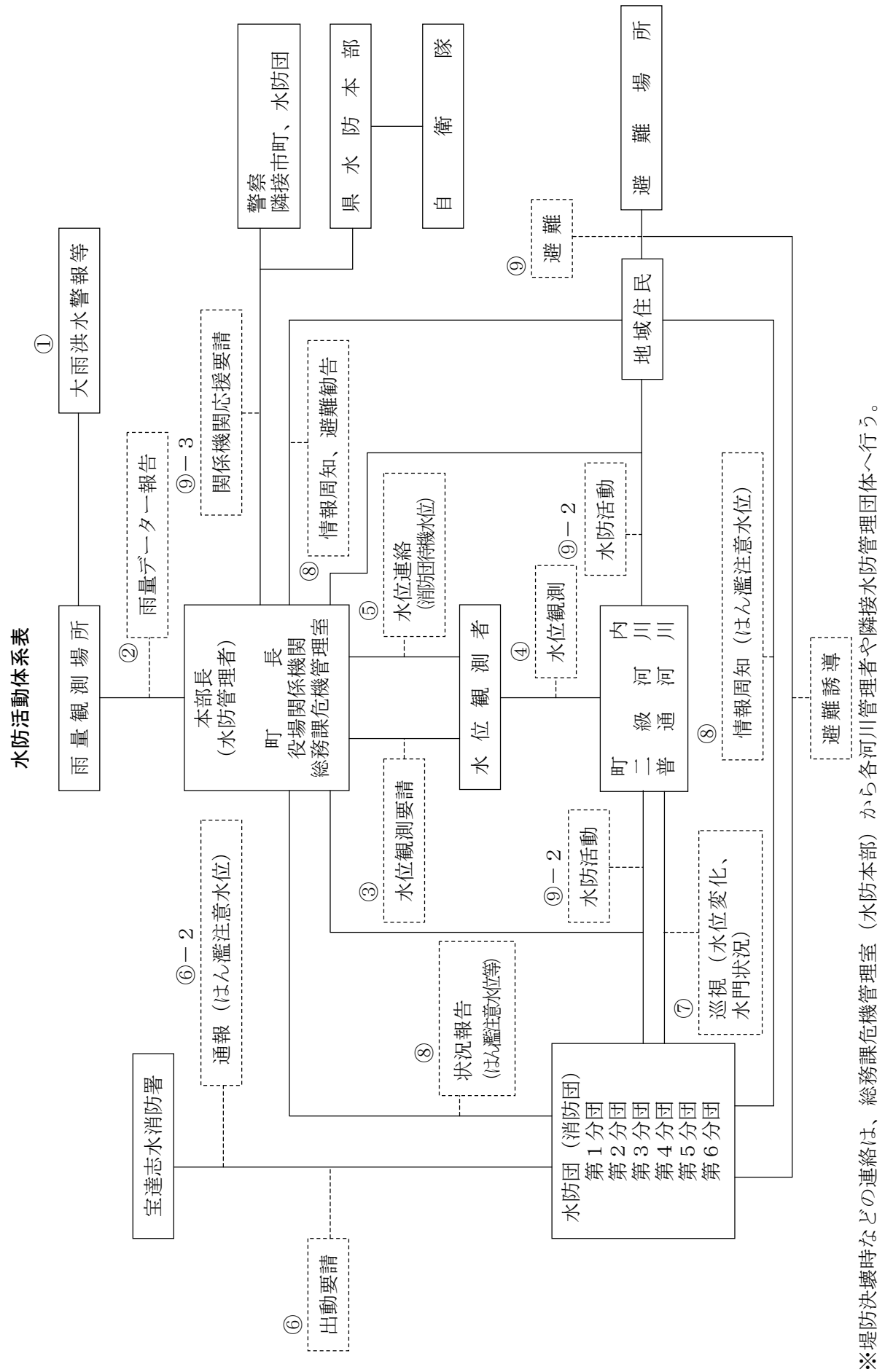

※堤防決壊時などの連絡は、総務課危機管理室（水防本部）から各河川管理者や隣接水防管理団体へ行う。

５－２　洪水浸水想定区域

１　知事が指定した洪水浸水想定区域

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
子浦川	羽咋市、宝達志水町

資料：令和元年度石川県水防計画

２　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び避難勧告等の情報伝達方法

河川名	要配慮者利用施設				避難勧告等の情報伝達方法
	種類	施設名	住所	連絡先	
子浦川	保育所	中央保育所	子浦ツ57	29-3205	防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、Ｌアラート、ケーブルテレビ、広報車等
		南部保育所	荻島に11-1	29-2022	
	小学校	志雄小学校	子浦ツ18	29-2052	
		樋川小学校	荻島に30	29-2044	
	病院	宝達志水病院	子浦ロ11-1	29-3121	
	老人福祉施設	多機能ホーム JAたんぽぽ	子浦そ16-1	29-2880	
		JAたんぽぽ デイサービスセンター	子浦そ15-1	29-8555	
		デイサービス リハ本舗よしのや	吉野屋ワ18	29-2188	

６　避難受入に関する資料

６－１　避難場所一覧

(1)　指定緊急避難場所

No.	施設・場所名	住　所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								想定収容人数(1人/2㎡)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
1	押水第一小学校体育館	冬野ヲ2番地	28-2129	○	○	○	○	○	○	○	－	193人
2	押水第一小学校運動場	冬野ヲ2番地	28-2129	○	○	○	○	○	○	○	－	4,560人
3	宝達志水広域勤労青少年ホーム	北川尻ミ1番地15	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	65人
4	宝達志水サッカー場	北川尻ミ1番地15	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	3,570人
5	宝達小学校体育館	上田キ50番地	28-2101	×	○	○	○	○	○	○	－	177人
6	宝達小学校運動場	上田キ50番地	28-2101	×	○	○	○	○	○	○	－	3,785人
7	宝達志水町民センター	門前サ11番地	28-5506	○	○	○	○	○	○	○	－	425人
8	宝達志水町民センター駐車場	門前サ11番地	28-5506	○	○	○	○	○	○	○	－	6,000人
9	産業センター	河原ト120番地	28-2301	○	○	○	○	○	○	○	－	269人
10	産業センター駐車場	河原ト120番地	28-2301	○	○	○	○	○	○	○	－	2,574人
11	山村広場	河原ト120番地	28-2301	○	○	○	○	○	○	○	－	2,250人
12	宝達中学校体育館	小川カ150番地	28-3121	○	○	○	○	○	○	○	－	466人
13	宝達中学校運動場	小川カ150番地	28-3121	○	○	○	○	○	○	○	－	12,950人
14	相見小学校体育館	麦生ト133番地	28-2017	○	○	○	○	○	○	○	－	184人
15	相見小学校運動場	麦生ト133番地	28-2017	○	○	○	○	○	○	○	－	4,904人
16	相見保育所プレイルーム	今浜えびすが丘31番地	28-2067	○	○	○	○	○	○	○	－	91人
17	宝達高等学校第１体育館	今浜ト80番地	28-3145	○	○	○	○	○	○	○	－	724人
18	宝達高等学校第２体育館	今浜ト80番地	28-3145	○	○	○	○	○	○	○	－	313人
19	宝達高等学校運動場	今浜ト80番地	28-3145	○	○	○	○	○	○	○	－	4,677人
20	宝達志水総合体育館	今浜イ4番地1	28-4749	○	○	○	○	○	○	○	－	591人
21	宝達志水武道館	今浜イ4番地1	28-4749	○	○	○	○	○	○	○	－	384人
22	宝達志水多目的グラウンド	今浜イ4番地1	28-4749	○	○	○	○	○	○	○	－	6,143人

23	宝達志水グラウンドゴルフ場	今浜イ4番地1	28-4749	○	○	○	○	○	○	○	－	2,200人
24	やわらぎの郷	敷浪５号1番地	29-2156	○	○	○	○	○	○	○	－	2,000人
25	白虎山公園軽スポーツセンター	敷波ロ44番地	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	90人
26	白虎山公園簡易野球場	敷波ロ44番地	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	5,925人
27	樋川小学校体育館	荻島に30番地	29-2044	×	○	○	○	○	○	○	－	195人
28	樋川小学校運動場	荻島に30番地	29-2044	×	○	○	○	○	○	○	－	6,083人
29	南部保育所遊戯室	荻島に11番地1	29-2022	×	○	○	○	○	○	○	－	90人
30	志雄小学校体育館	子浦ツ18番地	29-2052	×	○	○	○	○	○	○	－	338人
31	志雄小学校運動場	子浦ツ18番地	29-2052	×	○	○	○	○	○	○	－	5,519人
32	生涯学習センター	子浦そ18番地1	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	492人
33	宝達志水野球場	吉野屋ヲ156番地	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	6,296人
34	宝達志水多目的運動広場	吉野屋ヲ156番地	29-8320	○	○	○	○	○	○	○	－	8,080人

(2)　指定避難所

№.	施　設　名	住　　所	管理担当連絡先	想定収容人数（1人/2㎡）
1	押水第一小学校体育館	冬野ヲ2番地	28-2129	193人
2	宝達志水広域勤労青少年ホーム	北川尻ミ1番地15	29-8320	65人
3	宝達小学校体育館	上田キ50番地	28-2101	177人
4	宝達志水町民センター	門前サ11番地	28-5506	425人
5	産業センター	河原ト120番地	28-2301	269人
6	宝達中学校体育館	小川カ150番地	28-3121	466人
7	相見小学校体育館	麦生ト133番地	28-2017	184人
8	相見保育所プレイルーム	今浜えびすが丘31番地	28-2067	91人
9	宝達高等学校第１体育館	今浜ト80番地	28-3145	724人
10	宝達高等学校第２体育館	今浜ト80番地	28-3145	313人
11	宝達志水総合体育館	今浜イ4番地1	28-4749	591人
12	宝達志水武道館	今浜イ4番地1	28-4749	384人
13	白虎山公園軽スポーツセンター	敷波ロ44番地	29-8320	90人
14	樋川小学校体育館	荻島に30番地	29-2044	195人
15	南部保育所遊戯室	荻島に11番地1	29-2022	90人
16	志雄小学校体育館	子浦ツ18番地	29-2052	338人
17	生涯学習センター	子浦そ18番地1	29-8320	492人

(3)　津波避難ビル

	施　　設　　名	住　　所	管理担当 連 絡 先	想定収容人数
1	樋川小学校	荻島に30番地	29-2044	
2	志雄小学校	子浦ツ18番地	29-2052	

(4)　福祉避難施設

	施　　設　　名	住　　所	管理担当 連 絡 先	想定収容人数
1	特別養護老人ホームちどり園	宿五号10番地2	28-5511	30人
2	特別養護老人ホーム宝達苑	北川尻二部55番地	28-5710	50人
3	特別養護老人ホーム第二宝達苑	小川ハ250番地	28-5698	40人
4	地域活動支援センターあらいぶ	小川弐の部7番地1	28-8821	40人

６－２　避難所運営マニュアル

はじめに

大規模な災害が発生した場合、住家の倒壊、破損やライフラインの途絶により、自宅での生活が不可能となった被災者を収容するため、町は、あらかじめ指定された避難所を開設する。避難所において、その果たすべき役割は、災害の状況や時間の経過により変化する。例えば、災害発生直後は、生命の保護や安全な避難場所の提供などが中心課題となり、その後は食料・水や物資の提供、さらには健康管理等が課題となる。

また、災害発生時の混乱に加え、町職員が参集できない場合もあることから、直ちに避難所としての機能を十分に発揮することは難しく、被災者が避難所において生活をする上で様々な問題が生じることが予想される。

大規模災害時におけるこのような諸問題に的確に対応し、避難所を円滑に運営していくためには、町の職員はもとより、避難者自身も避難所運営に積極的に参画していくことが求められるが、そのためには運営に関する具体的な手順について、あらかじめ関係者が共通の認識を深めていく必要がある。

このマニュアルは、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」を参考に、「初動期」「展開期」「安定期」「撤収期」の各段階における避難所業務について定めたものである。

今後は、避難所施設の設備充実や実際の避難所運営における反省等に基づき、適宜見直すものとする。

第1章　避難所における基本的事項

１　避難所の目的

避難所は、災害発生時において、被災者に「安全」と「安心」の場を提供すること、また、同時に「生活再建に向けた拠点」として位置づけることを目的とする。

２　避難所の機能

避難所は、災害時において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらには一時的に生活する施設として重要な役割を果たす。特に、障害者や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下「災害時要援護者」という。）にとっては、急激な生活変化となることから、支援に当たっては十分に配慮する。避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりである。

(1)　安全・生活基盤の提供

ア　生命・身体の安全確保

イ　水、食料及び被服・寝具等生活必需品の提供

ウ　最低限の暑さ・寒さ対策を行い、プライバシーに配慮した生活場所の提供

(2)　保健・医療・衛生の確保

ア　傷病を治療する救護機能、健康相談等の保護医療サービスの提供

イ　トイレ、風呂、ごみ処理、防疫対策等衛生的環境の提供

(3)　情報支援

ア　被害状況、安否情報等災害情報の提供

イ　営業店舗や医療機関の開業等に関する情報等生活支援情報の提供

ウ　生活再建や仮設住宅に関する情報等復興支援情報の提供

３　対象とする避難者

(1)　災害救助法で対象とする者

ア　災害によって現に被害を受けた者

（ア）　災害で住居を失った者

（イ）　現に被害を受けた宿泊者・通行人等

イ　災害によって被害を受けるおそれがある者

（ア）　避難勧告の対象となる者

（イ）　避難勧告は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者

※避難者が災害救助法を満たしているかを即座に判断することは困難であることから、受入れを求める方全てに対応することを基本とする。

(2)　災害時要援護者への対応

災害直後は避難者全員が極度のストレス状態にあり、健常な成人でも体調を崩しやすくなるため、災害時要援護者には、優先的な受入れ等特別な配慮を行うこと。また、災害時要援護者に対しては、別途に個別対応を行う必要があるため、状況に応じて適切な支援が提供できるよう二次的な受入れ施設への移転を考慮するとともに、避難所に必要な設備の整備や福祉避難所の指定等、事前の受入れ対策を検討しておく。

(3)　通勤者、旅行者等の帰宅困難者

災害発生時には、交通機関の麻痺のため、多数の通勤・通学者や観光客などが帰宅困難者となることが予測されるため、避難所では住民の避難者と同様に、臨時的に受け入れる体制の整備が必要である。町は、学校、駅等事業者と連携し、情報や飲料水等を提供する体制を整備する。

(4)　在宅の被災者

食料の供給等必要な救援については、避難所における避難者と同様の対応を行う。

４　避難所の運営の流れ

避難所の状況は、災害発生時からの時間の経過に伴い大きく変化する。そのため、避難所の運営に当たっては、時系列に沿った運営方針を検討・設定する必要がある。

本マニュアルでは、時系列に沿った段階として、次の４つに区分する。

区　　分	作　業　内　容
初動期 （災害発生直後～24時間）	・避難してきた住民は初期における避難者の中から代表を選んで応急的に避難所の開設と運営を行う組織を立ち上げる。 ・無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後、避難者の施設内への誘導を実施する。
展開期 （24時間目～３週間程度）	・被災者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる。 ・町担当者や施設管理者の協力のもと、町災害対策本部に避難所の状況を報告するとともに、必要な資機材等を要請する。 ・大規模災害で避難生活が長期化した場合は、避難者のみならず地域住民やボランティアなどと連携する。
安定期 （３週間程度以降）	

撤収期（ライフライン回復後）	・退所する避難者が増えるため、運営組織を縮小するとともに、避難所の撤収に向けた準備を行う。 ・自治会長等地域のリーダーや町担当者等は、自立が困難な避難者に対し、世話役として最後まで適切に対処する。

第２章　避難所業務

１　業務の実施体制

(1)　初動期

避難所の開設準備は、原則として、町担当者が行う。ただし、状況に応じて避難者の代表者等最も素早く対応できる者が行うものとする。

(2)　展開期～撤収期における業務の実施体制

避難所運営は、町担当者、施設管理者及び避難者の代表者が主体となった避難所運営委員会が自主的に行う。避難所運営委員会は、具体的な業務を行うため、９つの運営班を設置し、運営に当たるものとする（「３　展開期における業務」参照)。

避難所運営委員会は、会長、副会長、町担当者、施設管理者及び各運営班長で構成される。
なお、ボランティアは原則として構成員とはしないが、必要に応じ、ボランティア団体の代表者に対し、オブザーバーとして会議の出席を要請することがある。
避難所運営委員会の組織及び定義については、次のとおり。

○会長・副会長
避難所運営委員会の業務を統括又は補佐するための統括責任者
○運営班長
運営班ごとに、各班員の互選により選出された各班の業務を統括する実施責任者
○避難者組
避難所の部屋ごとに編成された避難者の便宜上の組分け組織。避難所運営委員会からの連絡や運営への参加は避難者組ごとに実施する。なお、自家用車やテントなどで避難生活をする屋外避難者も避難者組を編成する。
○避難者組長
避難者組の代表者。避難所運営委員会からの指示を避難者に連絡するため又は避難者組からの当番参加や配給など避難所運営への避難者の参加を円滑に行うために、避難者の互選により選任された者。なお、屋外避難者による避難者組も組長を選出する。

２　初動期における業務

初動期は、災害発生直後～おおむね24時間までの時期であり、災害直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備となる業務を行う。

(1)　避難所準備組織の立ち上げ

町は、避難所を開設するに当たり、避難者が避難所施設内に立ち入る前に応急的な避難所準備組織を立ち上げる。

ア　町は、自主防災組織の役員、自治会の役員等の中から、避難所準備組織のリーダー１名、サブリーダー２名を選出する。

イ　リーダー及びサブリーダーは、避難者の中から避難所準備業務への協力者を選出する。その際、各業務について、最低二人一組で担当させるものとする。

(2)　避難所開設準備

避難所の開設準備は、町、施設管理者、避難所準備組織のリーダーを中心に、避難者が協力し合って行うものとする。

ア　避難所の被害状況と危険度の確認

町は、被害状況から避難所の安全性を応急的に判断し、その後も早い時期に町災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。避難所の安全性が確認された場合は、施設機能（電気、ガス、電話等）の点検を行う。

イ　避難所周辺の危険度の確認

町は、火災や津波、河川のはん濫、土砂災害による二次災害の危険の有無を確認する。

ウ　居住スペースの確保

施設管理者と連携し、居住スペースを選定する。避難所として利用する場所には、利用目的やその範囲などを張り紙やテープを用いて明示する。

（ア）　選定の際は、広い面積を有する場所を優先するものとし、事務室、会議室等避難所の管理や運営に必要な場所及び玄関、廊下や水場周辺等避難者の共同利用スペースは含めない。また、学校の理科室等危険な薬品がおいてある部屋は立入禁止とする。

（イ）　必要に応じて、バリアフリーの整備等災害時要援護者に配慮したスペース（福祉避難室）やペットの飼育場所（屋外）について確保する。

エ　避難者組の編成

（ア）　居住スペースの部屋単位、若しくは自治会や町内会を単位とし、おおむね最大40人を目安とした避難者組を編成する。自家用車やテントで生活している屋外避難者及び旅行者、通勤・通学者等帰宅困難者についても、避難者組を編成する。

（イ）　避難所運営を円滑に行うため、各組において避難所組長を選出する。

オ　負傷者、災害時要援護者の救護

災害時要援護者の安否及び負傷者の有無をただちに確認し、必要に応じて町災害対策本部に医師や看護師の派遣及び医療機関への搬送を要請する。

(3)　避難所開設

ア　避難者の受入れ

所定の居住スペースに避難者を誘導する。この際、広いスペースから行うものとし、支援を要する災害時要援護者は家族単位で空調施設等のある部屋に優先的に収容する。

なお、ペットは「ペット登録台帳」にて登録し、所定の場所において飼育する。この際、飼い主に対し、避難者同士のトラブルやアレルギー体質の方への配慮について十分な説明を行う。

イ　避難者の登録

避難所における各種支援を行うため、避難者登録用受付を設置する。登録は、「避難者名簿」の提出により行うものとし、避難者は世帯ごとに記入する。各避難者組長は、避難者名簿を取りまとめ、受付に提出する。

ウ　設備・物資・食料の確認

放送設備、通信・照明機器等避難所運営に必要な設備やトイレ等避難所生活に必要な設

備の利用可否を確認する。また、備蓄品（物資・食料）の数量を確認し、避難者名簿から必要な数量を把握する。設備や備蓄品が足りない場合は、必要なもの及び数量を町災害対策本部に要請する。

エ　町災害対策本部への連絡

避難所の状況について、可能な限り速やかに町災害対策本部に報告する。報告は原則として、町担当者が行う。

町担当者は、参集直後、３時間後及び６時間後に、計３回の報告を必須とする。報告内容は次のとおり。

〇第一報：周辺状況等その時点で分かるもの及び町災害対策本部との通信手段について

〇第二・三報：避難者の増減や受入れ能力の超過について

（第四報以降については、最低１日１回行うものとし、避難所を閉鎖する場合は、閉鎖時刻を報告する。）

オ　広 報

町は、住民に対し、避難所を開設し支援を開始したことについて、施設の屋外スピーカー等を利用し広報を行う。

～広報文例～

「こちらは、宝達志水町災害対策本部です。現在、〇〇（施設名）において、避難所を開設しています。
避難者の受付を開始しました。避難所への移動の際は、道路が危険な場合がありますので、十分に注意をして避難してください。」（適宜繰り返し）

３　展開期における業務

展開期は、災害が発生して24時間目～３週間程度までの、避難者が一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者が自力再建への足場を獲得できるよう支援を行う。

(1)　避難所運営委員会及び運営班の設置

避難所準備組織の関係者は、なるべく早期に本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）を設置する。

ア　運営委員会の構成員を決定

避難所組長と協議し、次の担当者を選出する。また、女性の立場からの意見は避難所運営に欠かせないため、女性の参画の推進に努める。

〇会長（１名）、副会長（２名）

〇運営班長（各班１名）

〇運営班員（各班３名～５名）

※救護班及び要援護者班については、看護師、介護福祉士、学校の養護教諭等の保健・医療関係者や、民生・児童委員等地域福祉関係者が含まれるよう構成する。

避難所運営組織図

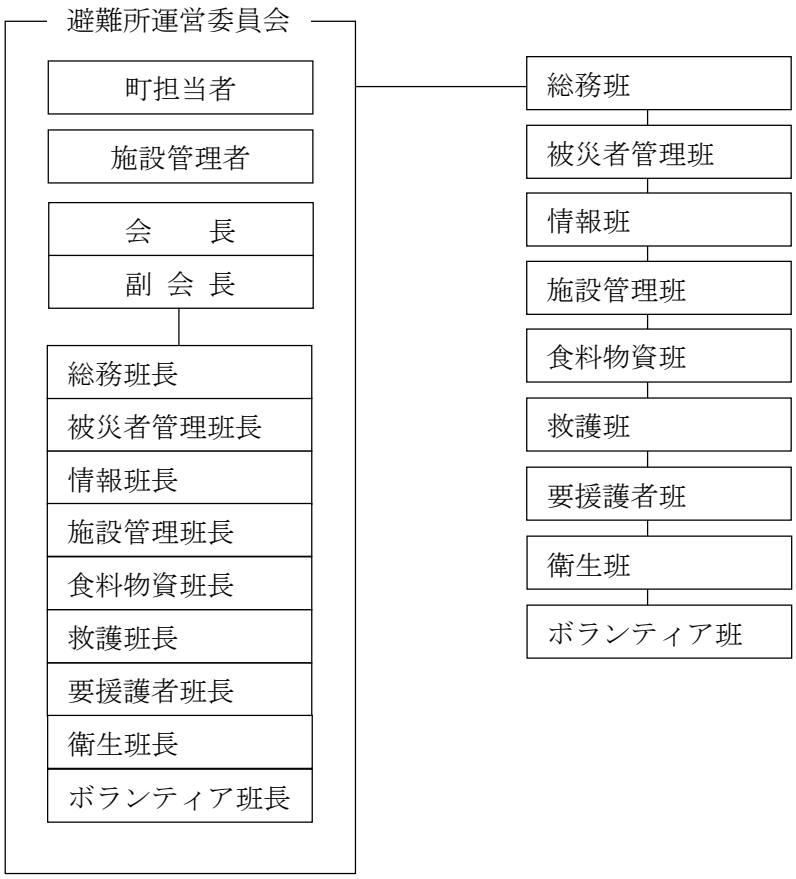

避難所運営委員会組織任務分担表

区　　分	事　務　分　掌
町担当者	・町災害対策本部への応急危険度判定士の派遣要請及び避難所の安全確認に関すること。 ・避難所間における避難者の振り分け及び受入れに関すること。 ・町災害対策本部への報告及び物資、食料等の要請に関すること ・避難所生活ルールの検討及び風紀・防犯対策に関すること。 ・マスコミへの対応に関すること。 ・町災害対策本部からの情報収集及び避難者への提供に関すること。 ・避難者に対する支援・相談に関すること。 ・その他総務班のサポートに関すること。
施設管理者	・避難所の安全確認に関すること。 ・避難所生活ルールの検討に関すること。 ・マスコミへの対応に関すること。 ・その他施設管理班のサポートに関すること。
避難所運営委員会	・各運営班の業務の管理に関すること。 ・町担当者及び施設管理者との連絡・調整に関すること。 ・総務班との連絡・調整に関すること。 ・避難所運営委員会会議の開催に関すること。 ・避難者の避難所内における定期移動に関すること。 ・避難者支援サービスの窓口設置に関すること。

総務班	・避難所運営業務全般のとりまとめに関すること。 ・各運営班との協議・調整に関すること。 ・避難所運営委員会の事務局業務に関すること。 ・避難所生活ルールの作成及び風紀・防犯対策に関すること。 ・取材対応のための資料作成に関すること。 ・避難所周辺の交通整理に関すること。 ・町災害対策本部との連絡に関すること。
被災者管理班	・避難者名簿の作成・管理に関すること。 ・避難者からの問合せ及び避難者の呼び出しに関すること。 ・郵便物等への対応に関すること。
情報班	・各種情報の収集・提供に関すること。 ・広報窓口の設置に関すること。
施設管理班	・避難所の安全確認及び危険箇所への対応に関すること。 ・避難所利用スペースの確保に関すること。 ・物資や食料の保管に関すること。 ・資機材、設備の確認及び調達に関すること。 ・施設全体の防火対策の実施に関すること。 ・飲料水及び生活用水の確保に関すること。
食料物資班	・生活物資や食料の調達・管理・配付に関すること。 ・炊き出しへの対応に関すること。
救護班	・避難所内の傷病者の把握に関すること。 ・医療機関との連絡・調整に関すること。 ・医療機関からの往診に関すること。 ・健康相談に関すること。 ・医薬品の管理に関すること。
要援護者班	・災害時要援護者の避難状況の把握に関すること。 ・災害時要援護者からの相談・要望への対応に関すること。 ・保健師、看護師、ボランティア等との連携に関すること。 ・福祉施設との連絡・調整に関すること。
衛生班	・トイレの確保に関すること。 ・仮設風呂・シャワーの設置に関すること。 ・ごみ処理・清掃に関すること。 ・ペットの飼育場所及び飼育ルールに関すること。
ボランティア班	・ボランティアの活動内容に関すること。 ・ボランティアセンターとの連絡・調整に関すること。 ・ボランティアの受入れ対応に関すること。

４　安定期における業務

安定期は、災害の発生から３週間以降をいう。避難生活の長期化に伴い、避難者の要望が多様化するため、より柔軟な対応が求められる。また、状況によっては、避難者数が減少していく時期でもあり、避難所の撤収を視野に入れつつ、運営体制の再構築を行う。

避難所運営委員会組織任務分担表

区　　分	事　務　分　掌
町担当者	・長期化に伴う、生活ルールの見直しに関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
施設管理者	・長期化に伴う、生活ルールの見直しに関すること。 ・避難所内におけるスペースの統廃合に関すること。 ・本来業務再開の準備に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
避難所運営委員会	・避難所運営委員会の体制の再構築に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
総務班	・避難者からの高度な要望への対応に関すること。 ・長期化に伴う、生活ルールの見直しに関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
被災者管理班	・避難者名簿の更新に関すること。 ・避難者数減少等に伴う、避難スペースの再活用に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
情報班	・復興支援情報の収集及び広報に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
施設管理班	・避難者数減少等に伴う、避難スペースの再活用に関すること。 ・避難者の交流支援用スペースの確保に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
食料物資班	・避難者の集団自炊による栄養管理に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
救護班	・子ども用の遊戯・学習室の確保に関すること。 ・避難者の自立支援に関すること。 ・こころのケアに関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
要援護者班	・社会福祉施設等への移転に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
衛生班	・感染症等のまん延防止に関すること。 ※その他「展開期」における事務分掌と同じ。
ボランティア班	・避難者とボランティアの仲介に関すること。 ・避難者の減少に伴う、ボランティアの撤収・引揚げ計画に関すること。

５　撤収期における業務

撤収期とは、電気・ガス・水道等のライフラインが復旧し、自宅等での日常生活が可能となる時期をいう。避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う一方、独力での自立が困難な避難者に対し、最後まで地域全体での支援に努める。

避難所運営委員会組織任務分担表

区　　分	事　務　分　掌
町担当者	・町対策本部への定時報告に関すること。 ・避難所の閉鎖・集約に関すること。 ・設備等の返却・回収・処分等に関する町対策本部との協議に関すること。 ・避難者に対する生活再建に向けての支援に関すること。
施設管理者	・設備の返却等撤収の準備に関すること。 ・本来業務に向けた体制の確立に関すること。
避難所運営委員会	・避難所の閉鎖・集約に関すること。 ・避難所の清掃・片付けに関すること。
総務班	・避難所運営委員会の事務局業務に関すること。 ・避難所閉鎖の準備計画の作成に関すること。
被災者管理班	・避難者名簿の更新及び避難所閉鎖後の連絡先の把握に関すること。 ・避難所の清掃・片付けに関すること。
情報班	・復興支援情報の収集及び広報に関すること。 ・広報資料の運営委員会への提出に関すること。
施設管理班	・避難所利用スペースの縮小及び施設再開準備に関すること。 ・避難所閉鎖計画の作成に関すること。
食料物資班	・使用設備の整理・把握及び食料・物資の在庫確認に関すること。 ・運営委員会への報告に関すること。
救護班	・避難者の自立支援に関すること。
要援護者班	・災害時要援護者からの相談・要望への対応に関すること。 ・社会福祉施設等への移転に関すること。
衛生班	・使用設備の整理・把握及び備品の在庫確認に関すること。 ・運営委員会への報告に関すること。
ボランティア班	・撤収に向けたボランティア団体との調整・協議に関すること。

第３章　避難所における事前対策

突発的な災害が発生したときは、住民の生命を守るため、避難所の迅速かつ的確な開設・運営を行う必要がある。このため、日ごろから事前の対策を検討しておく必要がある。

事前対策の重要事項

① 避難所の指定及び周知
② 各避難所における町担当者の指定
③ 避難所受入れスペースの確認
④ 避難所運営組織の編成及び役割分担の明確化
⑤ 避難所施設の鍵の保管
⑥ 備蓄品の管理計画の作成
⑦ マスコミ等への提供情報の明確化
⑧ 避難者への情報提供及び情報管理
⑨ 各避難所における運営マニュアルの作成

⑩　災害時要援護者の避難体制の整備
⑪　ボランティアの受入れ体制の整備
⑫　避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施

１　避難所の指定及び周知

(1)　避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限りバリアフリー化された公民館、学校及び福祉センター等の公共施設とする。

(2)　屋外避難用テント等の設営が可能なスペースを確保する。

(3)　災害時要援護者を保護するため、社会福祉施設等の二次避難所の指定を検討する。

(4)　パンフレットや町ホームページ等により、避難所の位置、避難経路及び避難方法等について住民に周知する。

２　町担当者の指定

(1)　各避難所の担当者は２人程度とする。

(2)　担当者は、可能な限り応急危険度判定士養成講習会等を受講する。

３　避難所受入れスペースの確認

(1)　町は、施設管理者と連携し、各避難所において受入れ可能なスペースを事前に確認するとともに、使用施設の優先順位を定めておく。

(2)　町は、災害時要援護者専用のスペースを確保するため、間仕切板、簡易ベッド、車いす及びスロープ等の整備を行う。

(3)　町は、救援者の活動拠点や屋外避難者のテント設営場所となる用地を確保し、住民に周知する。

(4)　町は、必要に応じて、ペットの飼育スペースを確保する。この場合、居住スペースから離れた場所を選定するなど、万一のトラブルやアレルギー体質の避難者に配慮したものとする。

４　避難所運営組織の編成及び役割分担の明確化

(1)　町は、施設管理者、自治会、周辺事業所等と連携し、各避難所における運営組織の設置について協議するとともに、避難所運営に関わる事項を確認し、それぞれの役割分担を明確にしておく。

(2)　町は、食料の配給方法、避難所における生活ルール、情報の提供方法等について、定めておく。この場合、屋外避難者への対応を含めて検討するものとする。

５　避難所施設の鍵の保管

(1)　災害発生時、避難所が閉鎖されている場合を想定し、門や玄関等の鍵は自治会及び町担当者が保管しておく。

(2)　鍵の保管者リストは定期的に更新する。

６　備蓄品の管理計画の作成

町は、各避難所における備蓄品の管理計画を作成し、最低限必要な物資や食料を備蓄する。また、自治会等に対し、備蓄品目・数量等の情報を提供し共有を図る。

７　マスコミ等への提供情報の明確化

マスコミへの対応は、原則として、町災害対策本部が行う。ただし、必要に応じて、避難所において回答可能な情報について検討する。

８　避難者への情報提供及び情報管理

町は、各避難所において避難者に情報を提供するため、掲示板を設置する。また、避難者同士が情報交換できるよう伝言板の設置に努める。

９　各避難所における運営マニュアルの作成

町は、施設管理者、自治会等と協力し、避難所ごとに運営マニュアルを作成する。

10　災害時要援護者の避難体制の整備

(1)　町は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、「災害時要援護者支援班」を設置し、災害時要援護者に対する避難支援業務の実施体制の整備に努める。

(2)　町は、災害時要援護者支援班、施設管理者、自主防災組織等と連携し、施設の状況、災害時要援護者に配慮した施設の利用方法について平常時から確認・改善をしておく。

(3)　町は、避難所における災害時要援護者支援に関する住民の理解を深めておくとともに、民生委員、自主防災組織等と協力し、災害時要援護者の避難についての訓練・研修を実施する。

(4)　町の福祉関係部局と連携し、町内における災害時要援護者名簿を作成する。

11　ボランティアの受入れ体制の整備

(1)　町は、全国から集まるボランティアの受入れ体制を整備する。

(2)　町は、事前にボランティア団体と避難所運営の関わり方等について協議し、避難所運営マニュアルに反映させる。

(3)　町は、派遣されたボランティアであることが一目で分かるような腕章や名札等の整備に努める。

12　避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施

町は、作成した避難所運営マニュアルに基づき、自治会、施設管理者等と一体となった避難所運営に関する訓練を行うとともに、訓練結果を検証し、今後の避難所運営の改善に努める。

6 ―3　宝達志水町標高図

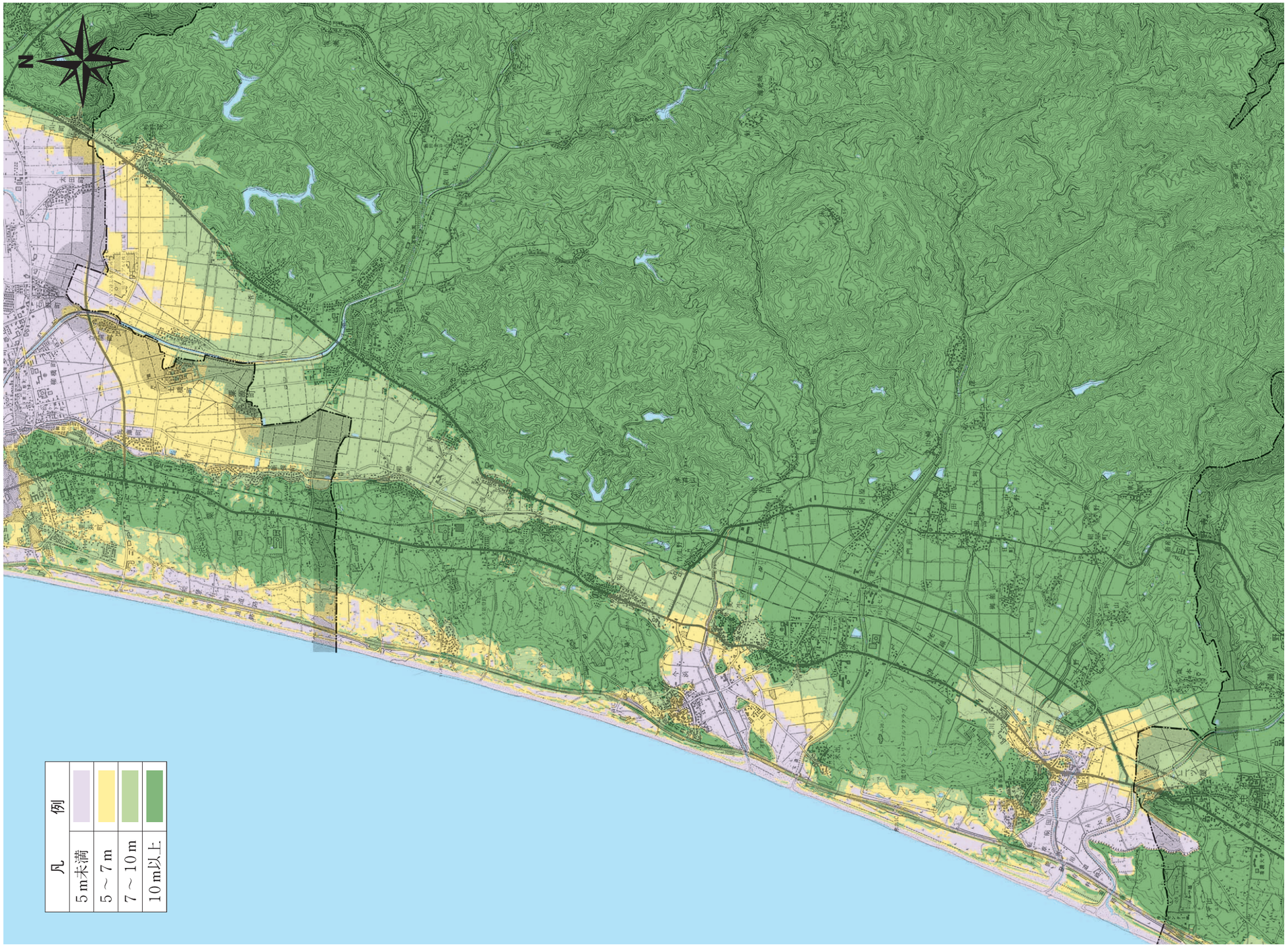

７　食料・生活必需品等の調達供給に関する資料

７－１　食料の調達先

１　主　食

名　　称	所　在　地	電話番号
生鮮館ちゃれんじ	小川4番地106	0767-28-5517
近岡米穀店	今浜ヨ38番地	0767-28-2025
はらショッピング	敷浪ハ120番地4	0767-29-3377

２　副食、調味料

名　　称	所　在　地	電話番号	調達可能品目			
			味噌	醤油	塩	野菜
木村商店	紺屋町ホ43番地	0767-28-2324	○	○	○	○
よねい商店	北川尻ナ51番地	0767-28-2187	○	○	○	×
川端商店	上田出13番地1	0767-28-2143	○	○	○	○
生鮮館ちゃれんじ	小川4番地106	0767-28-5517	○	○	○	○
ファミリーマート羽咋今浜店	今浜へ146番地1	0767-28-8176	○	○	○	×
ファミリーマート新今浜インター店	宿四号75番地3	0767-28-2726	○	○	○	×
はらショッピング	敷浪ハ120番地4	0767-29-3377	○	○	○	○
ファミリーマート宝達志水店	子浦甲32番地	0767-29-2040	○	○	○	×
田町食料品店	子浦甲36番地1	0767-29-2353	○	○	○	○

７－２　生活必需品の調達先

品　　目	名　　称	所　在　地	電話番号
衣料品	きもの処うえの	免田イ50番地	0767-28-2243
	こしの衣料店	河原ホ15番地	0767-28-3579
	洋装の金守	今浜へ312番地	0767-28-2102
	つちがみ	柳瀬ロ206番地1	0767-29-2809
	橋詰商店	荻市リ54番地	0767-29-3158
	吉本呉服店	子浦レ240番地	0767-29-2029
	中橋呉服店	杉野屋ワ195番地	0767-26-0020
寝具・布団	川端寝具店	宿218番地	0767-28-2051
	橋詰商店	荻市リ54番地	0767-29-3158
	末吉ふとん店	子浦レ39番地	0767-29-2215
日用品	木村商店	紺屋町ホ43番地	0767-28-2324
	よねい商店	北川尻ナ51番地	0767-28-2187
	川端商店	上田出13番地1	0767-28-2143
	甲藤金物店	河原156番地2	0767-28-2511
	生鮮館ちゃれんじ	小川4番地106	0767-28-5517
	コメリ押水店	小川弐103番地	0767-28-8835
	ファミリーマート羽咋今浜店	今浜へ146番地1	0767-28-8176
	ファミリーマート新今浜インター店	宿四号75番地3	0767-28-2726
	はらショッピング	敷浪ハ120番地4	0767-29-3377
	ファミリーマート宝達志水店	子浦甲32番地	0767-29-2040
	橋詰商店	荻市リ54番地	0767-29-3158

７－３　学校給食設備

施　設　名	所在地	電話番号	炊出能力	備考
宝達中学校給食室	小川カ150番地	28-3121	450	
押水第一小学校給食室	冬野ヲ2番地	28-2129	300	
宝達小学校給食室	上田キ50番地	28-2101	200	
相見小学校給食室	麦生ト133番地	28-2017	400	
樋川小学校給食室	荻島に30番地	29-2044	300	
志雄小学校給食室	子浦ツ18番地	29-2052	400	

７－４　救援物資の集積場所

施　　設　　名	所　　在　　地	電話番号
宝達志水町生涯学習センター	宝達志水町子浦そ18番地1	29-8320
宝達志水町民センター	宝達志水町門前サ11番地	28-5506

８　医療、防疫に関する資料

８－１　町内医療機関

１　町立病院

名　　称	所　在　地	診療科目	電話番号
町立宝達志水病院	宝達志水町子浦ロ11番地1	内　科 外　科 整形外科 眼　科 皮 膚 科 リハビリテーション科	29-3121

２　個人病院（内科及び小児科等）

名　　称	所　在　地	診療科目	電話番号
西村内科胃腸科クリニック	宝達志水町今浜ト169番地	内　科 消化器科 小 児 科 循環器科 呼吸器科 放射線科 理学診療科	28-2033
松沼医院	宝達志水町敷波247番地	内　科 循環器科 呼吸器科 小 児 科	29-3188

３　個人病院（歯科）

名　　称	所　在　地	診療科目	電話番号
さくらデンタルクリニック	宝達志水町免田3-8-4	歯　科	28-5244
立浦歯科医院	宝達志水町小川2-20-3	歯　科	28-5454
本庄歯科医院	宝達志水町今浜へ277-1	歯　科	28-2056
南歯科医院	宝達志水町子浦は39番地	歯　科	29-2247

８－２　災害拠点病院

１　基幹災害医療センター

病　院　名	所　在　地	病床数	診　療　科　目	電話番号	ＦＡＸ番号
石川県立中央病院	金沢市鞍月東２丁目1番地	630	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 神経内科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 放射線科 麻酔科 歯科 歯科口腔外科	076- 237-8211	076- 238-5366

２　地域災害医療センター（能登中部）

病　院　名	所　在　地	病床数	診　療　科　目	電話番号	ＦＡＸ番号
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	434	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児科 精神科 神経内科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 美容外科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科	0767- 52-6611	0767- 52-9225
公立羽咋病院	羽咋市的場町松崎24番地	174	内科 外科 整形外科 形成外科 小児科 産婦人科 眼科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 脳神経外科 皮膚科 放射線科 循環器科 リハビリテーション科	0767- 22-1220	0767- 22-5598

９　遺体の収容・処理に関する資料

９－１　災害時遺体収容所

番号	名　称	所　在　地	電話番号
1	慶念寺	宝達志水町東間ヨ128番地	0767-28-3744
2	栄休寺	宝達志水町正友ト71番地	0767-28-2641
3	覚正寺	宝達志水町正友リ129番地	0767-28-4560
4	願生寺	宝達志水町坪山リ70番地の2	0767-28-2093
5	明専寺	宝達志水町森本ヨ14番地	0767-28-3638
6	常楽寺	宝達志水町免田イ52番地	0767-28-2507
7	浄願寺	宝達志水町北川尻ナ28番地	0767-28-3379
8	恩通寺	宝達志水町北川尻子12番地	0767-28-3334
9	光照寺	宝達志水町上田カ175番甲地	0767-28-2087
10	泉福寺	宝達志水町宝達ロ28番地	0767-28-3595
11	得生寺	宝達志水町河原ハ252番地1	0767-28-3553
12	照覚寺	宝達志水町小川ハ78番1地	0767-28-2277
13	妙法輪寺	宝達志水町麦生ニ196番地	0767-28-4780
14	光西寺	宝達志水町今浜ヨ155番地	0767-28-2437
15	浄安寺	宝達志水町今浜ヨ159番地	0767-28-2099
16	極楽寺	宝達志水町南吉田ト53番地	0767-28-3541
17	西照寺	宝達志水町宿192番地	0767-28-2541
18	大蓮寺	宝達志水町敷波ト91番地	0767-29-2871
19	本泉寺支坊	宝達志水町敷波チ272番地	0767-29-3775
20	明円寺	宝達志水町敷波リ39番地	0767-29-2413
21	仰信寺	宝達志水町出浜74番地	0767-29-2407
22	専勝寺	宝達志水町柳瀬ト25番地	0767-29-3250
23	専勝寺	宝達志水町子浦ソ104番地	0767-29-2174
24	本行寺	宝達志水町子浦ソ49番地	0767-29-3020
25	唯徳寺	宝達志水町子浦レ31番地	0767-29-2308
26	臨永寺	宝達志水町聖川イ79番地	0767-29-2732
27	浄蓮寺	宝達志水町原58番地	0767-29-3407

番号	名　称	所　在　地	電話番号
28	西福寺	宝達志水町新宮20番地1	0767-29-3776
29	成正寺	宝達志水町散田75番地	0767-29-3807
30	善正寺	宝達志水町所司原テ30番地1	0767-29-2610
31	明覚寺	宝達志水町向瀬リ36番地	0767-29-3575
32	徳蓮寺	宝達志水町見砂ヌ469番地	0767-29-2376
33	明専寺	宝達志水町菅原エ87番地	0767-29-3551
34	遍照寺	宝達志水町菅原サ6番地	0767-29-4317
35	来迎寺	宝達志水町二口187番地	0767-29-3307
36	安専寺	宝達志水町杉野屋ウ91番地	0767-26-0812
37	光照寺	宝達志水町杉野屋ヲ64番地	0767-26-0153

９－２　火葬場

名　　称	所　在　地	管　理　者	電話番号	処理能力	使用燃料	備考
羽咋郡市広域圏事務組合羽咋斎場	羽咋市千里浜町ヲ1番地	羽咋郡市広域圏事務組合	0767-22-0420	６体/日	灯油	200㍑/日
羽咋郡市広域圏事務組合志賀斎場	志賀町末吉寅109番地	羽咋郡市広域圏事務組合	0767-32-0238	６体/日	灯油	200㍑/日

10　緊急輸送に関する資料

10－１　ヘリポート適地

１　航空法第79条許可済離着陸場

施　設　名	所　在　地	管理者	電話番号
宝達志水多目的グラウンド	宝達志水町今浜イ4番地1	宝達志水町長	28-4749
宝達志水野球場	宝達志水町吉野屋ヲ156番地	宝達志水町長	29-8320

２　緊急離着陸場

施　設　名	所　在　地	管理者	電話番号
宝達中学校運動場	宝達志水町小川カ150番地	学校長	28-3121
押水第一小学校運動場	宝達志水町冬野ヲ2番地	学校長	28-2129
宝達小学校運動場	宝達志水町上田キ50番地	学校長	28-2101
相見小学校運動場	宝達志水町麦生ト133番地	学校長	28-2017
志雄小学校運動場	宝達志水町子浦ツ18番地	学校長	29-2052
白虎山公園簡易野球場	宝達志水町敷波ロ44番地	宝達志水町長	29-8320
宝達志水サッカー場	宝達志水町北川尻ミ1番地15	宝達志水町長	29-8320

３　石川県ドクターヘリ　ランデブーポイント（市町所管施設）

名　称	住　所	管理者
宝達志水多目的グラウンド	宝達志水町今浜イ4－1	特定非営利活動法人宝達志水スポーツクラブ
宝達志水野球場	宝達志水町吉野屋ヲ156	宝達志水町生涯学習課
宝達志水町立押水第一小学校グラウンド	宝達志水町冬野ヲ2番地	学校長
宝達志水サッカー場	宝達志水町北川尻ミ1番地15	宝達志水町生涯学習課
宝達志水町立宝達小学校グラウンド	宝達志水町上田キ50番地	学校長
産業センター「ネクサス」	宝達志水町河原ト120番地	宝達志水町商工観光課
宝達志水町立宝達中学校グラウンド	宝達志水町小川カ150番地	学校長
宝達志水町立相見小学校グラウンド	宝達志水町麦生ト133番地	学校長
石川県立宝達高等学校グラウンド	宝達志水町今浜ト80番地	学校長
白虎山公園簡易野球場	宝達志水町敷波ロ44番地	宝達志水町生涯学習課
宝達志水町立樋川小学校グラウンド	宝達志水町荻島に30番地	学校長
宝達志水町立志雄小学校グラウンド	宝達志水町子浦ツ18番地	学校長
町立宝達志水病院（付近の空地）	宝達志水町子浦ロ11番地1	宝達志水町財政課
宝達志水多目的運動広場	宝達志水町吉野屋ヲ156番地	宝達志水町生涯学習課
宝達山山頂駐車場	宝達志水町紺屋町外6字入会字14号北谷日向一甲87番地	宝達志水町商工観光課

10－２　公用自動車等一覧表

（令和３年１月１日現在）

用　　途	所属課名	登録番号	種別	形状	乗車定員	格納場所
第１公用車（町長車）	総務課	石川330す　6-37	普通	ステーションワゴン	7	役場庁舎
第２公用車（議長車）	議会事務局	石川330す　52-77	普通	箱型	5	役場庁舎
広報・撮影車	企画情報課	石川501て　40-98	小形	ステーションワゴン	5	役場庁舎
交通安全車	総務課	石川501ち　43-24	小形	ステーションワゴン	5	役場庁舎
消防ポンプ車（第１分団）	総務課危機管理室	石川800さ　60-92	消防	消防ポンプ車	6	第１分団研修施設
消防ポンプ車（第２分団）	総務課危機管理室	石川800さ　87-78	消防	消防ポンプ車	6	第２分団車庫会議室
消防ポンプ車（第３分団）	総務課危機管理室	石川800さ　90-60	消防	消防ポンプ車	6	役場庁舎
消防ポンプ車（第４分団）	総務課危機管理室	石川800さ　62-15	消防	消防ポンプ車	6	役場庁舎
防災活動車	総務課危機管理室	石川880あ　5-39	軽自動車	消防車	4	役場庁舎横車庫
救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車	総務課危機管理室	石川800す　2-80	消防	多機能車	6	役場庁舎
消防ポンプ積載車	総務課危機管理室	石川 88ぬ　41-95	消防	消防作業車	8	役場庁舎
２ｔトラック	地域整備課	石川 11ま　96-10	普通貨物	キャブオーバー	3	役場庁舎
現場巡回車（ランクル）	地域整備課	石川100さ　28-22	普通貨物	バン	5	役場庁舎
下水道軽貨物バン	地域整備課	石川483あ　6-37	四輪貨物	バン	4	役場庁舎横
現場巡回車（エクストレイル）	地域整備課	石川830さ　6-37	普通特殊	公共応急作業車	5	役場庁舎
業務巡回車（水道）（ジムニー）	地域整備課	石川580ぬ　54-68	軽自動車	箱型	4	役場庁舎横
道路維持作業車（アトラス）	地域整備課	石川800す　1-47	普通貨物	キャブオーバー	5	役場庁舎
凍結防止剤散布車	地域整備課	石川830す　6-37	普通特殊	凍結防止剤散布車	2	アステラス
凍結防止剤散布車	地域整備課	石川480か　33-59	小形貨物	バン	2	役場庁舎
スノーローダ	地域整備課	石川000る　7-10	大型特殊	ショベルローダ	1	役場庁舎
小形除雪車（とらん丸）	地域整備課	宝達志水町た　57	小形特殊	小型除雪車	1	志雄水防倉庫
スノーローダ	地域整備課	宝達志水町た　70	小形特殊	ミニホイルローダ	1	役場庁舎横
ミニホイルローダ	地域整備課	宝達志水町た　72	小形特殊	ミニホイルローダ	1	役場庁舎横
スノーローダ	地域整備課	宝達志水町た　75	小形特殊	スノーローダ	1	役場庁舎横
スノーローダ	地域整備課	宝達志水町た　77	小形特殊	スノーローダ	1	役場庁舎横

スノーローダ	地域整備課	宝達志水町た　83	小形特殊	スノーローダ	1	役場庁舎横
スノーローダ	地域整備課	宝達志水町た　93	小形特殊	スノーローダ	1	役場庁舎横
トラクター	地域整備課	宝達志水町た　3	小形特殊	スポーツトラクター	1	宝達志水スポーツセンター
トラクター	地域整備課	宝達志水町た　5	小形特殊	スポーツトラクター	1	宝達志水スポーツセンター
業務巡回車（サーフ）	農林水産課	石川300ね　74-44	普通	ステーションワゴン	5	役場庁舎
軽トラック	農林水産課	石川480け　29-96	軽自動車	キャブオーバー	2	役場庁舎
軽トラック	住民課	石川480か　97-91	四輪貨物	キャブオーバー	2	役場庁舎横車庫
業務（徴収）車	税務課	石川501は　74-32	小形	箱型	5	役場庁舎
スクールバス（サクラバス）	学校教育課	石川200は　1-87	普通乗合	キャブオーバー	42	協業センター
スクールバス（リエッセⅡ）	学校教育課	石川200さ　12-92	普通乗合	キャブオーバー	29	役場庁舎横車庫
中型バス（ガーラミオ）	学校教育課	石川200は　2-36	普通乗合	リヤーエンジン	42	宝達中学校バス車庫
中型バス（ガーラミオ）	学校教育課	石川200は　2-37	普通乗合	リヤーエンジン	42	宝達中学校バス車庫
小型バス（ローザ）	学校教育課	石川200さ　11-27	普通乗合	キャブオーバー	29	宝達中学校バス車庫
小型バス（ローザ）	学校教育課	石川200さ　11-28	普通乗合	キャブオーバー	29	宝達中学校バス車庫
小型バス（ローザ）	学校教育課	石川200さ　11-29	普通乗合	キャブオーバー	29	宝達中学校バス車庫
中型バス（エアロミディー）	学校教育課	石川200た　3-77	普通乗合	リヤーエンジン	42	町民センター
業務巡回車	生涯学習課	石川501ぬ　72-72	小形	ステーションワゴン	5	さくらドーム
業務巡回車	生涯学習課 文化財室	石川480け　27-44	軽自動車	バン	4	埋蔵文化財センター
業務巡回車（プロボックス）	商工観光課	石川501ち　42-70	小形	ステーションワゴン	5	役場庁舎
業務巡回車（フィルダー）	商工観光課	石川501に　84-05	小形	ステーションワゴン	5	役場庁舎
業務巡回車	商工観光課	石川501の　80-75	普通	ステーションワゴン	8	役場庁舎
業務巡回車	商工観光課	石川501は　83-31	小形	箱型	5	役場庁舎
マイクロバス	商工観光課	石川200さ　5-75	普通	キャブオーバー	29	町民センター
福祉バス	商工観光課	石川200は　2-12	普通乗合	リヤーエンジン	42	町民センター
日赤救援車（シエンタ）	健康福祉課	石川501の　98-13	小形	ステーションワゴン	8	町民センター
子育て支援車（ファンカーゴ）	健康福祉課	石川500も　48-46	小形	箱型	5	町民センター

保健指導車 （パッソ）	健康福祉課	石川501ち　43-43	小形	箱型	5	町民センター
業務巡回車 （エブリー）	健康福祉課	石川480き　5-10	四輪貨物	箱型	4	町民センター
介護認定調査車 （パレット）	健康福祉課	石川580そ　59-98	軽自動車	箱型	4	町民センター
介護認定調査車 （サクシード）	健康福祉課	石川500は　27-94	小型	ステーションワゴン	5	町民センター
訪問車	健康福祉課 健康づくり推進室	石川501の　78-95	小型	箱型	5	町民センター
訪問車	健康福祉課 健康づくり推進室	石川480け　27-43	軽自動車	バン	4	町民センター
送迎車	社会福祉協議会	石川200さ　4-07	普通	キャブオーバー	20	町民センター
訪問看護用	宝達志水病院	石川580な　70-70	軽自動車	箱型	4	宝達志水病院
訪問看護用	宝達志水病院	石川580さ　48-85	軽自動車	箱型	4	宝達志水病院
訪問リハビリ用	宝達志水病院	石川500ま　93-97	小型	ステーションワゴン	5	宝達志水病院
病院車	宝達志水病院	石川500は　52-05	小型	箱型	5	宝達志水病院
通所リハ送迎用	宝達志水病院	石川800さ　65-59	普通特殊	車椅子移動車	6	宝達志水病院
通所リハ送迎用	宝達志水病院	石川800さ　95-50	普通特殊	車椅子移動車	10	宝達志水病院

10－３　運送事業者の保有車両

事業者名	所　在　地	保　有　車　両			事業種別	電話番号
		平ボディ	ウィング車	バン		
トナミ運輸(株) 能登支店	宝達志水町南吉田ロ33番地1		10t級　29台 ４t級　22台 ２t級　８台	４t級　１台 ２t級　２台	一般路線貨物自動車運送事業	28-4108

11　建築物に関する資料

11－１　業態別防火対象物

（令和２年１月31日現在）

区分			対象物数
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1
	ロ	公会堂又は集会場	37
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	－
	ロ	遊技場又はダンスホール	－
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	－
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	－
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	1
	ロ	飲食店	3
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	15
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	6
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	12
(6)	イ	病院、診療所又は助産所	2
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1)　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)　救護施設 (3)　乳児院 (4)　障害児入所施設 (5)　障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	8

		援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であつて、同条第４項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）	
	ハ	次に掲げる防火対象物 (1)　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)　更生施設 (3)　助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)　児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5)　身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	16
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	―
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	15
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	3
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	―
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	―
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	37
(12)	イ	工場又は作業場	140
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	―
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	10
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	―

(14)		倉庫	68
(15)		前各項に該当しない事業場	93
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	21
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	19
(16の２)		地下街	－
(16の３)		建築物の地階（(16の２)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	－
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	2
(18)		延長50メートル以上のアーケード	－
(19)		市町村長の指定する山林	－
(20)		総務省令で定める舟車	－
合　　計			511

11－２　指定文化財一覧

指定	大別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国	有形文化財	建造物	喜多家住宅表門、主屋、道具倉、味噌倉、敷地	５	北川尻ラ4-1、1-1	S46.12.28 S58．6．2
国	記念物	史跡	散田金谷古墳	１基	散田ナ107	S57．1.16
県	有形文化財	建造物	岡部家住宅	１棟	荻谷ニ42	S47．1.25
県	有形文化財	考古資料	金谷の石棺		散田ナ107	S35．5.27
県	記念物	史跡	末森城跡		南吉田末森1番地外	H３.10．４
県	記念物	史跡	御舘館跡		御舘	H18．４．７
県	記念物	天然記念物	妙法輪寺のナンテン	１群	麦生ニ196	S58．5.10
県	記念物	天然記念物	ゼンショウジキクザクラ	１本	所司原テ30-1	S58．5.10
町	有形文化財	建造物	紺屋町覚正寺経蔵、石碑		紺屋町（正友リ129）	H17．３．１
町	有形文化財	建造物	石組み井戸	１基	宝達ロ93	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	聖徳太子の絵像	１幅	上田カ175甲	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	伝 沢庵禅師筆の屏風	２曲 １双	上田カ175甲	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	紙本淡彩維摩詰之図	１幅	子浦ソ104	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	絹本着色伝教大師像	１幅	柳瀬ト25	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	紙本着色釈迦涅槃図	１幅	子浦レ31	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	紙本着色釈迦涅槃図	１幅	菅原サ6	H17．３．１
町	有形文化財	絵画	絹本着色十六羅漢図	双幅	菅原テ92	H17．３．１
町	有形文化財	彫刻	板碑	７基	麦生ニ196	H17．３．１
町	有形文化財	彫刻	木造十一面観世音像	１躯	菅原サ6	H17．３．１
町	有形文化財	彫刻	木造千手観音立像	１躯	菅原サ6	H19.11.29
町	有形文化財	工芸品	妙法輪寺の梵鐘	１口	麦生ニ196	H17．３．１
町	有形文化財	工芸品	お茶運び人形	１躰	竹生野ホ40	H17．３．１
町	有形文化財	工芸品	宝達山の算額	１枚	東間ラ2	H17．３．１
町	有形文化財	工芸品	小野窯平鉢	１鉢	散田50	H17．３．１
町	有形文化財	古文書	喜多家古文書		北川尻ラ4-1	H17．３．１

指定	大別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
町	有形文化財	古文書	赤池文書	１通	上田カ206	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	宝達金山古文書		宝達	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	紺屋町覚正寺一切経		紺屋町（正友リ129）	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	十字名号	１幅	北川尻ナ28	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	鳥毛社制札	１通	宿192	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	岡野家文書		小川ハ249-1	H17．3．1
町	有形文化財	古文書	岡部家文書		小川ハ249-1	H21．3．13
町	有形文化財	考古資料	曲玉		小川ハ249-1	H17．3．1
町	有形文化財	考古資料	新崎式土器		小川ハ249-1	H17．3．1
町	有形文化財	考古資料	大塚古墳出土品		小川ハ249-1	H17．3．1
町	有形文化財	考古資料	金谷古墳出土品・鍋山古墳出土品		散田75	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	陣笠		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	陣羽織		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	裃		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	肩衣		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	印籠		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	携帯厨用具		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	火縄		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	矢櫃		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	馬の鞍		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	龕灯		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	行灯		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	手燭小灯・手点		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	小田原提灯		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	蔵提灯		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	寝室用喫煙用具		北川尻ラ4-1	H17．3．1

指定	大別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
町	民俗文化財	有形民俗文化財	紙入れ		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	耳盥		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	櫓時計		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	機織機		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	鏡		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	蘭引		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	木製薬研		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	警棒		北川尻ラ4-1	H17．3．1
町	民俗文化財	有形民俗文化財	指樽		上田サ153	H17．3．1
町	記念物	史跡	坂手山縄文住居址		紺屋町	H17．3．1
町	記念物	史跡	鍋山古墳群		石坂	H17．3．1
町	記念物	史跡	臼ヶ峰往来			H17．3．1
町	記念物	天然記念物	宝達山ブナ林		上田外11字入会9字	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	サルスベリ		宿162	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	アテ		東間ラ2	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	ツバキ群		東間ラ2	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	スダジイ		山崎ハの71	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	木斛		荻島、荻谷、敷波入会地14-1	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	大杉		走入ホ58	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	大杉		見砂ト281	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	すいりゅうひば		向瀬リ36	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	浄蓮寺枝垂桜		原58	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	原の枝垂桜		原ル215	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	明専寺の白藤		菅原エ87	H17．3．1
町	記念物	天然記念物	明専寺のサルスベリ		菅原エ87	H21．3．13
町	記念物	天然記念物	ホクリクサンショウウオ			H27．3．3

12　災害危険地域等に関する資料

12－１　土石流危険箇所

危険渓流Ⅰ　（県土木部砂防課）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	保全対象			砂防施設の有無	砂防指定地
					人口 人	人家戸数 戸	要配慮者利用施設		
Ⅰ0507	羽咋川	子浦川	すぎな谷東	所司原	17	5			
Ⅰ0508	羽咋川	子浦川	はかなお	下石	24	7			
Ⅰ0509	羽咋川	新宮川	渋谷川	新宮	90	26		有１	有２条指定
Ⅰ0510	羽咋川	新宮川	剣谷	新宮	17	5			
Ⅰ0511	羽咋川	子浦川	聖川	聖川	31	9		有１	有２条指定
Ⅰ0512	羽咋川	樋の川	此の田谷	荻谷	24	7			
Ⅰ0513	羽咋川	樋の川	向山谷	荻島	21	6			
Ⅰ0532	宝達川	宝達川	泉福寺裏(西)	宝達	28	8			
Ⅰ0533	宝達川	宝達川	泉福寺裏(東)	宝達	42	12			
Ⅰ0534	宝達川	宝達川	口谷内川	宝達	17	5		有１	有２条指定
Ⅰ0535	宝達川	宝達川	本間谷	宝達	215	62			
Ⅰ0536	前田川	大坪川	籾川谷	上田	243	70			
Ⅰ0537	前田川	前田川	前田川	東間	205	59		有６	有２条指定

危険渓流Ⅱ　（県土木部砂防課）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	保全対象			砂防施設の有無	砂防指定地
					人口 人	家数 戸	要配慮者利用施設		
Ⅱ0259	羽咋川	向瀬川	さんまいの下	向瀬	7	2			
Ⅱ0260	羽咋川	向瀬川	うら谷	走入	3	1			
Ⅱ0261	羽咋川	向瀬川	筬田川	走入	10	3			有２条指定
Ⅱ0262	羽咋川	向瀬川	つら谷	向瀬	3	1			
Ⅱ0263	羽咋川	子浦川	子浦川・きた谷	所司原	10	3			有２条指定
Ⅱ0264	羽咋川	子浦川	すぎな谷西	所司原	14	4			
Ⅱ0265	羽咋川	子浦川	山岸神社の高	散田	7	2			
Ⅱ0266	羽咋川	子浦川	そと前	聖川	7	2			
Ⅱ0267	羽咋川	子浦川	かまなか	聖川	10	3			
Ⅱ0268	羽咋川	樋の川	なにやち北	荻谷	7	2			
Ⅱ0269	羽咋川	樋の川	なにやち南	荻谷	10	3			
Ⅱ0294	宝達川	相見川	南吉田エの部・モの部	南吉田	3	1			
Ⅱ0295	宝達川	相見川	南吉田エの部	南吉田	3	1			
Ⅱ0296	宝達川	宝達川	山崎川	山崎		2			
Ⅱ0297	宝達川	宝達川	大工谷	宝達	3	1			

12－２　急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所ランクⅠ　　（国土交通省所管）

箇所番号	箇所名	位置	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	地盤の状況	人家戸数（人）	指定日	告示番号	保全施設			
										要配慮者利用施設	避難場所	その他公共的建物（戸）	公共施設（m）
161010	森本	森本	35	30	180	軟岩	11						国道70
161020	東間	東間	35	25	280	軟岩	15						市町村道160
161030	宝達	宝達	80	20	120	軟岩	11						市町村道220
161040	南吉田	南吉田	45	5	70	軟岩	6	Ｈ２年３月20日	164				市町村道100
162010	原	原	35	40	160	軟岩	3					公民館１	市町村道140
162040	聖川２号	聖川	45	20	200	軟岩	5	Ｓ53年11月10日	676				市町村道200
162050	聖川１号	聖川	50	100	950	軟岩		Ｓ48年６月８日	372				市町村道200
162060	下石	下石	45	35	120	軟岩	2						
162080	散田	散田	50	20	210	軟岩	8						市町村道10
162090	荻島	荻島	45	30	250	軟岩	11						
162100	荻市	荻市	40	35	450	軟岩	20						国道300　市町村道70
162120	石坂	石坂	45	18	330	軟岩	7						国道450
162130	向瀬	向瀬	45	30	690	軟岩	24	Ｓ54年３月２日	104			公民館１	県道370
162140	杉野屋２号	杉野屋	50	25	450	軟岩	27	Ｓ63年９月27日	537				県道750　市町村道70
162150	杉野屋３号	杉野屋	35	30	150	軟岩	8						国道260　市町村道500
162160	杉野屋１号	杉野屋	35	30	120	軟岩	8	Ｓ52年４月15日	235				市町村道80
162170	杉野屋４号	杉野屋	45	20	180	軟岩	10						市町村道200
162180	荻谷	荻谷	30	35	240	強風化岩	9						国道150
162190	新宮	新宮	50	15	115	崩積土	7						市町村道640

危険箇所ランクⅡ

箇所番号	箇所名	位置	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	地盤の状況	人家戸数（人）	指定日	告示番号	保全施設			
										要配慮者利用施設	避難場所	その他公共的建物（戸）	公共施設（m）
262010	杉野屋１号	杉野屋	60	26	50	強風化岩	4						
262020	所司原	所司原	35	40	400	軟岩	4						
262030	菅原１号	菅原	45	38	125	強風化岩	2						市町村道370
262040	走入１号	走入	70	18	32	軟岩	2						市町村道100
262060	荻谷１号	荻谷	55	18	100	強風化岩	1						
262070	下石	下石	35	25	180	軟岩	4	S56年９月22日	594			浄水場１	
262080	荻谷２号	荻谷	60	35	40	強風化岩	3						
262090	荻谷３号	荻谷	35	13	40	強風化岩	1						市町村道60
262100	子浦	子浦	45	20	80	軟岩	4	S52年４月15日	235				市町村道30
262110	新宮１号	新宮	40	12	75	崩積土	3						市町村道70
262120	新宮２号	新宮	70	16	50	軟岩	1						
262130	新宮３号	新宮	45	30	88	崩積土	4						
262150	漆原１号	所司原	70	35	30	軟岩	1						市町村道80
262160	漆原２号	所司原	45	15	50	強風化岩	2						
262170	漆原３号	所司原	45	30	40	軟岩	1						県道40
262180	漆原４号	所司原	70	30	30	軟岩	1						県道35
262190	原１号	原	45	7	25	軟岩	1						県道40
262200	原２号	原	65	8	25	軟岩	1						
262210	原３号	原	30	40	90	軟岩	4						
262220	原４号	原	45	18	35	崩積土	1						
262230	原５号	原	40	20	81	強風化岩	1						市町村道20
262240	原６号	原	70	10	34	強風化岩	1						

箇所番号	箇所名	位置	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	地盤の状況	人家戸数（人）	指定日	告示番号	保全施設			
										要配慮者利用施設	避難場所	その他公共的建物（戸）	公共施設（m）
262250	原７号	原	70	16	34	強風化岩	1						市町村道75
262260	走入２号	走入	45	5	23	強風化岩	1						
262270	走入３号	走入	70	7	28	軟岩	2						市町村道20
262280	走入４号	走入	45	12	50	強風化岩	1						市町村道25
262290	走入５号	走入	45	30	60	崩積土	1						県道50
262300	菅原２号	菅原	45	20	37	強風化岩	2						県道50
262310	菅原３号	菅原	60	15	40	崩積土	1						市町村道50
262320	原８号	原	44	15	363	崩積土							市町村道153
262330	向瀬２号	向瀬	40	22	465	風化岩、崖錐堆積物							市町村道79
262340	走入６号	走入	41	8	260	礫石、泥岩							

危険箇所ランクⅢ

箇所番号	箇所名	位置	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	地盤の状況	人家戸数（人）	指定日	告示番号	保全施設			
										要配慮者利用施設	避難場所	その他公共的建物（戸）	公共施設（m）
361010	宝達	宝達	45	30	135	軟岩	0						
361020	河原	河原	40	40	120	軟岩	0						市町村道200

12－３　地すべり危険箇所

(1)　地すべり危険箇所（国土交通省所管）

危険箇所番号	箇所名	位置	地すべり危険区域面積(ha)	勾配(度)	移動土塊層の地質	人家戸数	公共施設	道路延長(km)	公共的建物	数量(戸)	耕地(ha)	危険箇所判定区分	指定年月日(昭和)
248	向瀬	向瀬	51.7	10	砂質土	32	県道	0.7			8.2	B	
249	向瀬東	向瀬	61.8	9	砂質土	20	県道	0.8			16.6	B	
250	走入	走入	59.7	11	砂質土	37	県道	0.9	集会場	1	22.2	A	41年８月10日
251	走入東	走入	76.5	10	礫混じり土砂	1	県道	1			11.8	A	
252	石坂	石坂	26.1	27	礫混じり土砂	21	町道	0.5			6.5	A	42年６月12日
253	入道原	見砂	95.6	8	礫混じり土砂	0	町道	0.7			9.7	A	
254	見砂	見砂	144.9	15	礫混じり土砂	17	町道	3.3	集会場	1	20.7	A	48年３月28日
255	向原	見砂	71.8	14	砂質土	0	町道	0.7			14.1	A	
256	聖川	聖川	69.8	26	礫混じり土砂	29	町道	1.5			10.8	A	
257	聖川東	聖川	104.2	17	礫混じり土砂	20	林道	1.3			20.8	A	
258	新宮	新宮	58.5	17	礫混じり土砂	28	町道	0.6	集会場	1	8.7	A	48年１月８日
259	所司原西	所司原	46.5	13	砂質土	0	県道	0.5			3.4	B	
260	所司原	所司原	193.5	7	砂質土	53	県道	1.6			32.1	A	51年７月５日
261	荻谷	荻谷	25.5	17	礫混じり土砂	0							
262	当ノ熊	新宮	93.9	11	礫混じり土砂	3	町道	1.2			14.3	B	
263	海老坂	海老坂	51.2	10	礫混じり土砂	2	町道	1.3			7.6	B	
264	原	原	75.5	9	礫混じり土砂	24	町道	2.7	集会場	1	13.4	A	52年10月13日
265	竹生野	竹生野	48.3	15	礫混じり土砂	0							
266	南吉田	南吉田	91.4	3	粘性土	10	町道	2.3			12.6	B	
267	南吉田東	南吉田	41.1	10	粘性土	0	町道	1.1			2.8	B	
268	南吉田南	南吉田	73.8	18	粘性土	0	町道	0.5			3.4	B	

(2)　地すべり防止区域（林野庁所管）

番号	区域名	位置	面積(ha)	指定年月日(昭和)
1	針山	針山	8.48 29.40	37年８月20日 54年６月27日
2	清水原	清水原	57.48	42年10月20日
3	宝達野田	宝達	55.88 27.00	48年３月24日 62年12月22日

(3)　地すべり危険区域（林野庁所管）

番号	位　　置	公　　共　　施　　設　　等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
		人家50戸以上	人家49～10戸	人家９～５戸	人家４戸以下	公共施設(道路除く。)	道路			
1	杉野屋			8			町道	A	12.0	無
2	杉野屋					1	町道	B	6.0	無
3	清水原		26			1	県・町道	A	58.0	無
4	清水原		26			1	県道	A	15.0	無
5	菅　原					1		C	8.0	無
6	吉野屋		35				国・町道	A	12.0	無
7	石　坂			9			県道	A	28.0	無
8	下　石						県道	B	48.0	無
9	下　石		25				県道	A	60.0	無
10	下　石		25				県・町道	A	41.0	無
11	下　石						県道	B	17.0	無
12	下　石			8			町道	A	14.0	無
13	新　宮			5			町道	B	6.0	無
14	所司原			8			県・町道	A	35.0	有
15	所司原						林道	B	52.0	無
16	所司原						林道	C	5.0	無
17	荻　谷		27				農道	A	49.0	無
18	荻　谷						町道	B	20.0	無
19	針　山			8			町道	A	38.0	有
20	針　山			8			町道	A	31.0	無
21	原		12				林道	A	31.0	無
22	平　床						農道	B	22.0	有
23	平　床				1		町道	A	11.0	無
24	宝　達						林道	C	69.0	有
25	宝　達						林道	C	59.0	有
26	宝　達		16				町道	A	19.0	無
27	宝　達						町道	B	60.0	無
28	宝　達						町道	B	56.0	無
29	宝　達						町道	B	20.0	有
30	宝　達						町道	B	50.0	有
31	宝　達						町道	C	30.0	有
32	沢　川			6			林道	A	9.0	無

(4)　農地地すべり防止区域（農村振興局所管）

番号	地区名	位　置	指定面積 (ha)	指定年月日 (昭和)
1	平　床	平　床	45.00 24.20	34年12月28日 44年３月31日
2	向　瀬	向　瀬	24.50	50年３月29日
3	北見砂	見　砂	64.00	57年11月９日
4	坪　野	所司原	105.00	62年３月25日

(5)　農地地すべり危険箇所（農村振興局所管）

番号	地区名	位　置	崩壊危険地の概要			被　害　の　対　象				備　　考
			地　積 (ha)	耕　地 (ha)	その他 (ha)	農用地 (ha)	農業用 施　設	人　家 (戸)	その他 重要施設	
1	走入	走入	50	10	40	20		13		国土交通省所管区域(25ha)に隣接

12－４　山腹崩壊危険地域

（県農林水産部森林管理課）

番号	位　置	公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
		人家50戸以上	49～10戸	９～５戸	４戸以下	公共施設（道路除く。）	道　路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
1	杉野屋				1		町	C	1	1	無
2	杉野屋		8				国、町	B	2	1	無
3	杉野屋		12				町	B	4	1	無
4	菅　原					1	国	B	1	1	無
5	菅　原		10				町	A	2	1	無
6	菅　原			8			国、町	C	2	1	有
7	荻　谷		27			1	国、町	B	4	1	有
8	荻　谷		14				町	A	12	2	有
9	荻　島		10				国	B	4	2	有
10	新　宮						町	C	3	2	無
11	当　熊				2		町	C	1	1	無
12	石　坂						町	C	1	1	無
13	寺　山				1		町	C	2	1	無
14	聖　川			9			町	C	2	2	無
15	所司原						町	C	1	1	無
16	宿						町	C	4	1	無
17	南吉田			5			町	C	3	1	無
18	南吉田				3		町	C	8	3	無
19	南吉田						町	C	2	1	無
20	山　崎						町	C	4	1	無
21	山　崎				1		県	C	1	1	無
22	宝　達				1		町	C	4	1	有
23	宝　達		11				町	B	12	3	有
24	冬　野				2		町	C	1	1	無
25	坪　山			7			町	C	1	1	無
26	森　本				1		町	C	1	1	無
27	森　本						県	C	1	1	無
28	東　間			5			町	C	2	1	無

番号	位　置	公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
		人家50戸以上	49～10戸	９～５戸	４戸以下	公共施設（道路除く。）	道　路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
29	東　間				1		町	C	1	1	無
30	上　野						町	C	1	1	無
31	冬　野				1		町	C	1	1	無
32	正　友						町	C	1	1	無
33	走　入						町	C	1	1	無

12－５　崩壊土砂流出危険地域

（県農林水産部森林管理課）

番号	位　置	公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
		人家50戸以上	49～10戸	９～５戸	４戸以下	公共施設(道路除く。)	道路			
1	杉野屋	58				1	国	A	0.28	無
2	杉野屋	73				2	国	B	0.09	無
3	杉野屋	202				4	国	B	0.07	無
4	杉野屋	124				2	国	B	0.11	無
5	菅　原	181				2	国	B	0.22	無
6	向　瀬		11				県	B	0.15	無
7	向　瀬						県	C	0.45	無
8	下　石		39				県	B	0.32	無
9	新　宮			8			町	C	0.08	無
10	清水原			7			県	C	0.36	無
11	所司原		18				県	A	0.10	有
12	所司原		17				県	B	0.70	有
13	所司原						県	C	0.32	有
14	所司原						県	C	0.24	有
15	所司原		36				県	A	0.73	有
16	所司原				4		県	C	0.48	有
17	聖　川		21				町	B	0.47	無
18	平　床						町	C	0.49	無
19	針　山						町	C	0.84	有
20	針　山						町	C	0.26	無
21	平　床						町	C	1.18	有
22	平　床				4		町	C	0.46	無
23	針　山						町	C	0.10	無
24	針　山						町	C	0.15	無
25	所司原						林	C	0.56	有
26	原						農	B	1.12	有
27	原						林	B	1.96	有
28	原						林	B	4.08	有
29	当　熊						県	C	0.75	無

番号	位　置	公　共　施　設　等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
		人家50戸以上	49～10戸	９～５戸	４戸以下	公共施設(道路除く。)	道路			
30	原						林	C	0.38	無
31	所司原						林	C	0.32	無
32	海老坂						林	B	0.88	無
33	原						林	B	2.06	有
34	南吉田	75					国	B	0.58	無
35	南吉田		30				国	A	0.62	無
36	南吉田						町	C	0.42	無
37	南吉田		25				町	B	0.04	無
38	南吉田				3		町	C	0.27	無
39	南吉田						町	C	0.42	無
40	宝　達		37				県林	B	0.10	無
41	宝　達		36				県林	B	0.04	無
42	宝　達				3		県林	C	0.16	有
43	宝　達		47				県町	A	1.04	有
44	宝　達						県林	C	1.36	有
45	宝　達		33				県林	A	5.22	有
46	宝　達						県林	B	0.70	有
47	宝　達						林	B	3.03	有
48	東　間		30				国	A	0.9	無
49	東　間				3		県町	C	1.22	無
50	東　間				1		林	B	1.46	有
51	東　間				1		林	B	1.30	有
52	東　間	70					国	A	0.66	有
53	東　間				2		林	C	0.94	無
54	宝　達						県林	B	1.45	有
55	宝　達						林町	B	2.13	有
56	宝　達						林町	B	1.97	有
57	宝　達						町	C	4.09	有
58	宝　達						町	C	1.60	有
59	沢　川						県	C	2.78	有
60	宝　達			5			町	C	1.92	有

番号	位　置	公　共　施　設　等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
		人家50戸以上	49～10戸	９～５戸	４戸以下	公共施設(道路除く。)	道路			
61	中　野	60				1	県	B	1.32	無
62	宝　達						県	B	1.25	有
63	宝　達		36				県	A	0.48	有
64	当　熊						町	C	1.01	有
65	向　瀬		17				県	A	0.24	無
66	清水原			7			県	B	0.18	有
67	沢　川						林	C	1.92	有

注１：「位置」欄は、土砂流出の危険箇所がある地区名

注２：「公共施設等」欄の戸数は、土砂流出危険箇所からの土砂流出に伴い、影響を受ける下流域の戸数を含む。

12ー6 土砂災害危険箇所図

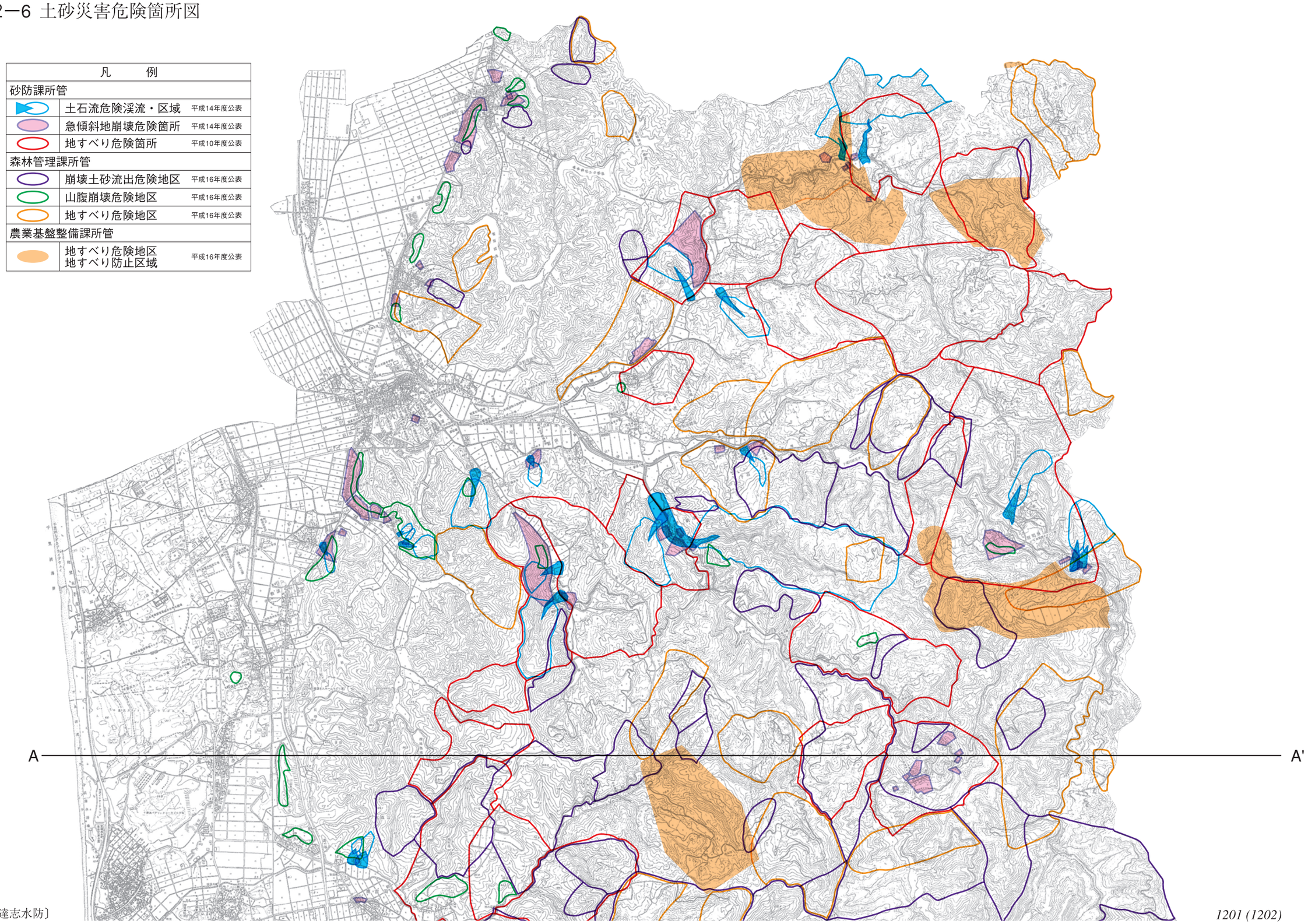

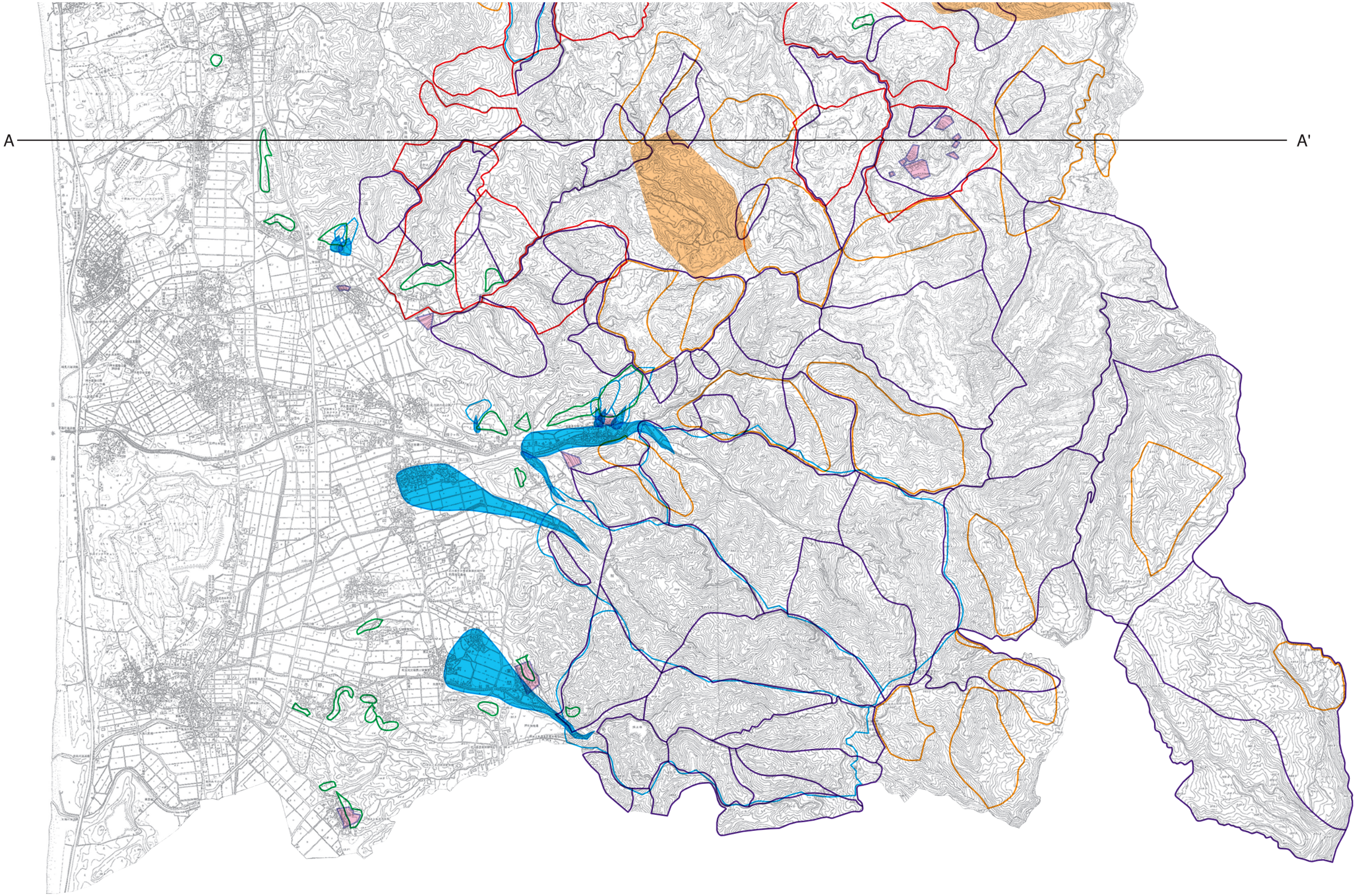

〔宝達志水防〕

12－７　石川県建築基準条例第３条に基づく災害危険区域

災害危険区域名	指定年月日	区域面積(ha)	崖等の概要		
			勾配	高さ(m)	長さ(m)
聖川	Ｓ48年６月８日	7.20	平均43°	25	700
杉野屋	Ｓ52年４月15日	1.71	平均57.5°	25	190
子浦	Ｓ52年４月15日	0.55	平均32.5°	20	70
杉野屋２号	Ｓ63年９月27日	2.85	平均48°	平均19	421
聖川２号	Ｓ53年11月10日	1.14	平均32.5°	20	140
向瀬	Ｓ54年３月２日	11.20	平均40°	75	700
下石	Ｓ56年９月22日	0.26	平均40°	85	100
南吉田	Ｈ２年３月20日	0.21	平均55°	48	8

12－８　雪崩危険箇所

（国土交通省所管）

番号	箇所等		地形				人家戸数	公共的施設						特殊立法関係
	危険箇所名	位置	平均傾斜度（θ1）	最急傾斜度（θ2）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	人家戸数	公共施設	一般国道（m）	道府県道（m）	市町村道（m）	河川（m）	橋りょう	急傾斜地崩壊危険区域
1	東間１	東間	25	28	40	130	9	町道			95			
2	原１	原	26	44	125	310	15	町道			810			
3	原２	原	22	34	50	265	6	町道			230			
4	漆原	漆原	23	39	65	185	6	県道		150				
5	所司原１	所司原	27	45	75	190	6	県道		230				
6	清水原	清水原	22	36	30	155	3	町道			125			
7	向瀬１	向瀬	28	39	65	90	14	町道			250	210	1	急
8	向瀬２	向瀬	23	45	45	70	9	県道		180				急
9	下石	下石	32	39	40	70	11	町道			130			急
10	新宮１	新宮	21	30	80	135	1	町道				70		
11	新宮２	新宮	24	34	105	135	25	町道			350	450	3	
12	荻谷１	荻谷	38	50	35	55	9	町道			140			
13	荻谷２	荻谷	23	34	45	65	8	町道						
14	荻谷３	荻谷	17	24	50	70	5	町道			60			
15	荻谷４	荻谷	25	41	41	56	6	町道			70			
16	荻谷５	荻谷	27	39	40	60	7	町道			240			
17	荻谷６	荻谷	26	41	45	60	5	町道			140			
18	荻谷７	荻谷	30	37	43	55	16	国・町道	400		40			
19	聖川１	聖川	24	37	70	100	7	町道			310			急
20	聖川２	聖川	34	37	110	145	14	町道			380			急
21	聖川３	聖川	27	45	90	120	9	町道			350	250	3	急
22	菅原１	菅原	23	36	40	55	24	町道			110			
23	菅原２	菅原	24	41	27	45	1	町道			15			
24	杉野屋１	杉野屋	27	39	30	45	10	国道	135					
25	杉野屋２	杉野屋	32	55	35	45	29	国・町道	130		380	110		急
26	杉野屋３	杉野屋	34	34	55	70	21	町道			190			急
27	所司原２	所司原	24	39	115	250	17	県道		560	280			
28	東間２	東間					1							
29	向瀬３	向瀬					2							
30	子浦	子浦					0							

12－９　土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

（令和３年２月現在）

分類Ⅰ

番号	町　名	区　域　名	土砂災害の発生原因	土砂災害警戒区域 60箇所	土砂災害特別警戒区域 33箇所	箇所番号
1	向瀬	向瀬	地すべり	○		248
2		向瀬東	地すべり	○		249
3		向瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	162130
4	走入	走入	地すべり	○		250
5		走入東	地すべり	○		251
6	石坂	石坂	地すべり	○		252
7		石坂	急傾斜地の崩壊	○	○	162120
8	見砂	入道原	地すべり	○		253
9		見砂	地すべり	○		254
10		向原	地すべり	○		255
11	聖川	聖川	地すべり	○		256
12		聖川東	地すべり	○		257
13		聖川	土石流	○		10511
14		聖川２号	急傾斜地の崩壊	○	○	162040
15		聖川１号	急傾斜地の崩壊	○	○	162050
16	新宮	新宮	地すべり	○		258
17		当ノ熊	地すべり	○		262
18		渋谷川	土石流	○		10509
19		剣谷	土石流	○	○	10510
20		新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	162190
21	所司原	所司原西	地すべり	○		259
22		所司原	地すべり	○		260
23		すぎな谷東	土石流	○	○	10507
24	海老坂	海老坂	地すべり	○		263
25	原	原	地すべり	○		264
26		原	急傾斜地の崩壊	○	○	162010
27	南吉田	南吉田	地すべり	○		266
28		南吉田東	地すべり	○		267
29		南吉田南	地すべり	○		268
30		南吉田	急傾斜地の崩壊	○	○	161040
31	杉野屋	杉野屋２号	急傾斜地の崩壊	○	○	162140
32		杉野屋３号	急傾斜地の崩壊	○	○	162150

33	杉野屋	杉野屋１号	急傾斜地の崩壊	○	○	162160
34		杉野屋４号	急傾斜地の崩壊	○	○	162170
35	荻島	向山谷	土石流	○	○	10513
36		荻島	急傾斜地の崩壊	○	○	162090
37	荻市	荻市	急傾斜地の崩壊	○	○	162100
38	荻谷	此の田谷	土石流	○		10512
39		荻谷	急傾斜地の崩壊	○	○	162180
40	下石	はかなお	土石流	○	○	10508
41		下石１号	急傾斜地の崩壊	○	○	162060
42	宝達	泉福寺裏（西）	土石流	○	○	10532
43		泉福寺裏（東）	土石流	○	○	10533
44		口谷内川	土石流	○	○	10534
45		本間谷	土石流	○	○	10535
46		本間谷	土石流	○	○	10535-2
47		宝達	急傾斜地の崩壊	○	○	161030
48	上田	籾川谷	土石流	○	○	10536
49		籾川谷	土石流	○	○	10536-2
50	東間	前田川	土石流	○	○	10537
51		前田川	土石流	○	○	10537-2
52		前田川	土石流	○	○	10537-3
53		東間	急傾斜地の崩壊	○	○	161020
54	森本	森本	急傾斜地の崩壊	○	○	161010
55	散田	散田	急傾斜地の崩壊	○	○	162080
56	清水原	清水原	地すべり	○		10159
57	吉野屋	吉野屋	地すべり	○		10160
58	下石	下石(1)	地すべり	○		10161
59		下石(2)	地すべり	○		10162
60	針山	針山	地すべり	○		10163

分類Ⅱ

番号	町　名	区　域　名	土砂災害の発生原因	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	箇所番号
				48箇所	43箇所	
1	向瀬	さんまいの下	土石流	○	○	20259
2		さんまいの下	土石流	○	○	20259-2
3		つら谷	土石流	○	○	20262
4		向瀬２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262330
5	走入	うら谷	土石流	○	○	20260
6		筬田川	土石流	○	○	20261
7		走入１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262040
8		走入２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262260
9		走入３号	急傾斜地の崩壊	○		262270
10		走入４号	急傾斜地の崩壊	○	○	262280
11		走入５号	急傾斜地の崩壊	○	○	262290
12		走入６号	急傾斜地の崩壊	○	○	262340
13	所司原	子浦川・きた谷	土石流	○	○	20263
14		すぎな谷西	土石流	○		20264
15		所司原	急傾斜地の崩壊	○	○	262020
16		漆原１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262150
17		漆原２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262160
18		漆原３号	急傾斜地の崩壊	○	○	262170
19		漆原４号	急傾斜地の崩壊	○	○	262180
20	散田	山岸神社の高	土石流	○		20265
21	聖川	そと前	土石流	○	○	20266
22		そと前	土石流	○	○	20266-2
23		かまなか	土石流	○	○	20267
24	荻谷	なにやち北	土石流	○		20268
25		なにやち南	土石流	○	○	20269
26		荻谷１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262060
27		荻谷２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262080
28		荻谷３号	急傾斜地の崩壊	○	○	262090
29	南吉田	南吉田エの部・モの部	土石流	○	○	20294
30		南吉田エの部	土石流	○	○	20295
31	宝達	大工谷	土石流	○		20297
32	杉野屋	杉野屋５号	急傾斜地の崩壊	○	○	262010
33	菅原	菅原１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262030
34		菅原２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262300
35		菅原３号	急傾斜地の崩壊	○	○	262310

36	下石	下石２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262070
37	子浦	子浦	急傾斜地の崩壊	○	○	262100
38	新宮	新宮１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262110
39		新宮２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262120
40		新宮３号	急傾斜地の崩壊	○	○	262130
41	原	原１号	急傾斜地の崩壊	○	○	262190
42		原２号	急傾斜地の崩壊	○	○	262200
43		原３号	急傾斜地の崩壊	○	○	262210
44		原４号	急傾斜地の崩壊	○	○	262220
45		原５号	急傾斜地の崩壊	○	○	262230
46		原６号	急傾斜地の崩壊	○	○	262240
47		原７号	急傾斜地の崩壊	○	○	262250
48		原８号	急傾斜地の崩壊	○	○	262320

分類Ⅲ

番号	町名	区　域　名	土砂災害の発生原因	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	箇所番号
				２箇所	２箇所	
1	宝達	宝達２号	急傾斜地の崩壊	○	○	361010
2	河原	河原	急傾斜地の崩壊	○	○	361020

12－10　防災重点農業用ため池

（県農林水産部農業基盤課）

番号	ため池名	所在地	堤高（m）	堤長（m）	貯水量（m^3）
1	法師川池	東間	11.3	80.0	28,000
2	雄池	紺屋町	5.0	35.0	28,400
3	雌池	紺屋町	4.1	20.0	18,400
4	鳥ヶ井上堤	紺屋町	4.4	34.0	3,100
5	鳥ヶ井下堤	紺屋町	6.15	39.0	4,600
6	下堤	坪山	6.4	45.0	5,000
7	籾川谷池	御舘	13.5	120.0	150,000
8	大堤池	中野	4.9	78.0	8,600
9	小堤	中野	5.6	73.5	6,000
10	蓮花の池	三日町	4.0	110.0	3,000
11	背戸の池	三日町	2.6	115.0	2,400
12	住吉池	三日町	2.3	68.0	1,200
13	垣ヶ谷池（大）	上田出	4.0	36.0	5,000
14	宮田池	上田	4.0	193.0	26,000
15	三ケ天池	上田	7.0	152.0	19,200
16	青井谷池	上田	11.1	45.1	22,100
17	八幡池	上田	3.4	107.0	1,900
18	中尾の池	宝達	5.6	33.0	2,700
19	垣ヶ谷池（中）	宝達	5.1	71.0	5,000
20	中谷内池	河原	9.4	110.0	19,800
21	奥谷内池	河原	6.7	61.5	6,800
22	獅子ヶ池	河原	7.0	330.0	38,000
23	正ヶ谷池	河原	11.3	70.0	36,000
24	新堤上池	小川	4.0	130.0	19,400
25	米出第１池	米出	2.4	40.0	300
26	米出第２池	米出	2.0	50.0	200
27	城丸池	南吉田	9.7	73.0	53,000
28	奥の池	竹生野	7.3	73.0	18,000
29	長峰池	宿	8.3	121.0	115,000

番号	ため池名	所在地	堤高（m）	堤長（m）	貯水量（m^3）
30	釜谷池	宿	7.65	75.0	34,000
31	ロ堤奥池	宿	5.0	50.0	7,200
32	岡次池	宿	4.7	38.0	1,800
33	雌池奥池	宿	11.8	60.0	99,200
34	雌池新池	宿	9.7	66.0	33,000
35	桜ヶ池	敷浪	6.2	93.0	47,200
36	松ヶ池	敷浪	9.8	58.0	31,000
37	此ノ田池	荻谷	7.0	90.0	7,500
38	西ノ谷池	荻谷	6.0	68.0	23,200
39	中谷池	荻市	9.6	67.0	26,300
40	西谷池	荻市	4.4	45.0	34,400
41	大谷屋池	子浦	8.1	85.0	17,500
42	吉野屋御池	吉野屋	8.8	110.0	97,000
43	聖川大池	聖川	10.1	92.0	63,000
44	小谷内池	聖川	5.0	42.0	1,500
45	松浦の池	散田	4.0	15.0	600
46	ヌの31池	散田	7.0	26.0	800
47	カリヤス池	散田	4.2	45.0	600
48	新宮ダム	新宮	25.4	87.0	424,000
49	中の池	海老坂	8.0	33.0	900
50	平田池	平床	10.0	33.0	11,600
51	向山溜池	石坂	8.3	38.0	14,100
52	ホ111	石坂	4.0	27.0	2,600
53	ホ121	石坂	7.4	28.0	2,600
54	ロ1491甲	石坂	2.6	25.0	1,200
55	見砂大池	見砂	4.0	106.0	5,676
56	むらの池	見砂	5.3	20.0	2,300
57	菅原池	菅原	9.0	173.0	503,900
58	浅谷内池	菅原	6.7	67.0	19,600
59	ミの部大池	杉野屋	10.5	92.0	211,000
60	ケの部大池	杉野屋	10.0	95.0	154,900

12－11　危険物施設等一覧

１　火薬庫

所有者名称	火薬庫所在地	種　類
能登煙火(株)	東間タ１番地、紺屋町ラ15番地・16番地	煙火火薬庫　３棟庫

２　高圧ガス製造所・貯蔵所

名　　称	事業所所在地	事業区分	ガス名	備　考
参天製薬(株)能登工場	敷波弐号14番地	貯蔵所	フロン22	24kg×４
グロリアガス北陸販売(株)羽咋営業所	柳瀬ヨ25番地	製造所(ＬＰ)	ＬＰガス	20ｔ×１

３　簡易ガス事業供給地点群

ガス供給者		供給先			
名　　称	所在地	所在地	名　　称	貯蔵量(kg)	対象戸数
日通商事(株)	東京都中央区築地５丁目6番地10	今浜へ380番地3	雇用促進住宅　押水宿舎	1,800	80
サカキ産業(株)	富山市桜橋通り5番6号	宿3号29番地1	ヴィラ干里浜ガーデン	1,800	167
(株)リビック能登	七尾市田鶴浜町に部24番地	子浦甲22番地2	雇用促進住宅　志雄宿舎	1,900	80

４　高層建築物

名　称	所在地	用途	地階		高さ(m)	延面積(㎡)
			地上	地下		
ヴィラ干里浜ガーデン	宿3号29番地1	共同住宅	11	－	34	9,900

12－12　津波浸水想定区域図（かほく市・宝達志水町）

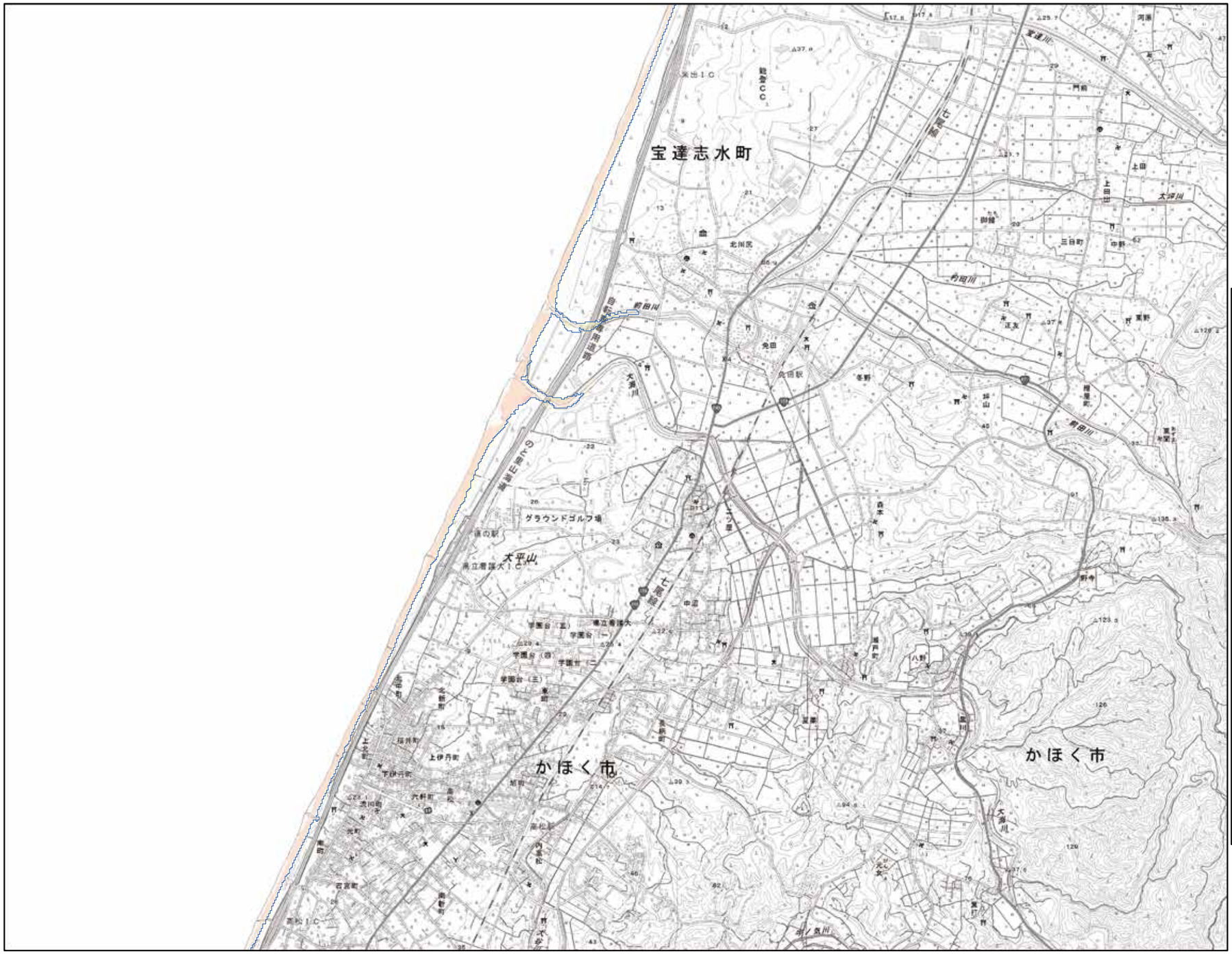

1:25,000

浸水深 (m)

- H23年度想定
- 20.0-
- 10.0-20.0
- 5.0-10.0
- 3.0-5.0
- 1.0-3.0
- 0.5-1
- 0.3-0.5
- 0.01-0.3

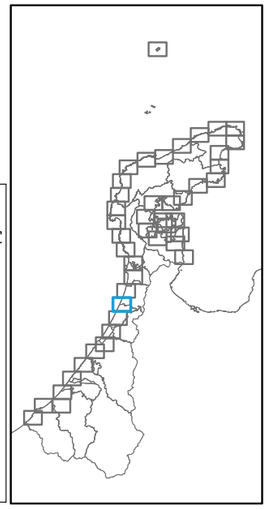

【留意事項】

○　「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○　「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

○　最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○　浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○　「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。

○　浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○　「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

○　平成２３年度に県独自で実施した浸水想定区域を補助線（青色）として、津波浸水想定区域図に記載しています。

○　今回の津波浸水想定区域が、平成２３年度に設定した津波浸水想定区域を下回る区域がありますが、シミュレーションの不確実性を考慮し、浸水の恐れがある区域として、避難行動をとる必要があります。

○　今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

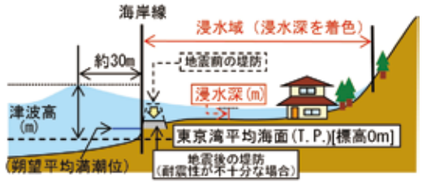

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平28情複、第603号）

12－13　津波浸水想定区域図（羽咋市・宝達志水町）

1:25,000

浸水深 (m)

- H23年度想定
- 20.0-
- 10.0-20.0
- 5.0-10.0
- 3.0-5.0
- 1.0-3.0
- 0.5-1
- 0.3-0.5
- 0.01-0.3

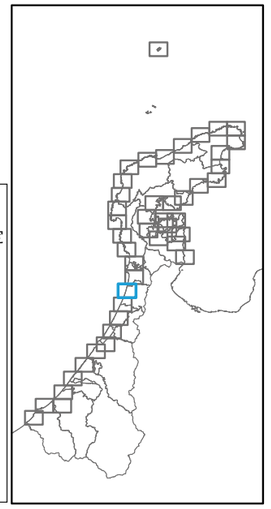

【留意事項】

○　「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○　「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

○　最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○　浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○　「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。

○　浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○　「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

○　平成２３年度に県独自で実施した浸水想定区域を補助線（青色）として、津波浸水想定区域図に記載しています。

○　今回の津波浸水想定区域が、平成２３年度に設定した津波浸水想定区域を下回る区域がありますが、シミュレーションの不確実性を考慮し、浸水の恐れがある区域として、避難行動をとる必要があります。

○　今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

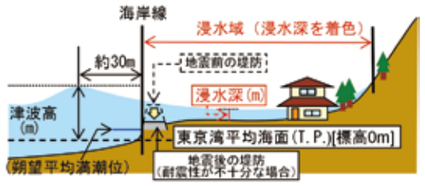

0 100200 400 600 800 1,000 m

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平28情複、第603号）

13　復旧・復興に関する資料

13－１　激甚災害の指定基準等

(1)　激甚災害の指定基準（昭和37年12月７日　中央防災会議決定）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定基準は、次による。

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5％
		B　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25％ ……の都道府県が１以上 又は (2)　県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×５％ ……の都道府県が１以上
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％
		B　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×４％ ……の都道府県が１以上 又は (2)　一の都道府県の査定見込額＞10億円 ……の都道府県が１以上
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1)　第５条の措置が適用される場合 又は (2)　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5％で第８条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5,000万円以下の場合は除く。 上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)　漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5％ 又は

		(4)　漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。
第８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×３% ……の都道府県が１以上
		ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の２	森林災害復旧事業に対する補助	A　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1)　一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ……の都道府県が１以上 又は (2)　一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×１% ……の都道府県が１以上
		ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
		B　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が１以上 又は (2)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ……の県が１以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第２章（第３条及び第４条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	Ａ被災地全域滅失戸数≧4,000戸
		Ｂ　(1)　被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200戸又は住宅戸数の１割以上 ……の市町村が１以上 又は (2)　被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400戸又は住宅戸数の２割以上 ……の市町村が１以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第5条の措置が適用される場合
第７条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第９条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

(2)　局地激甚災害の指定基準（昭和43年11月22日　中央防災会議決定）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定する。適用すべき措置の指定基準は、次による。

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①(イ)当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が1,000万円未満のものを除く。） (ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が２億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20% (ハ)当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20%＋（当該市町村の標準税収入－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて、①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて、①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から

		みて、①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10％ （漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
第11条の２	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。） かつ ①大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は ②その他の災害にあっては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25％
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10％ （被害額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合

13－２　災害復旧事業の融資制度等（概要）

１　農林漁業融資

区分	資金の使途	資金の種類	返還期間（以内）	返還期間のうち元金返済据置期間（以内）
農業融資	災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	３年
	被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～25年	３～10年
林業融資	災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	３年
	復旧造林、林道の復旧	林業基盤整備資金（災害復旧）	20～55年	３～35年
	被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～20年	３年
漁業融資	災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	３年
	被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～20年	３年

(1)　農林漁業セーフティネット資金

ア　借入対象者

（ア）　認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）

（イ）　認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた個人・法人）

（ウ）　林業経営改善計画の認定を受けている者

（エ）　漁業経営改善計画認定漁業者

（オ）　主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占める、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）の者）

イ　資金使途

災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

ウ　借入限度額

（ア）　簿記記帳を行っている場合は、年間経営費の３／12又は粗収益の３／12に相当する額のいずれか低い額

（イ）　(ア)以外の場合は、600万円

エ　借入金利

0.16％(令和２年１月21日現在)

オ　償還期限

10年以内（うち据置期間３年以内）

カ　融資機関

(株)日本政策金融公庫

(2)　農林漁業施設資金（災害復旧）

ア　借入対象者

（ア）　農林漁業を営む者

（イ）　農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

イ　資金使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

（ア）　果樹の改植等（主務大臣指定施設）

果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

（イ）　個人施設（主務大臣指定施設）

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

（ウ）　共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

ウ　借入限度額

負担額の80％又は１施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80％）

エ　借入金利

0.1％（平成28年８月19日現在）

オ　償還期限

15年以内（果樹は25年以内、共同利用施設は20年以内）

（うち据置期間３年以内（果樹は10年以内、共同利用施設は３年以内））

カ　融資機関

(株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部）

(3)　林業基盤整備資金

融資機関：(株)日本政策金融公庫

〔造林資金〕

ア　使途

人工植栽、天然林改良や、造林用附帯施設の設置又は改良

イ　借入金利（平成28年７月21日現在）

補助事業：0.25％

非補助事業：0.10％

ウ　償還期限と据置期間

通常：償還期限35年

据置期間20年以内

※　利率、償還期限に関しては、一定の基準を満たした場合に特例がある。

〔樹苗養成施設資金〕

ア　使途

樹苗養成施設の造成・改良

イ　借入金利（平成28年７月21日現在）

補助事業：0.25％

非補助事業：0.10％

災害復旧：0.10％

ウ　償還期限と据置期間

償還期限15年以内

据置期間５年以内

〔林道資金〕

ア　使途

林道の開設、林道に関係する施設の設置、改良

イ　借入金利（平成28年７月21日現在）

補助事業：0.25％

非補助事業：0.10％

ウ　償還期限と据置期間

償還期限：20年以内

据置期間：３年以内

※　利率、償還期限に関しては、一定の基準を満たした場合に特例がある。

〔利用間伐推進資金〕

ア　使途

利用間伐

イ　借入金利（平成28年７月21日現在）

0.10％

ウ　償還期限と据置期間

償還期限：20年以内

据置期間：20年以内

〔伐採調整資金〕

ア　使途

保安林の利用伐期齢以上の林齢の立木（伐採の許可のあったものを除く。）の維持

イ　借入金利（平成28年７月21日現在）

0.10％

ウ　償還期限と据置期間

償還期限：30年以内

据置期間：30年以内

２　中小企業融資等

〔災害復旧貸付〕

(1)　借入対象者

別に定める災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

(2)　資金使途

災害復旧のための設備資金及び長期運転資金

(3)　借入金利（平成28年４月15日現在、貸付期間５年の場合）

ア　日本政策金融公庫

中小企業事業　→　基準利率1.30％

国民生活事業　→　基準利率（災害貸付）1.40％

イ　商工組合中央金庫　→　所定の利率（相談の上決定）

(4)　借入限度額

ア　日本政策金融公庫

・中小企業事業　→　別枠で１億5,000万円

（代理貸付：7,500万円）

・国民生活事業　→　各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

（代理貸付：1,500万円）

イ　商工組合中央金庫　→　別枠で１億5,000万円

(5)　償還期限

設備資金・運転資金共に10年以内（据置期間２年以内）

※１　日本政策金融公庫国民生活事業：普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）

※２　日本政策金融公庫中小企業事業：設備資金は15年以内（据置期間２年以内）

(6)　担保特例

ア　担保設定の有無、担保の種類などは要相談

イ　直接貸付において、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要

ウ　５年経過ごと金利見直し制度の選択が可能

(7)　融資機関

(株)日本政策金融公庫

〔経営安定関連保証（セーフティネット保証）〕

保証限度額 （普通保証の別枠）	有担保保証 無担保保証 無担保無保証人保証	２億円 8,000万円 1,250万円（特別小口保険が成立する方）
保証料率	年0.60％、0.70％	
保証期間	運転７年以内、設備10年以内	
資格要件 突発的災害指定関係	次のいずれかに該当することについて、本店（個人の場合は主たる事務所）の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者 第３号（突発的災害（地域・業種）指定関係） 指定地域内において指定業種に属する事業を１年以上継続して行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること 第４号（突発的災害（地域）指定関係） 指定地域内において、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること	
連帯保証人	個人の場合は、原則として不要 法人の場合は、原則として代表者のみ	
保証機関	石川県信用保証協会	

３　災害復興住宅融資

<table>
<tr><td>借入対象者</td><td>次の(1)から(4)までの全てにあてはまる者
(1)　自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている者
<table>
<tr><td>・建設
・新築住宅購入
・リ・ユース（中古）住宅購入</td><td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付をされている者（「一部破損」を除く）</td></tr>
<tr><td>・補修</td><td>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている者</td></tr>
</table>
(2)　自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者
(3)　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす者
<table>
<tr><td>年収</td><td>400万円未満</td><td>400万円以上</td></tr>
<tr><td>総返済負担率基準</td><td>30％以下</td><td>35％以下</td></tr>
</table>
(4)　日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人</td></tr>
<tr><td>融資対象物件</td><td>
<table>
<tr><td>建設</td><td>１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅</td></tr>
<tr><td>新築住宅購入</td><td>次の①・②ともに満たす住宅
①　１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅
②　申込日において竣工から２年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

リ・ユース（中古）住宅購入	次の①から③までの全てを満たす住宅 ①　１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅 ②　申込日において竣工から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③　機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅
補　　修	床面積・築年数に関する制限なし

※　建設又は購入する場合で被災住宅が175㎡よりも広いときは、その広さまでの住宅が融資の対象

融資限度額

融資限度額は、各所要額の合計額又は次表の合計額のいずれか低い額（10万円以上10万円単位）

(1)　建　設

基本融資額			特例加算額
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金
1,650万円(注1)	970万円(注2)	440万円	510万円

(注1)　被災親族同居の場合の限度額は2,280万円

(注2)　賃借権を取得した場合の基本融資額（土地取得資金）の限度額は、580万円

定期借地権等を取得した場合の基本融資額（土地取得資金）の限度額は、380万円　※一定の条件を満たす場合

(2)　購　入

住宅の区分		基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
新築住宅		2,620万円(注)	510万円
リ・ユース（中古）住宅	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円(注)	
	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円(注)	

(注)　被災親族同居の場合で敷地が所有権のときの限度額は、新築住宅購入、リ・ユース（中古）プラス住宅及びリ・ユース（中古）プラスマンションは3,250万円、リ・ユース（中古）住宅及びリ・ユース（中古）マンションは2,950万円

(3)　補　修

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円(注)	440万円(注)

(注)　整地資金と引方移転資金の両方の基本融資額を利用する場合の限度額は、合計で440万円

<table>
<tr><td>返済期間</td><td>◆申込区分・構造等による最長返済期間
<table>
<tr><td rowspan="2">・建　設
・新築住宅購入
（10年以上１年単位）</td><td>耐火・準耐火・木造（耐久性）
35年以内</td><td rowspan="5">融資の契約の日から３年以内の元金据置期間の設定可（返済期間は据置期間分延長）</td></tr>
<tr><td>木造（一般）　25年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">リ・ユース（中古）住宅購入
（10年以上１年単位）</td><td>リ・ユース（中古）プラス住宅
35年以内
リ・ユース（中古）住宅　25年以内</td></tr>
<tr><td>リ・ユース（中古）プラスマンション
35年以内
リ・ユース（中古）マンション
25年以内</td></tr>
<tr><td>補　修
（１年以上１年単位）</td><td>20年以内</td><td>返済期間内において、融資の契約の日から１年間の元金据置期間の設定可</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受付期間</td><td>り災日から２年間</td></tr>
<tr><td>融資金利
【平成28年８月19日現在】</td><td>(1)　建設・購入の場合
基本融資額：年0.39％
特例加算額：年1.29％
(2)　補修の場合
年0.39％
※　融資金利は、原則として毎月改定</td></tr>
<tr><td>融資機関</td><td>住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

４　生活福祉資金貸付条件等一覧

(1)　貸付対象

低所得者世帯	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯

(2)　貸付条件等

資金の種類	資金の目的	貸　付　条　件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
福祉資金／福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円	６月	７年	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5％	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可

５　ひとり親家庭福祉制度

〔交通災害等遺児すこやか資金〕

交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給される。

支 給 額	児童１人当たり50,000円
申請期限	遺児となった日から１年以内
窓　　口	県保健福祉センター

６　災害援護資金の貸付

(1)　実施主体　　町

(2)　対象災害　　県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害

(3)　受給者　　(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた方

(4)　貸付限度額　　350万円

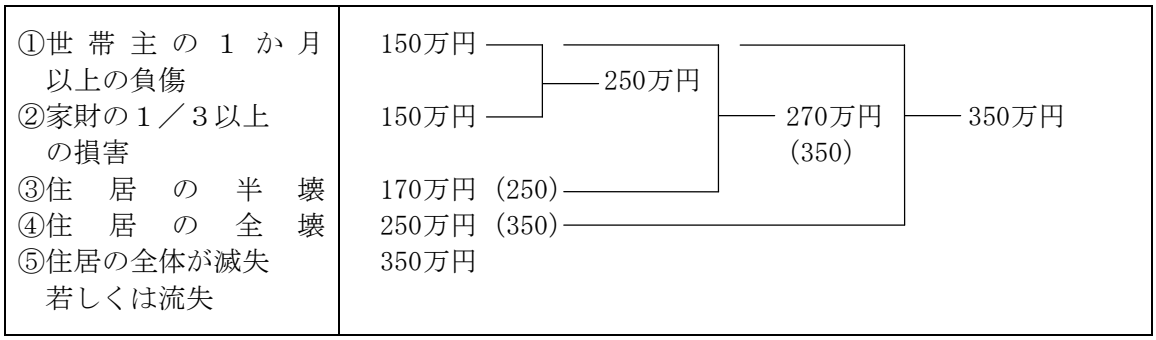

（注）　被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（　）内の額となる。

(5)　所得制限

世帯人員　　市町村民税における前年の総所得金額

１人　　220万円

２人　　430万円

３人　　620万円

４人　　730万円

５人以上　１人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

(6)　利率　　年３％（据置期間中は無利子）

(7)　据置期間　　３年（特別の事情がある場合５年）

(8)　償還期間　　10年（据置期間を含む）

(9)　据置期間　　年賦又は半年賦

(10)　貸付原資負担　　国３分の２　　県３分の１

７　災害弔慰金・災害障害見舞金制度

(1)　対象となる自然災害

○１つの市町において５世帯以上の住居が滅失した災害（当該市町が対象）
○県内において５世帯以上の住居が滅失した市町が３以上ある災害（県内全域が対象）
○県内において災害救助法による救助が行われた災害（県内全域が対象）
○２つ以上の都道府県において災害救助法による救助が行われた災害（全国が対象）

(2)　支給対象者と支給額

ア　災害弔慰金

〔支給対象者〕

自然災害により死亡された者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

〔支給額〕

○生計維持者　500万円
○その他の者　250万円

イ　災害障害見舞金

〔支給対象者〕

自然災害により次の障害を受けた者
○両眼が失明した者
○咀嚼及び言語の機能を廃した者
○神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
○胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
○両上肢をひじ関節以上で失った者
○両上肢の用を全廃した者
○両下肢をひざ関節以上で失った者
○両下肢の用を全廃した者
○精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められる者

〔支給額〕

○生計維持者　250万円
○その他の者　125万円

(3)　支給の制限

次の場合には、弔慰金、見舞金は支給しない。
○死亡又は障害が、本人の故意又は重大な過失により生じた場合
○災害に際し、業務に従事していたことにより支給される給付金等が支給される場合
○災害に際し、市町長の避難の指示に従わなかったなど特別の事情があるため、市町長が支給を不適当と認めた場合

(4)　その他

ア　支給の手続きは、健康福祉課が行う。
イ　弔慰金、見舞金の費用は、国が２分の１、県が４分の１、市町が４分の１ずつ負担する。

８　被災者生活再建支援制度

(1)　対象となる自然災害

支援制度の対象となる自然災害は次のとおりです。支援制度が適用されたときは、県からの告示等によってお知らせします。

１　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村

２　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

３　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

４　１又は２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

５　１から３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

６　１から３の市町村を含む都道府県が全国で２以上ある災害で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

(2)　支給対象世帯

○全壊世帯

○大規模半壊世帯

○半壊解体世帯（住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯）

○敷地被害解体世帯（住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯）

○長期避難世帯（災害による危険な状態が継続し、その住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯）

(3)　支援金の種類

○基礎支援金：住宅が被害を受けた場合に、被害程度に応じて支給

○加算支援金：住宅を再建する場合に、再建方法に応じて支給

(4)　支給額

区　　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合　計
全壊世帯	建設・購入	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
全壊世帯	補修	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
全壊世帯	賃貸	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円 (37.5万円)	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
大規模半壊世帯	補修	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)

大規模半壊世帯	賃貸	50万円 （37.5万円）	50万円 （37.5万円）	100万円 （75万円）

※上段：２人以上の世帯（下段：１人の世帯）

※半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯には、全壊世帯と同様の支援金が支給される。

※資金使途：制限なし

14　避難計画に関する資料

14－１　宝達志水町避難計画

本計画は、志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合において、住民等の被ばくをできるだけ低減するために、宝達志水町（以下「町」という。）が、区域外への広域避難を行うなどの避難等の防護対策を実施することについて、石川県地域防災計画原子力防災計画編及び町地域防災計画（原子力災害対策編）の「防護対策」の事項も踏まえ、避難の実施にあたり必要となる基本的事項を定めたものである。

なお、本計画は、町地域防災計画（原子力災害対策編）と連動し、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

第１章　防護対策の目的及び基本的考え方

１　目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

２　基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する。

(1)　外部被ばくに関しては、

ア　線源からできるだけ距離を隔てること。

イ　放射線を遮蔽すること。

ウ　放射線の被ばく時間を短くすること。

(2)　内部被ばくに関しては、

ア　放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。

イ　放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

第２章　避難等の基準

１　原子力災害対策重点区域の範囲

本町において、原子力災害対策重点区域の範囲については、原子力災害対策指針において示される目安を踏まえ、次のとおりとする。

(1)　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響を回避するため、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、その範囲は発電所から概ね半径５キロメートル以内とする。

なお、本町においては、ＰＡＺに該当する区域はない。

(2)　緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）

放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるため、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）、運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域で、その範囲は発電所から概ね半径30キロメートル以内とする。

なお、本町においては、一部の地区（沢川）を除くほぼ全域がＵＰＺに該当する。

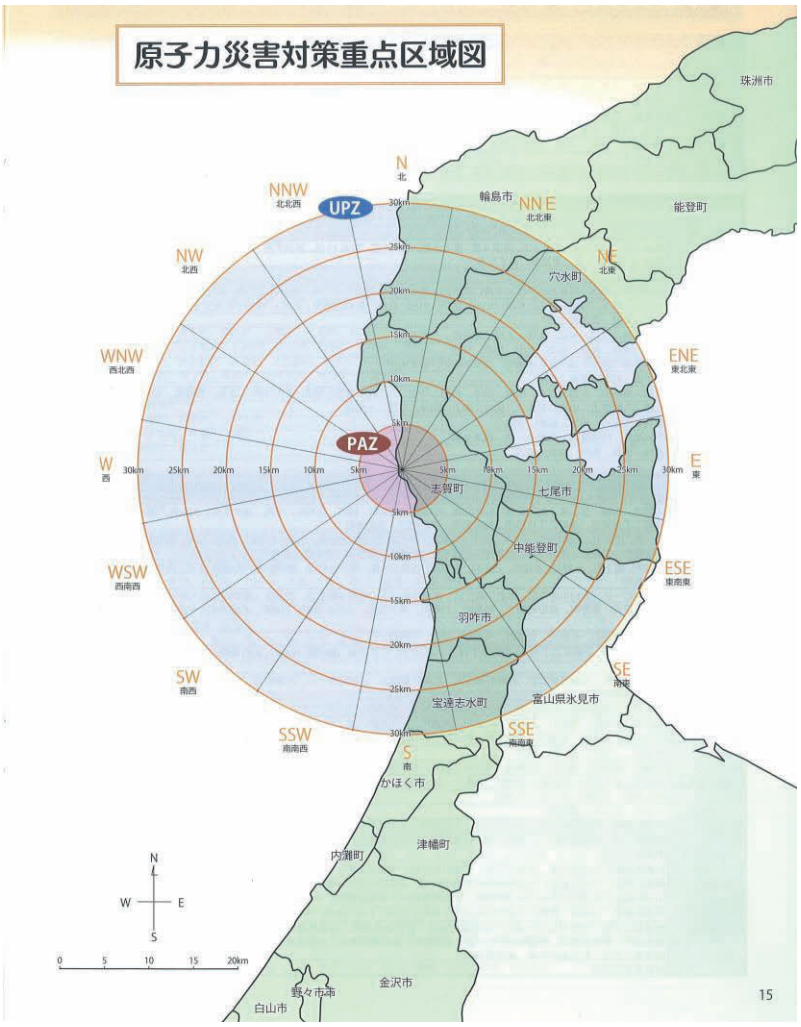

２　緊急時活動レベル（ＥＡＬ）による避難基準（ＰＡＺ（おおむね５㎞）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

(1)　警戒事態（ＥＡＬ１：原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象）の段階

ＰＡＺ圏内の要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

(2)　施設敷地緊急事態（ＥＡＬ２：原災法10条の通報基準）の段階

ＰＡＺ圏内の住民等の避難準備及び要配慮者の避難を実施

(3)　全面緊急事態（ＥＡＬ３：原災法15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準）の段階

ＰＡＺ圏内の住民の避難を実施

緊急事態区分及びＥＡＬの内容

			現行の原災法等における基準を採用した当面のＥＡＬ	緊急事態区分における防護の概要
緊急事態区分	警戒事態	①	本県において震度６弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する
		②	本県において大津波警報が発令された場合	
		③	原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等	
		④	その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
	施設敷地緊急事態	①	原子炉冷却材の漏えい	ＰＡＺ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う
		②	給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
		③	原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失	
		④	全交流電源喪失（５分以上継続）	
		⑤	非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続	
		⑥	原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
		⑦	原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑧	原子炉制御室の使用不能	
	全面緊急事態	①	原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない	ＰＡＺ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＵＰＺ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する
		②	原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失	
		③	全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能	
		④	原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達	
		⑤	原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失	
		⑥	原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑦	全ての非常用直流電源喪失が５分以上継続	
		⑧	炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知	
		⑨	原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知	
		⑩	残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が１時間以上継続	
		⑪	原子炉制御室等の使用不能	
		⑫	照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下	
		⑬	敷地境界の空間線量率５μSv/ｈが10分以上継続	

３　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準による避難（ＵＰＺ（おおむね５㎞～30㎞）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準に照らし、国から避難の指示等が行われることとなっている。

ＯＩＬと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm β線：13,000cpm （1ヶ月後の値） （皮膚から数cmでの検出器の計測数）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

なお、緊急事態区分やＯＩＬに基づき県や町がとるべき措置について以下に示す。

緊急事態区分やＯＩＬに基づき県や町がとるべき措置

警戒レベル 範囲	緊急事態区分		
	警戒事態段階（ＥＡＬ１）	防護準備段階（ＥＡＬ２）	防護実施段階（ＥＡＬ３）
ＰＡＺ圏内（５㎞内）における対応	・要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要配慮者の避難実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・避難の実施
ＵＰＺ圏内（30㎞内）における対応		・状況に応じて屋内退避準備	・状況に応じて屋内退避を実施
ＵＰＺ圏内（30㎞外）における対応	・要配慮者の避難準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）	・要配慮者等の避難等受入 ・避難準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）	・避難者の受入れ

運用上の介入レベル	ＯＩＬ		
	ＯＩＬ１	ＯＩＬ４	ＯＩＬ２
範囲	即時避難	除染実施	一時退避
ＰＡＺ圏内（５km内）における対応			
ＵＰＺ圏内（30km内）における対応	・避難の実施	・体表面除染の実施	・一時移転の実施
ＵＰＺ圏内（30km外）における対応	・避難の受入	・体表面除染の実施	・一時移転の受入

第３章　防護対策の決定

１　決定事項の伝達

(1)　内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市（以下「関係市町」という。）の長に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

(2)　町長による避難の指示等

ア　町長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。

イ　町長は、特定事象等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ウ　町が避難指示等を行う場合においては、今後の事故進展も考慮に入れた上で、避難等に協力を求める機関や組織に対し幅広く連絡を行う。

エ　町長は、避難等の指示を行った場合は、自らの広報手段による広報のほか、県を通じて緊急警報放送の実施を依頼するなど､あらゆる手段を用いて住民等に指示内容を伝達する。

オ　原子力災害等の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を行うものとする。

２　防災関係機関への通知

(1)　県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は町長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、金沢海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

(2)　町長は、防護対策の対象となる範囲や人数、対象地域での防護対策実施に関する責任者等の情報については、自ら又は県や合同対策協議会を通じて情報提供を行う。

第４章　防災業務関係者の防護措置

１　防護対策活動実施前

(1)　町は、防災対策の拠点施設を設け、防災業務関係者の被ばく管理が行える体制を整備する。

(2)　屋内退避、又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務関係者の防護については、必要に応じ、次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

防護資機材

防　護　服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

(3)　町は、防護資機材の補充、追加配備の必要性に関して、県と協議の上、他からの融通や追加購入について対応する。

２　防災業務関係者の被ばく管理

(1)　防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。

(2)　防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度（下表）を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

(3)　防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

(4)　町は、防災業務関係者の被ばく管理として以下のような対応を徹底する。

①　身体汚染の防護のための防護服や手袋等の着用

②　被ばく線量管理用のための線量計の装備

(5)　防災業務関係者は、外部被ばくを軽減するため、以下の点に留意して活動すること。

①　遮へい物による放射線影響の軽減

②　放射線源から離れることによる放射線影響の軽減

③　作業時間の短縮による放射線影響の軽減

(6)　防災業務関係者は、内部被ばくを軽減するため、以下の点に留意して活動すること。

①　マスクや呼吸保護具を用いた放射性物質の吸入摂取防護

②　汚染飲食物や汚染区域での飲食禁止などの経口摂取防護

③　防護衣やゴム手袋の着用による放射性物質の皮膚や創傷吸収の防護

放射線業務従事者に対する線量限度

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">理対象者の区分</th><th rowspan="2">実効線量限度
（全身）</th><th colspan="3">等価線量限度（組織・臓器）</th></tr>
<tr><th>皮膚</th><th>目の水晶体</th><th>腹部表面</th></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠中の女子</td><td>１mSv
（出産までの間※の内部被ばく）</td><td rowspan="4">500mSv/年</td><td rowspan="4">150mSv/年</td><td>２mSv
（出産までの間※）</td></tr>
<tr><td colspan="2">女子</td><td>５mSv/３月</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">上記以外の
放射線業務従事者</td><td>100mSv/５年</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>50mSv/年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急時</td><td>災害拡大防止・人名救助等の作業者</td><td>100mSv
（累積）</td><td>１Sv（＝1,000mSv）
（累積）</td><td>300mSv
（累積）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>上記以外の作業者</td><td>50mSv
（累積）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

※本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間

第５章　広報及び指示、伝達

１　広報及び指示、伝達の実施

町長は県本部長とともに、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

なお、広報の実施にあたっては、防災行政無線、安心ほっとメール、緊急速報メール、ホームページ、ケーブルテレビ、広報車などあらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

また、町長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1)　事実を伝えること。

(2)　正確に伝えること。

(3)　簡潔に伝えること。

(4)　明瞭に伝えること。

(5)　必要な事項は省略せずに伝えること。

(6)　最新の情報であること。

(7)　あいまいな情報は慎むこと。

(8)　礼儀正しく伝えること。

(9)　繰り返し行うこと。

２　広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

(1)　事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要

(2)　災害の状況と今後の予測

(3)　発電所における対策状況

(4)　国、県、町及び防災関係機関の対策状況

(5)　区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示

(6)　屋内退避、又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域

(7)　その他必要と認める事項

３　広報体制

町における広報体制等については、おおむね次のとおりとする。

(1)　広報体制表

<table>
<tr><th colspan="3">広報機器及び車輌</th><th>広報責任者</th><th>広報担当者</th><th>機器管理責任者</th></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="2">屋外拡声子局
戸別受信機
防災ラジオ</td><td>総務部長</td><td>広報班又は総務部長が指定する者</td><td>総務部長</td></tr>
<tr><td>各種機器</td><td colspan="2">情報発信用パソコン
・安心ほっとメール
・緊急速報メール
・ホームページ
・ケーブルテレビ</td><td>総務部長</td><td>広報班又は総務部長が指定する者</td><td>総務部長</td></tr>
<tr><td rowspan="6">広報車輌</td><td rowspan="5">公用車</td><td>トヨタプロボックス（総務）</td><td rowspan="5">総務部長</td><td rowspan="5">広報班又は総務部長が指定する者</td><td rowspan="5">総務部長</td></tr>
<tr><td>トヨタサクシード（情報）</td></tr>
<tr><td>ニッサンウイングロード（危機）</td></tr>
<tr><td>ニッサンテラノ（地域）</td></tr>
<tr><td>トヨタカローラフィルダー（生涯）</td></tr>
<tr><td>消防車</td><td>宝達志水町消防団
消防ポンプ自動車（４分団）</td><td>総務部長</td><td>消防団長及び各分団長が指定する者</td><td>総務部長</td></tr>
</table>

(2)　防災関係機関等への通報連絡体制

機関名	電話番号	ＦＡＸ番号
石川県危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
志賀原子力規制事務所	0767-32-2323	0767-32-5193
羽咋警察署	0767-22-0110	0767-22-1078
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	0767-22-0089	0767-22-5319

第６章　屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、町では、町民センター「アステラス」を放射線防護対策施設の拠点と位置づけ、原子力災害時における屋内退避施設として要配慮者等の保護の確保を図るものとする。

１　屋内退避の指示、伝達

(1)　町長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。

(2)　町長は、区域内の住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

(3)　町長は、区域外の住民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

２　住民等への指示事項

町長は、屋内退避を実施するときは区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

(1)　住民等は、原則として屋内にとどまること。

(2)　外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。

なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設等に退避すること。

(3)　すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。

(4)　すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。

(5)　できるだけ窓際から離れて屋内の中央にとどまること。

(6)　食料品の容器にはフタ又はラップをすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

(7)　テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による町及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。

(8)　電話による問い合わせは控えること。

３　屋内退避時の対応

(1)　区域内の住民は、町が行う屋内退避の指示内容を踏まえ、適切に行動すること。

(2)　区域内の住民は、常に町やメディア等からの情報に留意するよう努める。

(3)　区域外の住民は、必要な場合を除き、区域内に立ち入らないよう努める。

(4)　町は屋内退避者の把握を行い、屋内退避の長期化を考慮して、食料や飲料等の調達について検討する。

(5)　町は事故の進展に備え、区域内の住民に必要な情報が伝えられるよう広報体制を整える。

(6)　町は、屋内退避が長期化する場合、定期的に各戸訪問するなどして、住民の状態を確認するとともに、屋内退避が継続できない住民については、区域外へ避難するなどの措置を講じる。

(7)　町は、身体的な理由などにより屋内退避の長期化が余儀なくされる要配慮者等については、放射線防護対策施設の拠点である町民センター「アステラス」へ計画的に誘導するよう努める。

4　屋内退避の解除

町長は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に指示する。

(1)　テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による町及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。

(2)　町長が区長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに区長等を通じて提出すること。

(3)　県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

第７章　住民の避難体制

1　避難の指示、伝達

町長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、安心ほっとメール、緊急速報メール、ホームページ、ケーブルテレビ、広報車等のあらゆる手段により速やかに広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県本部長及び町長は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

2　避難先の確保、周知

(1)　町長は、地域コミュニティの維持や避難住民の支援を円滑に行うことができるよう、避難先市町（金沢市）の協力を得てあらかじめ選定した地区（集落）単位での避難先について、県とともに住民に対し事前に周知を図る。

※参考資料「避難先等に関する資料」

(2)　原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、町長は、県を通じ避難先市町（金沢市）に対して避難者受け入れを要請するとともに、避難準備を整える。

(3)　町は、独自に締結した災害時応援協定等に基づき住民避難の実施を進める場合は、広域避難の調整を行う県や国等に相談して対応する。

(4)　町は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民に対し広報を行う。

(5)　町は、避難先の周知に関して、県や避難先市町（金沢市）の協力を得て、避難者に最新の情報を提供するよう努める。

(6)　あらかじめ選定した避難先市町(金沢市)が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、町長は、県に対して他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請する。

(7)　町は、あらかじめ選定した避難先と違う場所に避難先を確保した場合には、あらかじめ選定した避難先でも避難場所が変更になった旨の案内を行うよう、避難先関係者と調整する。

(8)　住民は、絶えず町が発信する情報に留意し、自分たちの避難先がどこであるかを確認する。

３　避難手段及び避難ルート等

(1)　避難手段の確保

ア　避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、国、県、町や自衛隊等の保有する車両、民間車両などあらゆる手段を活用する。

イ　自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。

ウ　自家用車で避難する住民は、要配慮者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。

エ　町は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、あらかじめ地区ごとに一時集合場所を設けるとともに、必要に応じて避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。

(2)　基本的な避難ルート

ア　町は、避難を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて、住民に対し事前に周知を図る。なお、基本的な避難ルートは、国道、県道などの主要な幹線道路とする。

※参考資料「避難先等に関する資料」

イ　自家用車以外の避難手段を確保した場合、町は、国や県、関係する機関等とともに、より多くの住民避難に活用できるよう運行ルート等の検討を行い、運行者等へ提示する。

ウ　町は、避難ルートのうち、町の管理する道路についてパトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行う。

エ　避難を円滑に実施するため、町は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における町管理道路の交通規制・交通誘導体制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

(3)　避難の誘導及び確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、次によるものとする。

ア　避難誘導時の警察、消防との連携

町は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、羽咋警察署と避難対象地域及び避難誘導の調整、確認等を行うとともに、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部及び消防団と協

力して、避難対象地域の避難指示等の広報及び避難誘導を実施する。

イ　避難誘導時の地域との連携

町は、避難対象地域の一時集合場所（各地区の集会所）へ職員を派遣し、避難対象地域の自主防災組織等と連携し、自力で避難が困難な住民の誘導、保護及びバス避難の対応にあたる。

ウ　避難対象地域の避難完了の確認方法

各自主防災組織及び消防団は、可能な限り各戸訪問を実施し、住民の避難完了を確認する。

エ　避難完了の報告

各自主防災組織及び消防団は、避難の確認を完了した後、町災害対策本部へ「避難完了」を報告する。

４　スクリーニングの実施

(1)　町は、国や県が避難住民に対して汚染拡大防止等のため実施するスクリーニングや除染に協力する。

(2)　原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、町は県と連携して、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行う。

５　学校等における対応

(1)　町は、学校等が避難区域となる場合において、対象となる学校等の施設管理者に対して、避難指示の連絡を行うとともに、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。

(2)　学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定する。

(3)　町は、学校から児童・生徒の避難状況について逐次情報を得るとともに、事故の状況や輸送手段確保の状況を踏まえ、速やかな避難対応に努める。

(4)　町は、学校の避難状況について、合同対策協議会のほか、避難住民等に最新の情報を提供するよう努める。

６　避難住民等への指示事項

町長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

(1)　町長又は区長等の指示を確認してから行動すること。

(2)　マスク及び外衣を着用すること。

(3)　携行品は必要最小限にとどめること。

(4)　火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

(5)　隣人にも避難の指示を確認すること。

７　避難所責任者について

町は、避難所に避難所責任者をおく。また、できるだけ早期（避難開始後１週間を目途）に、町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制に移行する。

(1)　避難所責任者の業務

ア　避難所責任者は、町災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならず、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務について、避難所となる施設管理者や避難先市町（金沢市）職員に協力を求める。

イ　避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ　避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次町災害対策本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。

・常に町災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。

・住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。

・町災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。

・避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

(2)　避難所における情報の提供

町長は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

ア　災害の状況と今後の予測

イ　発電所における対策状況

ウ　国、県、町及び防災関係機関の対策状況

エ　その他必要な事項

８　避難所における住民等の留意事項

住民等は、避難所において次の事項に留意する。

(1)　避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。

(2)　県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。

(3)　被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

第８章　要配慮者の避難体制

１　避難先の確保、周知

(1)　在宅の要配慮者

ア　町は、避難行動要支援者台帳等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。

イ　避難先市町（金沢市）は、要配慮者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

ウ　町は、速やかに避難先市町（金沢市）等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者をできるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

(2)　社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

ア　社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。

イ　原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、町は県と連携して、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。

ウ　町は国、県と連携して、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。

エ　社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

２　避難手段及び避難ルート等

バス、福祉車両等の避難手段のうち、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかについては、町が、国、県とともに、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第９章　避難先市町の受入について

１　避難所の開設、運営等

(1)　開設、運営等

ア　避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町（金沢市）が施設管理者と協力して行う。

イ　避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならず、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、町と避難先市町（金沢市）の職員が協力して実施する。

ウ　町は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

エ　避難所の運営についてはできるだけ早期（避難開始後１週間を目途）に、町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。

オ　避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先市町（金沢市）側で継続して行う。

(2)　避難物資の確保

ア　避難所への食糧や毛布等避難物資については、町は県と連携し、国や関係事業者、避難先市町（金沢市）等に要請し、迅速に確保する。

イ　町は、避難物資に関し、避難者へ適切に配布できるよう、避難所ごとにニーズの把握に努めるとともに、必要な物資について、県や国等と連携し確保に努める。

(3)　福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町（金沢市）が施設管理者の協力を得て行う。

(4)　避難者の移転等

町は、県等と連携し、避難住民の健康調査を実施するなど、避難者の体調管理に努めるとともに仮設住宅の建設や空き住居の確保、ホテル等の確保を図り、避難者をできるだけ早期に避難施設以外の場所に移転するように努める。

２　避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町（金沢市）の負担とならないことを原則とする。

附　則

この計画は、平成25年３月25日から施行する。

附　則

この計画は、平成28年３月15日から施行する。

（参考）作成理由：平成24年９月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の改定、並びに、平成25年３月「石川県地域防災計画原子力防災計画編」の修正、平成25年３月「宝達志水町地域防災計画（原子力災害対策編）」の策定に伴い作成

14－２　宝達志水町津波避難計画

第１章　総則

１　目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

２　計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

３　用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1)　津波浸水想定区域

想定する津波が発生したときの浸水の区域をいう。

(2)　避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

第２章　避難計画

１　津波浸水想定区域及び到達予想時間

「平成23年度石川県津波浸水想定調査報告書」及び「平成28年度石川県津波浸水想定調査報告書」に基づき、別紙〔第１編第５節「被害想定」〕のとおり設定する。

２　避難対象地域

「石川県津波浸水想定区域図」に基づき、平成25年３月に作成した宝達志水町津波ハザードマップでは、主に海岸部には津波浸水想定区域は存在するものの、住家のある地域への浸水は想定されていない。

このため、本町では、千里浜なぎさドライブウェイをはじめ、年間を通して多くの観光客、海水浴客、釣り客等が訪れる海岸部を避難対象地域とする。

第３章　初動体制

１　連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は次のとおりとする。

(1)　津波注意報が発表された場合（震度３以上の地震が発生した場合）

危機管理室職員が自主参集する。

(2)　津波警報が発表された場合（震度４以上の地震が発生した場合）

危機管理室及び関係職員が自主参集し、警戒配備体制を整える。

（総務課長、地域整備課長、農林水産課長、健康福祉課長、学校教育課長）

(3)　大津波警報が発表された場合（津波災害の発生又はおそれがある場合、震度５弱以上の地震が発生した場合）

原則全職員が自主参集し、災害対策本部体制を整える。

伝達系統図

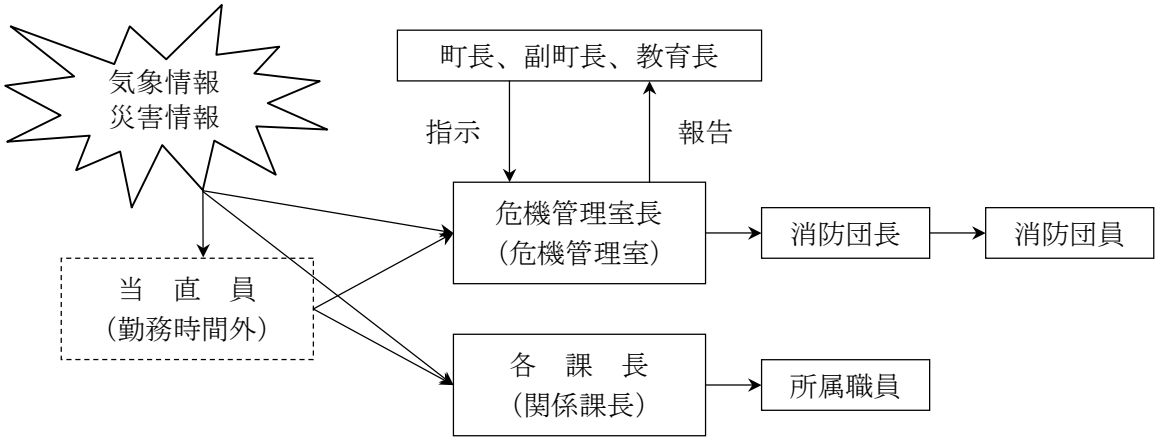

２　配備体制

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	町域（石川県能登）に津波注意報が発表されたとき。	防災担当課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 （防災担当課職員）
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	町域（石川県能登）に津波警報が発表されたとき。	上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 （防災、土木、農林担当課職員等） ※所属長の判断により上記以外の課職員を動員する場合がある。
災害対策本部体制		・町域（石川県能登）に大津波警報が発表されたとき。 ・町域に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのあるとき。 ・町域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町域に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。	全職員（自主登庁）

第４章　津波情報等の収集・伝達

１　津波情報等の収集・伝達

津波予報・津波情報の伝達系統は次のとおりとする。

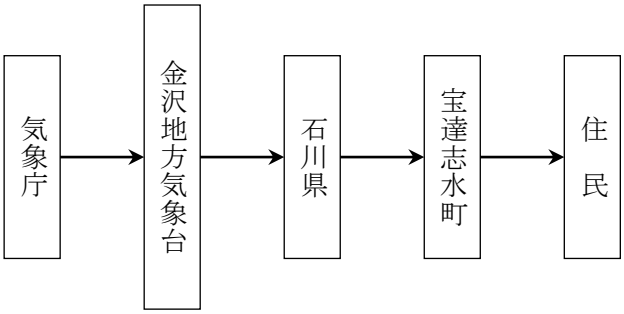

第５章　避難指示等の発令

１　発令基準

(1)　避難勧告又は避難指示の発令基準は次のとおりとする。

①　津波警報や津波注意報を認知した場合又は通知を受けた場合は、町長は、観光客、海水浴客、釣り客、漁業関係者等の海岸付近にいる者に対して、直ちに津波警報や津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れ、急いで安全な場所に避難するよう避難勧告又は避難指示を発令する。

②　強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ、町長が避難の必要を認めたときは、①と同様、海岸付近にいる者に対して、避難勧告又は避難指示を発令する。

(2)　避難勧告又は避難指示の解除の基準は次のとおりとする。

津波警報や津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断されたときは、避難勧告又は避難指示を解除する。

２　発令時期及び伝達方法等

(1)　発令時期及び手順

避難勧告又は避難指示の発令は、町長が１の発令基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。町長が不在あるいは連絡がとれない場合は、副町長、総務課危機管理室長の順位でこれを代行する。

(2)　伝達方法

避難勧告又は避難指示を発令する場合の海岸付近にいる者への伝達方法は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等の多様な手段を活用する。

第６章　津波対策の教育・啓発

１　津波防災に関する教育・啓発

様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育や啓発を実施し、観光客、海水浴客、釣り客、漁業関係者等をはじめ、住民に対し、津波避難における「津波に対する心得」の周知を図る。

＜津波に対する心得＞

① 強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸付近から離れ、急いで安全な場所に避難する。

② 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、急いで安全な場所に避難する。

③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。

④ 津波注意報でも海水浴や釣りは危険なので行わない。

⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

２　人材の養成

消防団員、自主防災組織のリーダー等を対象に、津波避難に関する講習会を行い、津波防災教育・啓発の中心となる人材を養成する。

第７章　避難訓練

１　津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、年１回以上、津波情報の伝達等を中心とした津波避難訓練を実施するよう努める。なお、訓練参加者には、津波に対する啓発を行い、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

第８章　その他の留意点

１　観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会等の関係団体と共同して、観光客、海水浴客、釣り客等への避難対策を定める。

① 情報伝達

② 施設管理者の避難対策

③ 自らの命を守るための準備

④ 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

⑤ 津波啓発、避難訓練の実施

２　避難行動要支援者の避難対策

津波避難において、避難行動要支援者となり得る者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるにあたっては、避難行動要支援者となり得る要因に応じて、情報伝達や避難行動の援助といった点に留意する。

＜参考資料＞

１　津波浸水想定結果の概要

(1)　浸水面積（km²）

市町名	平成28年度			（参考）平成23年度			増　　減		
	住居地域	非住居地　域	計	住居地域	非住居地　域	計	住居地域	非住居地　域	計
宝達志水町	－	0.39	0.39	－	0.61	0.61	－	▲0.21	▲0.21

資料：平成28年度石川県津波浸水想定調査報告書

(2)　最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

市町名	最大津波高（m）			最大津波到達時間（分）	影響開始時　　間（分）
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
宝達志水町	3.6	4.1	▲0.5	26	23

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20㎝の海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

資料：平成28年度石川県津波浸水想定調査報告書

２　津波シミュレーション結果の概要

津波シミュレーション結果概要（構造物なし）

波源	海岸付近の最大津波高（平均）	浸水面積	海岸等への第一波到達時間	海岸付近の最大津波高（低い地点～高い地点）	最大浸水標高（陸域の最高地点）
日本海東縁部	2.5m	0.62km²	70分～71分	1.6m～2.8m	4.0m
能登半島東方沖	2.0m	0.44km²	86分～96分	1.5m～2.7m	3.4m
能登半島北方沖	3.1m	0.56km²	42分～44分	2.6m～3.8m	4.8m
石川県西方沖	3.0m	0.55km²	32分～35分	2.5m～3.8m	4.7m

資料：平成23年度石川県津波浸水想定調査報告書